

# 第七次只見町振興計画

The 7th General Development Program of Tadami

ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち  
自然首都・只見の挑戦「人と自然の共生」



明和小学校伝統芸能発表会「梁取神楽」

福島県只見町



# 第七次只見町振興計画

The 7th General Development Program of Tadami

ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち  
自然首都・只見の挑戦「人と自然の共生」









## 第七次只見町振興計画の策定にあたり



日本でも有数の豪雪地帯である只見町には、世界に誇れる広大なブナの原生林や守るべき希少な動植物が多く存在しています。これらの豊かな自然環境の中で、私たちは地域資源の恵みを受けながら、それぞれが受け継ぎ、支え合いながら、暮らしと文化を育んできました。

現在、我が国は急速な少子高齢化と人口減少が大きな問題となっており、この只見町においても、どのようにこの地域を維持・発展をさせていくかが重要な課題となっております。

従前の第六次只見町振興計画においては、～ブナと生きるまち 雪と暮らすまち「奥会津只見の挑戦 真の地域価値観の創造」～を理念に掲げ、日本の自然の中心地は只見という「自然首都・只見」を宣言し、これまでの都市部を追随するような地域振興とは決別し、守り育てられてきた町の自然やそれをよりどころとして育まれた歴史・文化・産業などを活かした町づくりを進めてきました。その成果として、平成26年6月12日には「只見ユネスコエコパーク」への登録が決定し、今後のまちづくりにおいて大きな意義をもつものとなりました。

この第七次只見町振興計画の理念は、～ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち 自然首都・只見の挑戦「人と自然の共生」～です。これは、これまでに培われてきた様々な基盤を礎として、私たちの生活に新たな心の豊かさを求め、次の世代へ守り伝えていくために挑戦を続けていくものです。そして、ユネスコエコパークの理念である「人と自然の共生」を保ちながら、持続可能な地域の発展を目指すものであります。

今回の計画書には、計画策定の会議の中で携わった専門部員の皆様からいただいた、“只見町の10年後の将来像「夢」”を巻末に掲載させていただきました。この町の将来像「夢」の実現に向かって、皆さまと手を取りあって各種事業へ取り組む考えであります。

結びに、振興計画策定にあたり熱心にご協議いただきました振興計画審議委員並びに振興計画専門部員の方々をはじめ、住民の皆様、議会議員の皆様にご心からお礼申し上げますとともに、計画実現に向け、住民の皆様をはじめ、国、県、関係団体等のより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

平成28年3月

只見町長 目黒吉久



## も く じ

# 基本構想

第1章	振興計画策定のあらまし	9
	1. 計画策定の趣旨	9
	2. 計画の性格	9
	3. 計画の期間と構成	10
	4. 計画を実現する手法	11
第2章	基本計画策定にあたっての基本認識	12
	1. 只見町が目指す10年後の姿	12
第3章	まちづくりと只見ユネスコエコパーク	13
	1. 第六次只見町振興計画と只見ユネスコエコパーク登録の関わり	13
	2. ユネスコエコパークの概要	13
	3. ユネスコエコパークが目指すもの	14
	4. 第七次只見町振興計画と只見ユネスコエコパークの関わり	14
	5. 時代背景と只見ユネスコエコパーク創生プロジェクト	15
第4章	目指すまちづくりの基本目標と理念	18
	1. まちづくりの基本目標	18
	2. 基本理念	18
第5章	目標実現のための5つの施策の大綱	19
	I. 自然と共生するまちづくり	19
	II. 文化に根づく人づくりと学び続けるまちづくり	19
	III. 住民が主役のまちづくり	20
	IV. 住みやすいまちづくり	20
	V. 働きがいのあるまちづくり	21





# 基本計画

第1章	I. 自然と共生するまちづくり	25
	1. 自然保護意識の醸成	26
	2. 雪と共存するまちづくり	28
	3. 道路網の整備と定住環境の整備	30
	4. 自然と調和し地域イメージに合った景観づくり	32
	5. 水環境の保全と上下水道の整備	34
	6. 環境衛生の充実	35
第2章	II. 文化に根づく人づくりと学び続けるまちづくり	37
	1. 将来の只見を担う子どもたちの教育の充実	38
	2. 家庭教育力・地域教育力の向上	44
	3. 魅力ある生涯学習の推進	46
	4. 地域文化の振興(地域で育まれた人の技・物・食の伝承)	48
	5. 生涯スポーツ・レクリエーションの推進	50
第3章	III. 住民が主役のまちづくり	53
	1. 集落・振興センターなど住民交流を主体とした地域づくり	54
	2. 新たな視点による地域づくり	56
	3. 行政情報の積極的な公開と公聴機会の充実	58
	4. 効率的な行財政運営	60
	5. ICT(情報通信技術)の活用	62
	6. 総合的な土地利用・公共交通体系の確立	64
第4章	IV. 住みやすいまちづくり	67
	1. 共に支え共に生きる福祉のまちづくり	68
	2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり	72
	3. 安心して子どもを産み育てられるまちづくり	74
	4. 高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくり	76
	5. 障がいの有無に関わらず共に生きるまちづくり	78
	6. 安心して暮らせるまちづくり	80



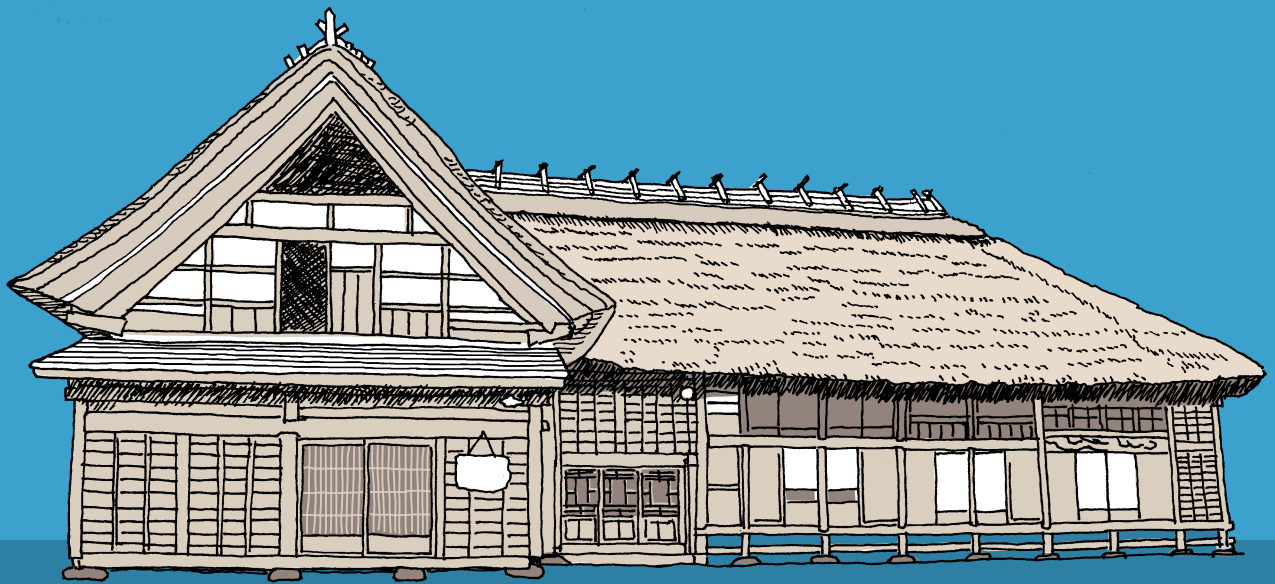
第5章	V. 働きがいのあるまちづくり	83
	1. 受け継ぎ託す、プライド農業の実践	84
	2. 豊かな森林を活かした林業の振興	86
	3. 水の郷にふさわしい水産業の振興	87
	4. 活力と賑わいそして持続ある商工業の確立	88
	5. 地域経済の発展を担う魅力ある観光の推進	90
	6. 産業間連携による地域経済の発展	92
第6章	主な施策の着手時期の区分	95
	I. 自然と共生するまちづくり	96
	II. 文化に根づく人づくりと学び続けるまちづくり	98
	III. 住民が主役のまちづくり	100
	IV. 住みやすいまちづくり	102
	V. 働きがいのあるまちづくり	105

## 資料編

1.	町財政の状況	110
2.	人口の現状と将来の人口分析(只見町人口ビジョン抜粋)	111
3.	只見町人口ビジョン及び只見町総合戦略	114
4.	人口ビジョンの基礎分析による総合戦略での取り組みの方向性と人口目標	114
5.	只見町振興計画審議会条例	117
6.	只見町振興計画審議会委員名簿	118
7.	諮問文	119
8.	答申文	120
9.	只見町振興計画策定本部設置要綱	121
10.	振興計画策定本部専門部員名簿	123
11.	専門部会での策定経過	124
12.	第七次只見町振興計画の策定経過	125
13.	振興計画策定にかかる関連調査等	125
14.	只見町の10年後の将来像「夢」	126



# 基本構想



旧長谷部家住宅(只見町叶津)

#### 旧長谷部家住宅

かつて八十里越の番所として使われた住宅で、江戸後期の建造物と思われます。また、この住宅は福島県の重要文化財に指定されています。



# 第1章 振興計画策定のあらまし

## 1. 計画策定の趣旨

只見町は昭和44年3月に「只見町振興計画」を策定して以来、平成27年度で計画期間が満了を迎えた「第六次只見町振興計画（平成18年度～27年度）」まで、振興計画を町の総合計画、最上位計画として位置付け、計画期間内のまちづくりの指針とし事業展開を図ってきました。

前「第六次只見町振興計画」においては、市町村合併の大きな時代の流れの中、あえて合併をしない道を選択し、厳しい財政状況下で、只見町集中改革プラン及び行財政改革大綱などにに基づき、多様化した住民ニーズや高度情報通信社会、少子高齢化や環境重視の新時代に対応した事業を計画的に進め、緩やかながらも着実に発展を遂げてきました。

しかし、平成23年3月に発生した「東日本大震災」では、直接的な被害はなかったものの福島第一原子力発電所事故による風評被害は、今もなお町の経済等へ影響を及ぼしています。また、同年7月に起きた「新潟・福島豪雨」では、只見町はこれまでにない水害に見舞われましたが、同年9月に豪雨災害からの復興の基本方針を示し、災害復旧事業を最優先に事業展開を図ってきたところです。

「第六次只見町振興計画」では～ブナと生きるまち 雪と暮らすまち「奥会津只見の挑戦 真の地域価値観の創造」～を理念に掲げ、従前の都市部に追従する地域振興とは決別し、都市部にはない只見地域の豪雪が特徴づける豊かな自然環境、それをよりどころとする伝統的な生活・文化・産業を活かしたまちづくりを進めてきました。その豊かな自然環境を特徴づけるキーワードとして、日本の自然の中心地は只見町とし、平成18年に「自然首都・只見」宣言を行い、只見町ブナセンターの設立など積極的に事業を展開してきたところです。

その結果、平成26年に「只見ユネスコエコパーク」の登録が実現し、世界的にも只見地域の価値が認められました。これにより、ユネスコエコパークの理念が、「第七次只見町振興計画」における事業を推進するうえで非常に重要な役割を持ち、その登録が、未来に向けた大きな可能性をもたらしています。

現在国は、人口減少社会の到来を迎え、将来にわたって「活力ある日本社会」の構築のために、「地方創生」を提唱し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開を実施することとしています。只見町では、平成27年10月に国の総合戦略に基づき、「只見町人口ビジョン」及び「只見町総合戦略」を策定し、短期・集中的に取り組む事業を振興計画の事業から切り出し、取りまとめを行いました。

これらの背景を踏まえ、前計画の理念を引き継ぐとともに、心の豊かさを求め、ユネスコエコパークの理念である「人間と自然の共生」を保ちながら、持続可能な地域の発展を目指して、住民と行政がまちづくりの課題や目標を共有するための計画としてこの「第七次只見町振興計画」を策定するものです。

## 2. 計画の性格

「第七次只見町振興計画」は、只見町のまちづくりの理念・将来像・基本的施策の方向性を示すものであり、これからのまちづくりの指針となるものです。

計画の実現にあたっては、住民と行政の協働によるまちづくりを基本姿勢として進めていきます。

### 3. 計画の期間と構成

#### 【基本構想】

基本構想は、町政運営の根幹となるもので、長期的な視点から、まちづくりの基本理念と町の将来像を定め、その実現に向けた施策の大綱を示したものです。

計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間としています。

#### 【基本計画】

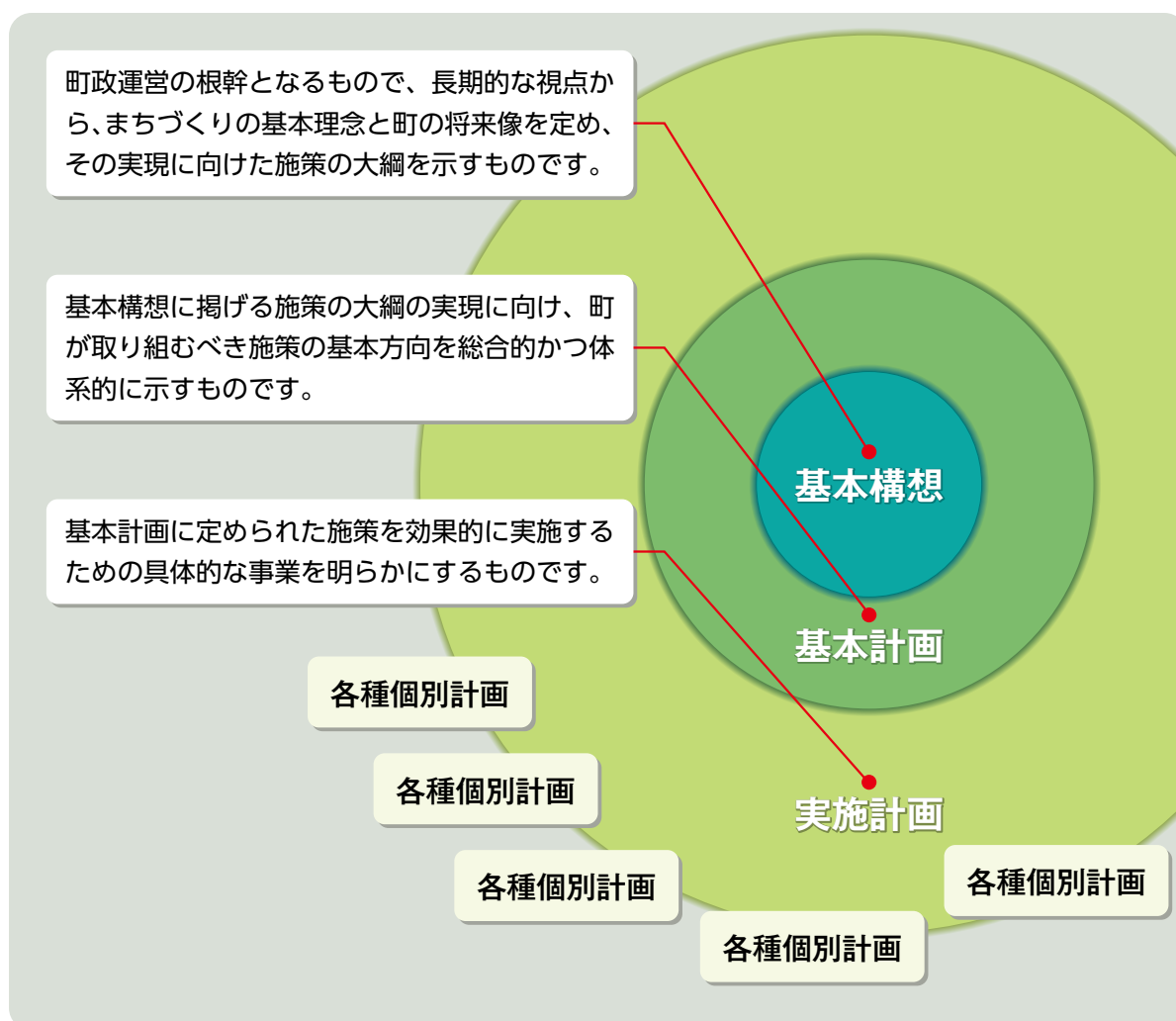
基本計画は、基本構想に掲げる施策の大綱の実現に向け、町が取り組むべき施策の基本方向を総合的かつ体系的に明らかにするものです。

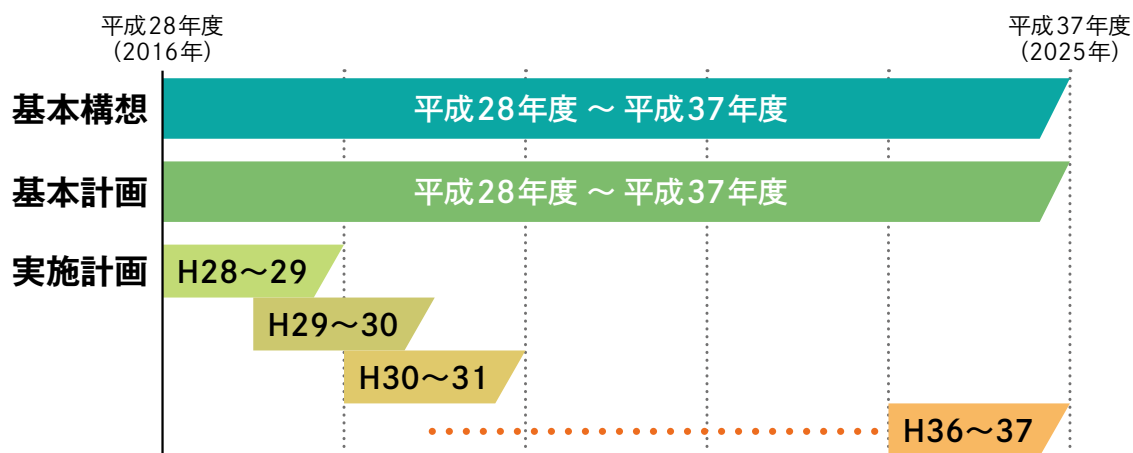
計画期間は、基本構想と同じく10年間として、社会・経済状況などの変化によっては、基本構想の枠内で必要に応じて見直しを行っていきます。

#### 【実施計画】

実施計画は、基本計画で定められた施策を効果的に実施するため、具体的な事業を明らかにするもので「只見町行財政改革プログラム」と連動しながら、財源の裏付けを伴う町政の具体的な計画とします。

計画期間は、2年間を基本とし、社会情勢や財政状況の変化、住民ニーズへの対応等を考慮しながら、毎年度見直しを行うローリング方式とします。



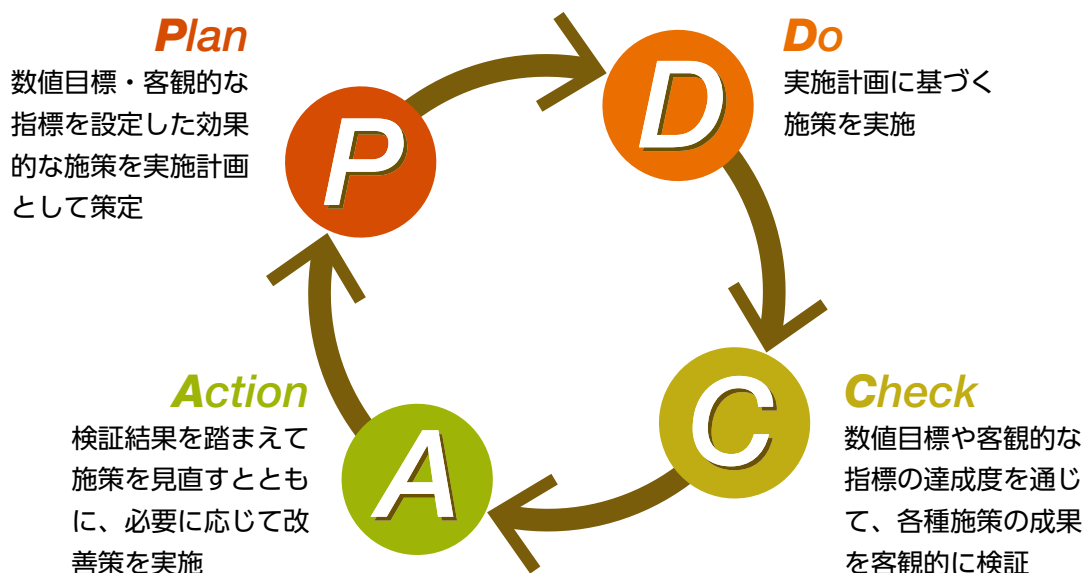


◆実施計画は、施策の実現のための事業計画と財政計画で、毎年度の予算編成の指針となるものです。計画の期間は2ヵ年とし、社会情勢や財政状況等による計画と現実の間に生じる差異を埋めるもので、基本計画は変えずに年度ごとに新たに実施する事業計画を再構成します。

#### 4. 計画を実現する手法

住民や町内各種団体等への啓蒙・啓発を図るとともに、今後、策定される各分野別の個別計画や事業計画等は、この「第七次只見町振興計画」に基づいて策定します。

各種事業の実施においては、PDCAのサイクルを取り入れ、計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して、改善（Action）に結び付けることを継続して行い、より高い効果・成果を求めながら実施していきます。



\* PDCAサイクルにおける実行計画

CHECK（評価）を、前期、中期、後期の終了年（4年目、7年目、10年目）に実施します。CHECK（検証）においては、行政自らが行うとともに、今回計画に携わっていただいた、専門部員を中心に実施し、事業の進捗（着手の有無）とそれぞれの成果（指標は、関連数値や満足度・納得感等）を確認し、検証結果として改善を図ることとします。

## 第2章 基本計画策定にあたっての基本認識

### 1. 只見町が目指す10年後の姿

自然・文化・歴史に育まれた「只見らしさ」に  
誇りと愛着を持つまちづくり

地方の村落は、もともと共同体組織であり、山にあっては、入会地の管理を通じて生活に不可欠な物資の確保を図り、川にあっては、漁や農業に必要な用水の確保を図って共同生活を営んできました。

しかし、国が近代化を図るための政策の推進が顕著になるにしたがい、地域社会のあり方が大きく変わり、地方はそのための労働力や地域資源の供給が主な役割とされてきました。

例を挙げれば、水利権の問題があり、明治29年の河川法成立以前より取水を行っていた農業用水などにのみ慣行水利権が認められましたが、新規の水利権は許可水利権となり、目の前を流れる水一滴も地域の思いに任せない時代となりました。また、入会林野についても村落の財政基盤でありましたが、昭和41年に制定された入会林野近代化法によって、入会権は近代的な登記制度になじまなくなり、送電線の線下補償や土地の貸付料などの事業外収入や特別収入が主な財源となりましたが、森林管理の面で多くのところでは、近代化のメリットはないと言われています。

これらの歴史背景は、只見町もほぼ同様であり、全国的にも過疎地域共通の変遷となっています。さらに昭和25年に国土総合開発法が施行され、本格的な電源開発が始まり、本町では田子倉ダム、滝ダム、只見ダムの建設により、多くの住民の転出と優良農地等の消失を伴う事業が進められてきました。これら国の近代化政策によって、共同体であった村落においては徐々に過疎が進行したため、国は昭和45年の過疎地域対策緊急措置法を皮切りに次々に過疎法の延長を図るとともに、地方交付税制度や昭和48年施行の水源地域対策特別措置法など生活基盤整備の補助金・交付金制度の導入を図り、対策を講じてきました。しかしながら、こういった国の対策にも関わらず過疎の進行は一向に歯止めがかからず、今日では地方消滅の声さえ聞こえるようになりました。

只見町は、このような厳しい時代背景の中、前「第六次只見町振興計画」において、～ブナと生きるまち 雪と暮らすまち「奥会津只見の挑戦 真の地域価値観の創造」～を標榜し、真の地域価値観を創造すべく、平成の市町村合併には参加せず、奥会津の中核的な役割を担うまちづくりを選択しました。

その意味は、最低限の生活基盤は当然必要ですが、この地域に本来必要でないものを求めて、都市部などに追随していくことからの決別で、代々この地域で受け継がれてきた自然・歴史・文化・暮らし・産業などの地域特性を活かしたまちづくりを進め、豊かな自然の中に存在する山村に住む者として、都市部では享受できない、本来の人間としての価値観をしっかりと築いていこうとしたものです。

その取り組みの中で、「自然首都・只見」宣言で芽が出て、その後の成果として「只見ユネスコエコパーク」登録という形で花が咲いたと言えます。しかしながら、先人から受け継がれてきた自然・歴史・文化の継承、少子高齢化・人口減少による地域活力の衰退、若い世代や女性たちの町づくりへの参画、子どもたちの健やかな成長、そして人の賑わいの創出など前振興計画においても解決できなかった課題や時代変化に伴う新たな課題が生じてきました。

そこで、これらの課題を解決するために、「第七次只見町振興計画」ではこれまで築き上げた土台の上に、新たな心の豊かさを求めていくために、「人と自然の共生」を標榜し、実を結ぶべきものとして、自然・文化・歴史に育まれた「只見らしさ」に誇りと愛着を持つまちづくりを目指すこととします。



## 第3章 まちづくりと只見ユネスコエコパーク

### 1. 第六次只見町振興計画と只見ユネスコエコパーク登録の関わり

只見町は、過疎・高齢化、それに伴う地域産業の衰退が急速に進み、地域社会を今後どのように維持・発展させていくかが大きな課題となっています。そのような中で、町は平成の大合併を選択せず、平成18年に「第六次只見町振興計画」を策定し、独自のまちづくりを歩むこととしてきました。

この「第六次只見町振興計画」における理念は、「ブナと生きるまち 雪と暮らすまち「奥会津只見の挑戦 真の価値観の創造」～でした。すなわち、これまでのように都市部を追随するような地域振興と決別し、都市部にはない只見地域の豪雪が特徴づける豊かな自然環境、それらをよりどころとしてきた伝統的な生活・文化・産業を活かした町づくりを進め、人間は生態系の一部であるという人間本来の価値観を築くことを具体化するために様々な事業を展開することとしていました。

特に理念の一つである「ブナと生きるまち」の実現のため、ブナを核とした対外活動・普及活動・研究活動・情報発信活動などの拠点として、平成18年に「只見町ブナセンター」を開設しました。また、平成19年には日本の自然の中心地は只見であるという「自然首都・只見」宣言を行い、ブナ林に代表される只見の自然環境を保護・保全し、次世代に引き継いでいく責務を宣言したところです。

そして、「第六次只見町振興計画」での理念と事業計画とあわせ「自然首都・只見」をより強力に具体化させるために、自然環境や天然資源を保護・保全しつつ、それらを持続可能な形で利活用を通して地域の社会経済の発展を目指す「ユネスコエコパーク」登録に向けて戦略的に取り組み、平成26年6月12日に「只見ユネスコエコパーク」への登録を実現したところです。

### 2. ユネスコエコパークの概要

ユネスコエコパークは、ユネスコ（国連教育科学文化機関）が実施する「人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画」の中心事業である「生物圏保存地域（Biosphere Reserves：略称BR）」のことで、

MAB計画は、世界中で人間活動による環境破壊が進み、人間自身の生存基盤でさえも脅かされている現状の中で、人間と自然環境の調和のとれた関係を築き上げるための科学的な調査・研究、情報交換を行う国際協力事業として1970年に発足しました。その後、MAB計画の中で、地域の自然環境の保護・保全を図りつつ、それら自然環境や天然資源を持続可能な形で利活用することで地域の社会経済的な発展を図ることを目的にBR制度が設けられました。BRは、いわば「人間社会と自然環境の共生を実践するモデル地域」として国際的に認定されるものです（一方、ユネスコ世界自然遺産は、世界唯一無比の貴重な自然環境を厳重に保護することを目的としています）。

日本国内では、BRの認知度向上を図るために、一般的に「ユネスコエコパーク」と呼ばれており、世界では119ヶ国631地域、日本国内では7地域が登録されています（平成26年6月現在）。



只見ユネスコエコパーク  
のロゴマーク

### 3. ユネスコエコパークが目指すもの

ユネスコエコパークは、その目的である「人間社会と自然環境の共生」を実現するために以下の3つの目標を掲げています。



これら3つの目標はそれぞれが独立するものではなく、互いに補完、強化しあう関係になります。

この「第七次只見町振興計画」では、ユネスコエコパークの目的を達成するために、3つの目標に関連する事業計画を組み立て、実行することで「只見地域の社会経済的な維持・発展」を実現することとしています。

### 4. 第七次只見町振興計画と只見ユネスコエコパークの関わり

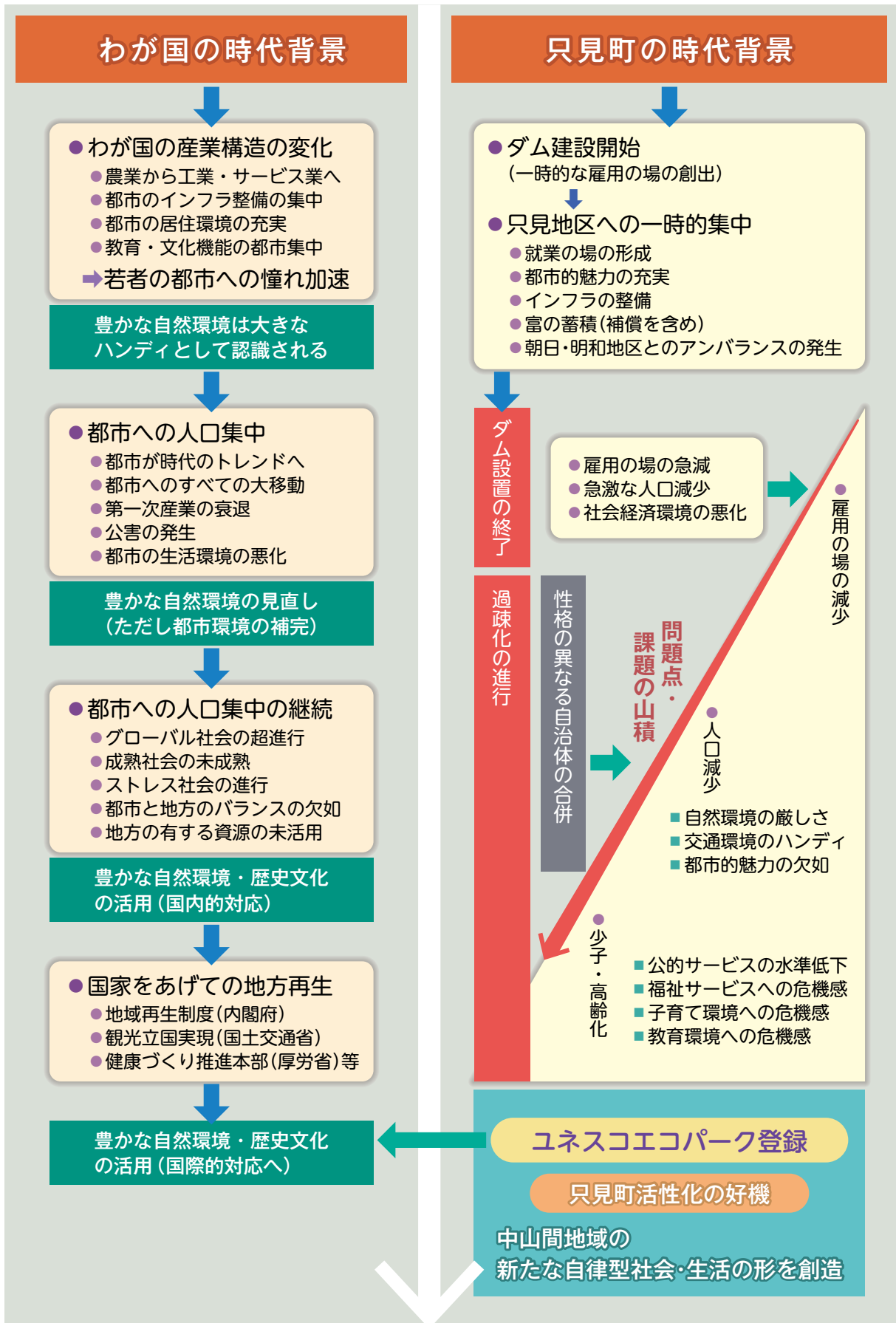
「第七次只見町振興計画」は、前計画で進めてきたまちづくりを継承する形で基本理念を引き継ぐとともに、心の豊かさを求め「只見ユネスコエコパーク」の取り組みによる地域社会の発展を目指すため、～ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち 自然首都・只見の挑戦「人と自然の共生」～をまちづくりの基本理念としました。

この基本理念のもと、本計画においては、ユネスコエコパークの3つの目標、「自然環境、生物多様性の保護・保全」、「学術調査研究、教育・研修、人材育成」そして「持続可能な環境・資源の利用と地域の社会経済の発展」を推進するための施策を取り入れ、策定をしたところです。

その理由として、「只見ユネスコエコパーク」に登録となった本町では、これらの目標達成に向けた取り組みなくして、町の将来を描くことはできないものと考えているからです。

ゆえに、この「第七次只見町振興計画」はこれらの認識に立ち、本町の将来に向け、基本計画における事業の展開をしっかりと図っていくものです。

## 5. 時代背景と只見ユネスコエコパーク創生プロジェクト



# 只見ユネスコエコパーク創生プロジェクト

— 住民一人ひとりが新交流システムの創造者・担い手です!! —

只見町の有する資源の活用

## 只見町の地域資源(自然)

- 只見ユネスコエコパーク(世界的資源)
  - ブナ天然林
  - 雪食地形(アバランチシュート)
  - 豊かな生物多様性
  - モザイク植生

## 只見町の地域資源(歴史・文化)

- 縄文遺跡
  - 会津只見考古館
- 只見町の民具
  - 「生産用具と仕事着コレクション」
- 職人巻物
  - 職業別免許皆伝等

## 只見町の地域資源(社会資源)

- 様々な能力・魅力を有する人材
  - ユニークな人材の存在
- JR 只見線
  - 新潟と福島を結ぶ秘境鉄道
- 数多くの宿泊施設
  - 合宿需要にも対応可能
- IT 環境の充実
  - 光ネットワークの整備

只見の自然・歴史・文化・人で織りなす地域絵巻

ユネスコエコパークによる新たな交流の創出

小さな拠点と小さな集落との共生と対流

- 地域特性を活かした交流の創出
- 只見ユネスコエコパークの象徴的地区の整備による交流の創出

- 健康交流の創出
- 健康の維持・増進をキーワードとした交流

地域特性を活かした交流  
× 六次産業交流



会津只見考古館



つる細工教室



ネットワークによる  
魅力の向上

● 智的\*交流の創出

- 自然・歴史・文化・人による交流が生む魅力の創出

\* 智的とは、知識と知恵を包含する意味です。

● 六次産業交流の創出

- 横の人的ネットワーク社会システムによる縦割りからの脱却

× 智的交流 × 健康交流  
= 定住環境の創出

新たな交流を創出するネットワーク

● 地域特性を活かした交流ネットワーク

- 只見・朝日・明和地区の拠点と集落との共生と交流
- 各地区の特徴を明確化したまちづくり
- 地域創生に向けた新たな地区の魅力の核を目に見える形、心に響く形で表現

施設整備の3原則

- 既存施設の徹底的活用
- 高齢者・身障者対応の組入
- 住民の日常的生活機能組入

● 智的交流ネットワーク

- 若者や観光客などの智的交流施設・プログラム
- 只見町ブナセンター、会津只見考古館、歴史的資料収蔵館等を中心とした智的交流施設・プログラムネットワーク
- 都市との質の高い人的交流ネットワーク

● 健康・スポーツ・レクリエーションネットワーク

- 季の郷湯ら里を中心とした、既存宿泊施設の交流ネットワーク
- ユネスコエコパークの活用によるレクリエーション施設・プログラムのネットワーク

● 六次産業創出推進ネットワーク

- 全事業を包括して運営する田舎社会における百姓精神の事業運営・ネットワークシステム（既存組織の活用・再編）
- 業種間・年齢間・需要と供給のバランス調整を行い、安定雇用を確保（小さなまちの新たな雇用・働き方）



ブナセンター講座



ブナ林観察会

## 第4章 目指すまちづくりの基本目標と理念

### 1. まちづくりの基本目標

自然・文化・歴史に育まれた「只見らしさ」に  
誇りと愛着を持つまちづくり

### 2. 基本理念

ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち  
自然首都・只見の挑戦「人と自然の共生」

私たちの只見町は、美しい自然に囲まれた山村です。その美しい自然と住民が共生しあって自然を守り、親しみ、活かしながら生活してきました。そして、古くから培われてきた相互扶助意識を受け継ぎ、人と人が支え合い、助け合いながら、豊かで健やかな暮らしを送ってきました。

今こそ、私たちはこれらの先人から受け継がれ育まれてきた「只見らしさ」が、かけがえのない財産であり、誇りと愛着を持って只見町を次世代に引き継いでいく原動力になると考えています。

そこで、この原動力を生み出すことをまちづくりの目標として第一に掲げ、その実現を目指す取り組みを推進していきます。

また、基本理念は前計画において独自の自然環境や文化・生活を活かした町づくりを進めた結果として世界に認められる「只見ユネスコエコパーク」に登録となった経過を踏まえ、前計画の理念を引き継ぎ、さらに私たちの生活に新たな心の豊かさを求めることとして、～ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち 自然首都・只見の挑戦「人と自然の共生」～を掲げました。

この理念に基づき只見町が有する固有の価値・魅力を維持し、発展させ、心豊かに生きることに積極的に挑戦し、「人と自然の共生」を保つこととした施策を、あらゆる行政分野において展開をしていきます。



各地域で開かれる伝統行事「おんべ」



## 第5章 目標実現のための5つの施策の大綱

第七次只見町振興計画においては、体系化した5つの行政分野に施策を分類し、それぞれに優先して解決すべきものを重点推進施策として掲げ、目標に向けて課題の改善、克服をいたします。

### I. 自然と共生するまちづくり

ユネスコエコパークに登録された、「自然首都・只見」の豊かな自然を守るための意識の醸成や自然の利活用を進めます。また、私たちの生活において、自然環境への負荷低減や景観に配慮するためのまちづくりを掲げます。あわせて最大の課題である雪を克服し、誰もがここで「住み続けたい」、「住みたい」と思えるまちづくりを目指します。

#### 【施策】

1. 自然保護意識の醸成
2. 雪と共存するまちづくり
3. 道路網の整備と定住環境の整備
4. 自然と調和し地域イメージにあった景観づくり
5. 水環境の保全と上下水道の整備
6. 環境衛生の充実

#### 〈重点推進施策〉

◆雪国でも暮らしやすく自然災害等に強い安心、安全なまちづくりなど、これまでの課題に対するより一層の解決を重点に取り組みます。特に定住の基盤となる住宅環境の整備に力を入れ、空き家対策、持ち家対策と合わせ、若い世代向けの賃貸住宅の整備を推進します。

### II. 文化に根づく人づくりと学び続けるまちづくり

教育環境の充実や、スポーツ活動を通じて、将来を担う子供たちが夢を持てるまちづくりを目指します。また、先人から受け継がれてきた貴重な地域固有の文化や歴史をしっかりと次の世代へ引き継ぐためのまちづくりを掲げます。あわせて、子どもから大人まで生涯を通じて学べる場を提供し、地域で活躍する人材の育成を図ります。

#### 【施策】

1. 将来の只見を担う子どもたちの教育の充実
2. 家庭教育力の向上
3. 魅力ある生涯学習の推進
4. 地域文化の振興(地域で育まれた人の技・物・食の伝承)
5. 生涯スポーツ・レクリエーションの推進



#### 〈重点推進施策〉

- ◆代々受け継がれてきた「つる細工」などの技や材料の採取も途絶えてしまう懸念があります。生業として成り立たないという時代背景もありますが、元々は冬の手仕事でした。このことから地域の文化伝承を目的とした後継者育成を図るための様々なプログラムを提案していきます。

### Ⅲ. 住民が主役のまちづくり

各集落や地域の個性を活かしながら、住民同士が支え合い助け合う住民交流を活性化し、明るく活力あふれる地域づくりを目指します。また、利便性の高い公共交通の運行や移住・定住者の方々の受け入れによる新たな視点での地域づくりが図れる環境の構築を掲げます。あわせて、行政情報の積極的な発信と住民の方々が活動しやすい環境づくりを目指します。

#### 【施策】

1. 集落・振興センターでの住民交流を主体とした地域づくり
2. 新たな視点による地域づくり
3. 行政情報の積極的な公開と公聴機会の充実
4. 効率的な行財政運営
5. ICT（情報通信技術）の活用
6. 総合的な土地利用・公共交通体系の確立

#### 〈重点推進施策〉

- ◆地域の自発的・主体的な活動や地域課題への取り組みなど様々な活動に対し、行政と住民が協力して解決できるための環境づくりの実現を目指します。

### Ⅳ. 住みやすいまちづくり

地域住民やNPO、ボランティア団体等が行政とともに地域全体で保健・医療・福祉サービスを展開するまちづくりを目指します。また、高齢者が健康で生きがいをもって暮らせる環境の充実を図ります。あわせて、子育てや介護の環境を整え、女性の地域活動などへ参画しやすい環境づくりを目指します。

#### 【施策】

1. 共に支え共に生きる福祉のまちづくり
2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり
3. 安心して子どもを産み育てられるまちづくり
4. 高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくり
5. 障がいの有無に関わらず共に生きるまちづくり
6. 安心して暮らせるまちづくり

## 〈重点推進施策〉

- ◆60歳以上になられても多くの方は健康であり、その技術や経験などを活かすことが求められています。人生に生きがいと良好な人間関係を育みながら地域活力の向上に繋げるという価値観を共有し、産業活動に携わる人材の宝庫を目指します。また、女性が社会活動に参画できる機会のサポートや子育てしやすい環境を整え、女性が活躍できるまちづくりを推進します。
- ◆幼児期から学童期までの施策として、体を動かすこととで育まれるのは人間関係や社会性であるという下記の運動遊びに対する考え方をもち、日常活動へ取り入れるまちづくりを推進します。

## 参考資料

## 子どもの遊び・運動の重要性

子どもにとって身体活動を伴う遊びや運動は、生活の主体であるとともに、①からだの構造や機能をもとにした技能や運動能力といった「身体運動の発達」、②思考や判断といった「認知的な発達」、③コミュニケーション能力や態度の形成といった「情緒や社会性の発達」という3つの発達領域を促す、欠くことのできない成長の場であると考えられる。特に幼少年期においては、「身体運動」「認知」「情緒・社会性」という3つの発達領域は、それぞれが独立して獲得していくのではなく、お互いに関係し合いながらその能力を発達させていく『相互補完性』という特性を持っている。子どもの遊び・運動は、食習慣、睡眠習慣、排泄習慣とともに、重要な生活習慣の一つである。おもしろくのめり込んでからだを動かすこと、おいしくご飯を食べること、心地よく眠ること、気持ちよく排泄するという、望ましい生活習慣は連鎖をするものである。つまり子ども時代の望ましい遊び・運動の習慣は、子ども時代の健康を増進させるのみではなく、大人になってからの運動・スポーツといった身体活動習慣に持ち越され、大人になってからの健康に影響するものであるといえる。

(山梨大学大学院教育学研究科教授 中村和彦氏 資料より)

## V. 生きがいのあるまちづくり

町内に安心して住み続けるために、安定した所得を確保でき、生きがいをもって取り組める就業の場を様々な業種から創出する取り組みを行います。また、「只見ユネスコエコパーク」となった世界に誇れる豊かな自然・文化等を活かし、戦略的な体験型観光（エコツーリズム）などの事業展開を図ります。あわせて、産業間の連携を図り、波及効果をもって、持続可能な地域の発展を目指します。

## 【施策】

1. 受け継ぎ託す、プライド農業の実践
2. 豊かな森林を活かした林業の振興
3. 水の郷にふさわしい水産業の振興
4. 活力と賑わいそして持続ある商工業の確立
5. 地域経済の発展を担う魅力ある観光の推進
6. 産業間連携による地域経済の発展

## 〈重点推進施策〉

- ◆只見町版経済同友会の設置を働きかけ、第一次産業から第三次産業までの経営者相互の関係の場づくりを重点的に支援し、雇用環境等の創出や地域経済の好循環を推進していきます。まさに現下の只見町は、極めて厳しい局面にあると認識していますので、オール只見町+（プラス）只見町を応援・支援してくださるすべての方々力を結集する受け皿づくりを構築します。

## 参考資料

日本はいま焦土にひとしい荒廃の中から立ち上ろうとしている。新しき祖国は人類の厚生と世界文化に寄与するに足る真に民主々義的な平和国家でなければならない。

…………… (略) ……………

われわれは経済人として新生日本の構築に全力を捧げたい。而して、日本再建に経済の占める役割は極めて重要である。蓋し経済は日本再建の礎石であるからである。われわれは日本経済の再建を展望しつつ惨たる荒廃の現状を顧みて責務の重大なるを痛感する。

今こそ同志相引いて互に鞭ち脳漿をしぼって我が国経済の再建に総力を傾注すべき秋ではあるまいか。

…………… (略) ……………

本会は他面、会員が相互に啓発し合い切磋琢磨する教室でもあり、また気楽に親交を温める倶楽部でもある。

(公益社団法人 経済同友会 設立趣意書より)

- ◆若い人たちの豊かな発想力に期待し、新たな産業創出を促す支援体制を整えます。チャレンジ（挑戦）し、失敗したとしても、そこから学び再挑戦できるような体制づくりを支援していきます。一般的に言われる、プロダクトアウト（提供側からの発想）かマーケットイン（消費者が必要とするものを提供する発想）の二元論から抜け出した、「選ばれるモノづくり」ができる発想力を信じ、支援することが将来の町の持続的発展に繋がるものと考え、取り組んでいきます。
- ◆いわゆるビジネスチャンスをつかめるか否かは、執行責任者の明確化（人材）や情報・資本力・速やかな意思決定等が必要です。中心市街地活性化事業等、今後のまちづくりを担う重要な事業を推進するにあたり、既存の第三セクターとの連携が図られた、町づくり会社の設立に向け取り組んでいきます。
- ◆町内町内にある県立只見高校は、高校存続のための施策が喫緊の課題になっていますが、本来地元の只見高校はまさに人材育成の最高学府であり、その目的は、将来地域づくりに欠かせない人材を私たちの町から輩出してもらうことです。

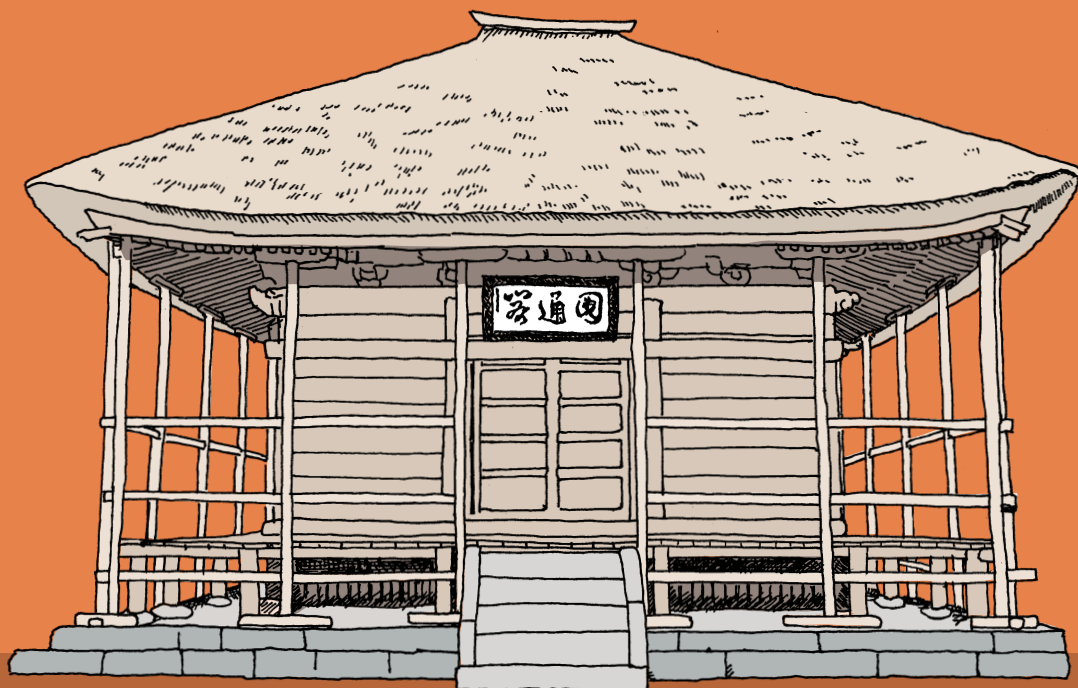
特に、現在の社会は流動的で不透明であり、答えが容易に見つからない、あるいは、一つとは限らないものが多くなっています。ゆえに、これらの問題に常に立ち向かい、自ら解決していく「挑戦する姿勢」を只見高校では実践目標の一つに掲げています。只見高校で学び、習得したすべてのことを人生でいかんなく発揮し、明るい未来を自らの力で切り開き、将来は只見町の地域づくりに欠かせない人材になってもらえることを願っています。

また、高い技術力を有する町内企業などで将来活躍できるような人材を育成することも考えられます。

これらのことを踏まえ、地域特性を活かした学びや地域密着型の人材育成プログラムを構築し提供することにより、さらなる地域への定着が図られるものと考え、その事業推進に向けて取り組んでいきます。



# 基本計画



成法寺観音堂(只見町梁取)

#### 成法寺観音堂

室町時代後期の建造物とされ、国指定の重要文化財であり、御蔵入三十三観音の第一番札所です。また、観音堂に安置される木造聖観音菩薩坐像は、県指定の重要文化財です。

# I. 自然と共生するまちづくり

## 〈基本方針〉

1. 自然保護意識の醸成
2. 雪と共存するまちづくり
3. 道路網の整備と定住環境の整備
4. 自然と調和し地域イメージに合った景観づくり
5. 水環境の保全と上下水道の整備
6. 環境衛生の充実





# 1. 自然保護意識の醸成

## 現状と課題

平成26年6月12日に只見町全域と檜枝岐村の一部が「只見ユネスコエコパーク」に登録となりました。これは、豊かな自然環境やそこで暮らす私たちの暮らしが世界的に認められた結果でもあります。しかし、その素晴らしさに私たちがまだ気づいていないという一面も多くあり、登録を契機にもう一度自然の大切さや地域に存在する貴重な宝を再発見・再確認し、理解を深め、心から自然保護意識を醸成することが求められています。

ユネスコエコパークの理念・目的は、「保護・保全」「持続可能な地域振興」「学術調査研究・人材育成」の3点にあります。この理念・目的に基づき、生物多様性保護（野生生物保護条例）の制定や、身近に親しめる森や川の整備による自然環境と野生生物の保護・保全が必要とされています。また、自然環境の基礎調査などの学術調査やガイドの育成を行い自然の価値を高めるとともに、私たち一人ひとりの自然保護意識の醸成により、自発的な行動を促し、自然環境の保護・保全を推進し、持続可能な地域振興へと結びつける行動が求められています。

## 基本方針

「自然首都・只見」の自然保護意識の醸成のため、ユネスコエコパークの理念に基づく自然環境の保護・保全、学術調査研究・人材育成などを実施し、持続可能な地域振興を目指します。

### 自然保護意識の醸成

- (1) 自然環境の保全
- (2) 自然の利活用



只見ユネスコエコパークの特徴のひとつ  
豪雪が創り出す「雪食地形」と「モザイク植生」

## 主な施策

### (1) 自然環境の保全

- ①自然環境の基礎調査の実施
- ②「自然首都・只見」学術調査事業の実施
- ③生物多様性保護(野生動植物保護)条例の制定
- ④高層湿原・湖沼、巨樹・巨木、希少動植物の保護・保全
- ⑤生態系のモニタリングと外来種の駆除

### (2) 自然の利活用

- ①只見の自然を身近に体験し、理解できる「ただみ観察の森」の整備推進と積極的な活用
- ②安心・安全な水辺環境の整備と川や湖に親しむ機会の創出
- ③町公認自然ガイドの育成
- ④「只見町ブナセンター」を中心とした環境教育、実習、各種研修の実施
- ⑤八十里越の史跡化とロングトレイルの整備
- ⑥自然資源を活かした新エネルギーの推進(小水力発電・地中熱・太陽光など)



町内のブナ林での環境教育



ただみ観察の森「梁取のブナ林」



安心して川で遊ぶ子どもたち  
(安心・安全な水辺環境の提供)



軽水力発電モデル事業



## 2. 雪と共存するまちづくり

### 現状と課題

本町の自然の特色は、冬季間の多雪がもたらす豊潤な水とブナに代表される広大な森林になります。この豊富な水量をもたらすのは、1年の半分を占める降雪であり、年間降水量2,300ミリのうち雪はその56%を占めており、年間13メートルにも及ぶ累計降雪量が雪解け水となって流域一体を潤しています。また、町の面積の9割を占める森林のほとんどは、ブナを中心とした落葉樹林であり、これが雪解け水を蓄える水がめの役割を果たし、1年間を通して安定した水量を川に供給しています。私たちは、この自然環境の中で生み出される恩恵を受けて様々な生産活動を行い、収穫物を得ながら現代まで暮らしを営んできていることを深く認識しなければなりません。また、雪は新たな可能性を秘めた地域資源として、今後とも雪と共生しながら新たな活用方策を含めて雪国文化や雪国の利点を活かした取り組みが求められています。

反面、車社会、高齢化社会の到来により、これまで以上に雪はやっかいな存在となりつつあり、特に高齢者世帯などの事故を防ぐための雪対策は、これからの町づくりの重要な課題となっています。また雪は住宅の倒壊、園芸（トマト・花卉）用パイプハウスの被害、道路・鉄道交通機能の低下、建設工事がストップするなど、与える影響は大きく、交通、産業、生活など全ての面にわたることから、雪の克服なしに町の振興発展はない状況です。

この様なことから、除雪機械の充実、流雪溝や消融雪施設整備を計画的かつ積極的に実施するとともに、地域に生活する高齢者を含めたすべての住民が安心して冬季間に生活していけるための町並みづくりや克雪に対する支援策の充実、さらには、地域社会での助け合いにより住民生活を守る仕組みづくりが求められています。

### 基本方針

雪が豊かな自然を形成し、私たちに大きな恩恵をもたらしてくれていることを深く認識し、雪国に暮らす利点を活かし、雪と共存した地域を構築します。

また、住民の長年の悲願でもある「雪に負けない暮らしづくり」のため、除排雪体制の整備や新たな支援策を構築し、地域社会の助け合いにより雪に強い町づくりを構築します。

#### 雪と共存するまちづくり

- (1) 雪を活かし楽しむ地域づくり
- (2) 雪に負けない地域づくり



只見ふるさとの雪まつり



## 主な施策

### (1) 雪を活かし楽しむ地域づくり

- ①「只見ふるさとの雪まつり」など雪を楽しむ観光の促進
- ②雪の特性を活かし活用する仕組みづくりの検討
- ③雪の恵みを学ぶ「環境教育」の実施
- ④雪かきなど雪国体験機会創出による交流人口の拡大
- ⑤雪国文化の継承と産業振興への活用

### (2) 雪に負けない地域づくり

- ①道路除雪機械の計画的整備と充実、除雪オペレーターの育成
- ②通学路の点検と安全対策の充実
- ③高齢者世帯等の除排雪支援体制の充実
- ④雪国に適した道路整備の推進
- ⑤克雪住宅への改築費等に対する助成制度の充実
- ⑥危険な屋根からの落雪に配慮した町並みづくりの推進
- ⑦地域社会で雪害を防ぐ相互扶助意識の確立
- ⑧効率的な除排雪体制と消融雪設備の調査・研究



雪国に適した道路整備



タイヤドーザによる道路除雪



通学路の除雪

### 3. 道路網の整備と定住環境の整備

#### 現状と課題

地域の振興と豊かで住みよい生活環境を創造するには、道路網の整備は極めて重要です。本町の道路体系は、国道252号及び国道289号を中心として周辺市町村に伸びていますが、国道252号六十里越地点は、冬期6ヶ月間交通が途絶し、国道289号八十里越地点は、現在工事中であり早期開通が強く望まれています。市街地については、幅員が狭く見通しが悪い箇所が存在しており、交通安全の観点からもその解消が求められています。

県道においては、とくに県道小林・館の川線が平成23年7月の新潟・福島豪雨災害時に国道289号の迂回道路としての役割を担い、その重要性が再認識され早期の整備促進が求められています。町道については、国・県道へのアクセスなど住民生活を送るうえで重要な道路でありますので、整備計画に基づいて着実に整備していくことが求められています。

これまで町営住宅が主に担ってきた定住のための住宅については、老朽化が進み長寿命化対策が必要となっています。あわせて、共働き世代の増加により所得が増加したことで、公営住宅法に基づく所得制限で入居できないケースも増えていることから、多様なニーズに対応した若者などが安心して定住できるための住宅の整備が求められています。一方で、町内には空き家が増えていることから、そのうちの優良な空き家を定住のための住宅として有効活用し、定住と空き家解消を図る制度の充実も求められています。

#### 基本方針

快適な生活環境と、町の発展、通年の経済活動を形成する上で重要な位置付けとなる高速交通体系との連携を図る基幹道路の整備と生活道路の計画的整備・充実とあわせて、多様なニーズに対応した住宅整備、優良な空き家等の活用を推進します。

#### 道路網の整備と定住環境の整備

- (1) 国道・県道の整備促進
- (2) 町道の計画的整備
- (3) 定住環境の整備

#### 主な施策

##### (1) 国道・県道の整備促進

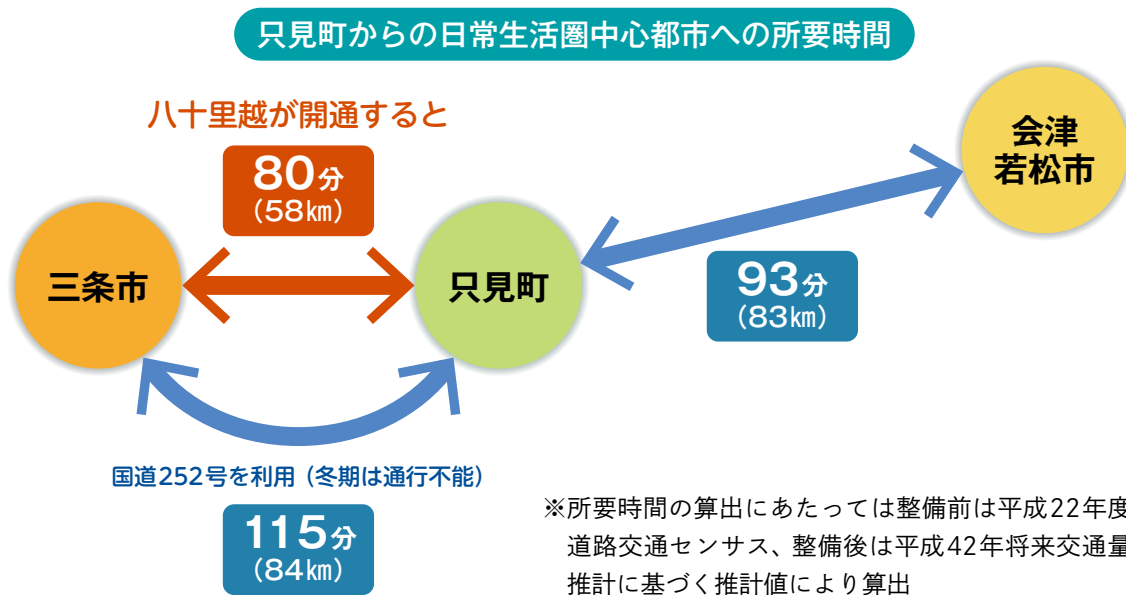
- ① 国道289号(八十里越)の早期開通の要請と住民運動の実施
- ② 国道289号(八十里越)の開通を見据えた只見地内と入叶津地内のトンネル化の推進  
(緊急車両の新潟県域への搬送時間短縮と中心市街地への誘導策)
- ③ 国道252号(六十里越)のゴールデンウイーク前開通の活動
- ④ 農村景観イメージを損なわない、除雪に配慮した拡幅工事等の推進
- ⑤ 県道布沢横田線のトンネル化の要請
- ⑥ 県道小林・館の川線の早期拡幅・通年通行の要請
- ⑦ 災害に対応した路線の複合化整備(代替えルートの整備促進)

(2) 町道の計画的整備

- ① 町道整備計画に基づく着実な整備
- ② 冬季孤立住宅解消のための一軒家対策の推進

(3) 定住環境の整備

- ① 町営住宅の老朽化対策と定住住宅の整備促進
- ② 空き家活用のための情報管理と支援制度の充実  
(空き家バンク制度の創設、空き家改修補助事業の拡充等)
- ③ 空き家を未然に防ぐための新たなモデル事業の創設
- ④ 只見産材を利用したモデル住宅の普及啓発と支援制度の充実(県産材補助制度の周知・広報)
- ⑤ 地域に合った在来工法の伝承・研究活動の実施



空き家活用モデル事業  
「ふるさと館田子倉」



開通が近づく国道289号八十里越



## 4. 自然と調和し地域イメージに合った景観づくり

### 現状と課題

本町では、豊かな自然を守り、住みよい町づくりを進めるため、平成11年に「うつくしい只見町の風景を守り育てる条例」を制定するとともに、只見町景観ガイドラインにより全町的な景観保全の取組みを推進してきました。また平成15年度に策定された「只見町地域住宅計画（ホープ計画）」に基づき町営住宅の整備とあわせて町並み景観の形成への取組みが行われてきました。その結果、各種団体や集落等においては、花木の植栽や除草作業などのボランティア活動が行われ、景観づくりへの意識が醸成されつつあります。

しかし、住宅建築においては多種多様な価値観などから、必ずしも自然と調和した町並み景観となっていないのが現状です。これには、PR不足も要因の一つではありますが、行政からの誘導策も不十分であると考えられます。

「只見ユネスコエコパーク」に登録となった本町においては、自然と調和した地域イメージに合った景観づくりを進めていくことで、交流人口の拡大や地域の魅力アップなど、只見ブランドの形成や地域振興をすすめる上で果たす役割は大きいことから、住民間で景観づくりに対する価値観の共通認識や合意形成を図り、住民と行政が一体となった只見にふさわしい景観づくりを進めていくことが求められています。

### 基本方針

「うつくしい只見町の風景を守り育てる条例」及び只見町景観ガイドラインの趣旨を普及するとともに自然と調和する景観を整備するための仕組みを整備し、住民間で価値観の共通認識を持ち、美しい山なみ景観づくりを誘導する施策を展開します。

#### 自然と調和し地域イメージに合った景観づくり

- (1) 自然と調和した町並み景観の創出
- (2) うつくしい山なみ景観づくりの推進



地域で行われる植樹事業

## 主な施策

### (1) 自然と調和した町並み景観の創出

- ① 景観条例「うつくしい只見町の風景を守り育てる条例」の普及・啓発
- ② 只見町地域住宅計画(ホープ計画)の普及・啓発と支援制度の創設
- ③ 街並み景観形成協定の創設と助成制度の検討
- ④ ポケットパーク及び散歩コース等へのベンチの設置
- ⑤ 美観ポイントへの案内看板・ベンチの設置
- ⑥ 景観維持のための危険空き家の除去と公共空間での活用

### (2) うつくしい山なみ景観づくりの推進

- ① 道路等公共空間への花木植栽による景観づくり
- ② 人工林を含む道路沿線除草による景観づくりの実施
- ③ 景観づくりを推進するための集落・地域交付金制度の創設



蒲生カタクリ公園



地域住宅計画に基づき建築された町営住宅



沿道緑化事業



## 5. 水環境の保全と上下水道の整備

### 現状と課題

私たちには、ブナに代表される広大な森林や多雪から生み出される安定的で豊潤な水資源を、後世に大切に引き継いでいく義務と責任があります。

現在の暮らしは、生活様式の多様化に伴い水を使用する機会が増え、水道水を安定的に確保し供給することは安心した住民生活を送る上で欠かせないものです。しかし簡易水道施設の送水管や施設の老朽化対策や使用量の増加への対応も必要であることから、水質の安全対策などを含めて年次計画に基づいた設備の維持修繕、集落営給水施設の改善が求められています。

また、水環境の保全及び快適な生活環境の維持・構築のためには、引き続き農業集落排水事業の適正な管理運営、及び合併処理浄化槽設置整備事業を計画的に実施することが求められています。

しかし、浄化施設は決して万能なものではありません。常日頃、台所などから出される生活排水が水質悪化や魚類などの水性生物の生息環境を奪う原因となることを深く認識し、浄化施設が順調に稼動するための正しい使用方法と良質の水が私たちの生活を支えてくれているという気持ちを常に持ち続けることが必要です。

また、農業集落排水事業の処理場から出る汚泥についても、肥料化し利用するなど循環型社会構築のための有効利用を引き続き進めていくことが求められています。

### 基本方針

水質の安全対策を進めるとともに、水道水を安定的に確保し給水できる水道施設の維持・整備を進めます。あわせて、環境に配慮した快適で住みよい生活環境を維持し、豊潤で安定的な水資源を保全するための生活スタイルの改善に努めます。

#### 水環境の保全と上下水道の整備

- (1) 上水道の整備
- (2) 下水道の整備

### 主な施策

#### (1) 上水道の整備

- ①簡易水道施設の計画的な管理・運営
- ②集落営給水施設の改善事業の実施
- ③水質の安全・安定供給体制の維持・推進

#### (2) 下水道の整備

- ①農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業の計画的な管理・運営
- ②合併処理浄化槽の定期検査等の適正管理の推進
- ③コンポストの利用促進
- ④水環境維持のための啓発活動の充実



## 6. 環境衛生の充実

### 現状と課題

本町のごみ処理は、南会津地方環境衛生組合の処理施設によって行われ、指定ごみ袋により可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、ガラス瓶等の分別収集を行い、粗大ごみについては1年に2回程度回収を行っています。このごみ処理においては、分別の徹底を図り、環境にやさしい生活をしていくことが、地域イメージを形成する上で大きなウエイトを占めています。

一方で、「ごみはごみにしなければごみではない」とも言われており、家庭から排出されるごみで最も大きな割合を占める生ごみの排出量を抑え、肥料として再利用することが、ごみの排出量抑制に向けた有効な手段として求められています。また、日常の買い物においては、率先して簡易包装された商品を選ぶことや、買い物袋を持参するなど、事業所や店舗を含めた住民の啓発活動を推進する取り組みが継続して必要となっています。今後は、さらなる分別収集の実施やリサイクル運動の確立が検討課題となっています。

### 基本方針

豊かな自然ときれいな水を次世代へ引き継ぐため、利便性のみを追求した生活スタイルを見直し、資源循環型社会を確立します。

#### 環境衛生の充実

- (1) ごみの減量化と資源化の推進(もったいない運動の推進)
- (2) 不法投棄等の防止対策

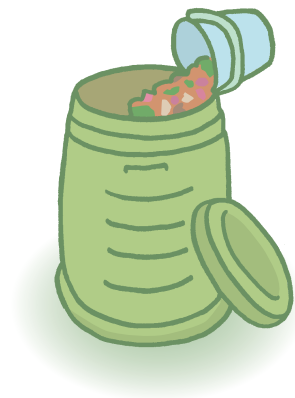
### 主な施策

#### (1) ごみの減量化と資源化の推進(もったいない運動の推進)

- ① 環境衛生教育の推進(普及啓発と学習会の開催)
- ② ごみの分別収集の徹底
- ③ 高齢化社会に向けたごみ回収システムの確立
- ④ ごみの減量化に向けた生ごみの肥料化の推進
- ⑤ ごみにしない運動の推進(もったいない運動)

#### (2) 不法投棄等の防止対策

- ① 不法投棄防止のための地域住民による見回り・監視の充実
- ② 飼養動物愛護精神とマナーの徹底





コンポスト肥料「ただみコンポ」を生産、販売する資源リサイクルセンター（下福井）

## Ⅱ. 文化に根づく人づくりと 学び続けるまちづくり

### 〈基本方針〉

1. 将来の只見を担う子どもたちの教育の充実
2. 家庭教育力・地域教育力の向上
3. 魅力ある生涯学習の推進
4. 地域文化の振興(地域で育まれた人の技・物・食の伝承)
5. 生涯スポーツ・レクリエーションの推進





# 1. 将来の只見を担う子どもたちの教育の充実

## 現状と課題

子どもたちを取り巻く環境や子育て意識の変化に伴い、学校教育に求められる課題も年々多様化してきています。「地域の宝」でもある本町の児童生徒は、恵まれた自然と温かい家族・地域住民に見守られ、優しい気持ちを持ち、スポーツや勉学に真面目に取り組む姿が多く見られます。その反面、少人数ゆえに人的交流や体験が不足がちであったり、一人ひとりを手厚く見守るため社会性・自己解決力・忍耐力が十分に育っていなかったりと、将来社会に出て生活していく上での不安も垣間見えます。

よって、学校の中で人として必要な素養や学力を身に付け、心豊かで郷土に誇りをもちながら自分の道を切り拓いていける人材を育成することが必要であり、学力向上とあわせて、心の教育や人間力を高める教育の充実が求められています。そのために、様々な体験や学習を通して生きて働く力を育成することが重要であるため、今回の「只見ユネスコエコパーク」登録を機に、郷土学習である「只見学」をさらに充実し、郷土を愛し広い視野をもった人づくりを町ぐるみで進めることが求められています。

学習環境としては、情報化社会への対応と教育の質を高めるためのコンピュータ関連機器の活用と充実が必要です。あわせて、子どもたちの安心・安全の面で、広域となる学区の通学、交通事故、雪・災害などの安全対策を進めていくことが求められています。

一方で町内の3小学校においては、学齢人口の減少により一部で複式学級の導入もあり、小学校の在り方について検討しなければならない時期となっています。また、只見中学校の生徒の7割程度が県立只見高等学校へ進学し、他は町外の高等学校に進学する現状にあります。生徒数が減少する中で、只見高校へ入学する生徒の確保が厳しい状況であるため、山村教育留学制度による生徒の確保をしていく必要があります。只見高校においては、地域の未来をつくる人材の育成や魅力ある学校づくりのため充実した指導や魅力ある取り組みを増やし、町の活性化や只見高校の持続的な発展を目指すために、地域内外から只見高校へ進学する生徒数を安定的に確保することが重要な課題となっています。

## 基本方針

これからの社会の変化に対応できる力を身につけ、たくましく生き抜く力を持つ子どもの育成のため、学校教育の充実を図り、持続可能な本町を担う人材の育成を図ります。

### 将来の只見を担う子どもたちの教育の充実

- (1) たくましく自立できる力の基礎となる教育内容の充実
- (2) 教育環境、教育施設・設備の改善・充実
- (3) 地域の発展と人財の育成を担う県立只見高等学校への支援

## 主な施策

### (1) たくましく自立できる力の基礎となる教育内容の充実

- ① 持続可能な社会を構築する担い手を育むESD<sup>\*1</sup>（持続可能な開発のための教育）の推進（ユネスコスクール<sup>\*2</sup>推進と系統的指導）
- ② 総合的な学習「只見学」の推進と「只見愛」の育成
- ③ 基礎的な学力（アクティブラーニング<sup>\*3</sup>等）と体力の向上
- ④ 外国語教育の充実
- ⑤ 防災教育、放射線教育の充実
- ⑥ 心を育てる読書活動の推進
- ⑦ 道徳教育の充実とコミュニケーション能力の育成
- ⑧ 情報教育の充実と情報活用能力の育成（情報通信技術を活用した教育活動の展開）
- ⑨ 起業家精神の育成
- ⑩ 保小中高連携教育の推進（レインボープラン<sup>\*4</sup>の継続強化）
- ⑪ コミュニティスクール<sup>\*5</sup>の推進
- ⑫ インクルーシブ教育<sup>\*6</sup>の推進

\*1 ESD（Education for Sustainable Development）：持続可能な開発のための教育。地域から世界に至る多様な課題を解決し、持続可能な社会づくりの担い手を育成する教育活動。

\*2 ユネスコスクール：ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校。

\*3 アクティブラーニング：学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る仕組み。

\*4 レインボープラン：児童生徒の将来の夢を実現させることを目的に、小学校、中学校、只見高等学校までの連携指導を行い、基盤となる学力の向上を目指す組織で、将来的には、保育所との連携も検討している。

\*5 コミュニティスクール：学校運営協議会を設置した学校をいう。地域や保護者が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支える仕組み。

\*6 インクルーシブ教育：一人ひとりに応じた指導や支援（特別支援教育）に加え、障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み。

### (2) 教育環境、教育施設・設備の改善・充実

- ① 教育相談機関の充実（相談窓口、カウンセラー、SSW<sup>\*7</sup>の設置）
- ② 奨学金制度の充実
- ③ 校舎、体育館等の改善・修繕による教育環境の整備
- ④ 学区内及び校地・校舎内の事故防止、安全確保のための点検・整備
- ⑤ スクールバスの計画的な運行・整備
- ⑥ 給食センターの充実
- ⑦ 教員住宅の修繕等整備
- ⑧ 学童児童減少に伴う小学校の在り方の検討
- ⑨ 奥会津学習センター施設の充実

\*7 SSW（スクールソーシャルワーカー）：保護者、教員との面談だけでなく直接家庭訪問しながら地域・福祉の支援も活用して対応にあたる専門家。

### (3) 地域の発展と人財の育成を担う県立只見高等学校への支援

- ① 県立只見高等学校振興対策の充実
- ② 地域課題解決型など特色あるコース等の創設
- ③ 奥会津学習センターの生徒支援機能の充実
- ④ 地域や企業等との連携した取り組みの強化
- ⑤ 地域課題解決に向けた教育活動実現のための支援

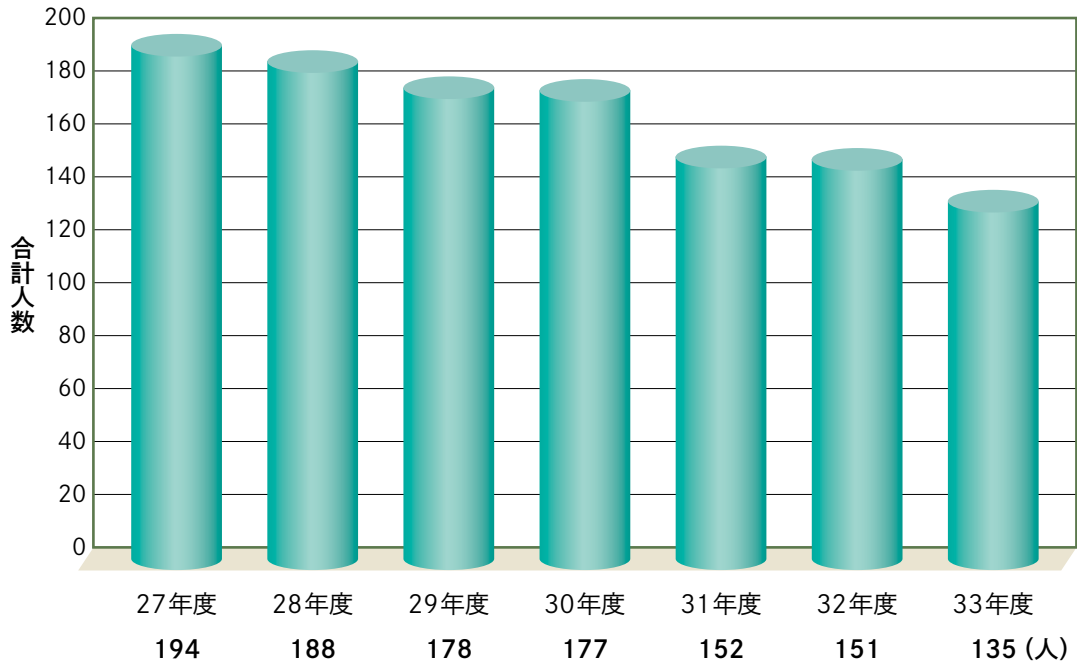
#### 朝日小学校のESD教育の様子



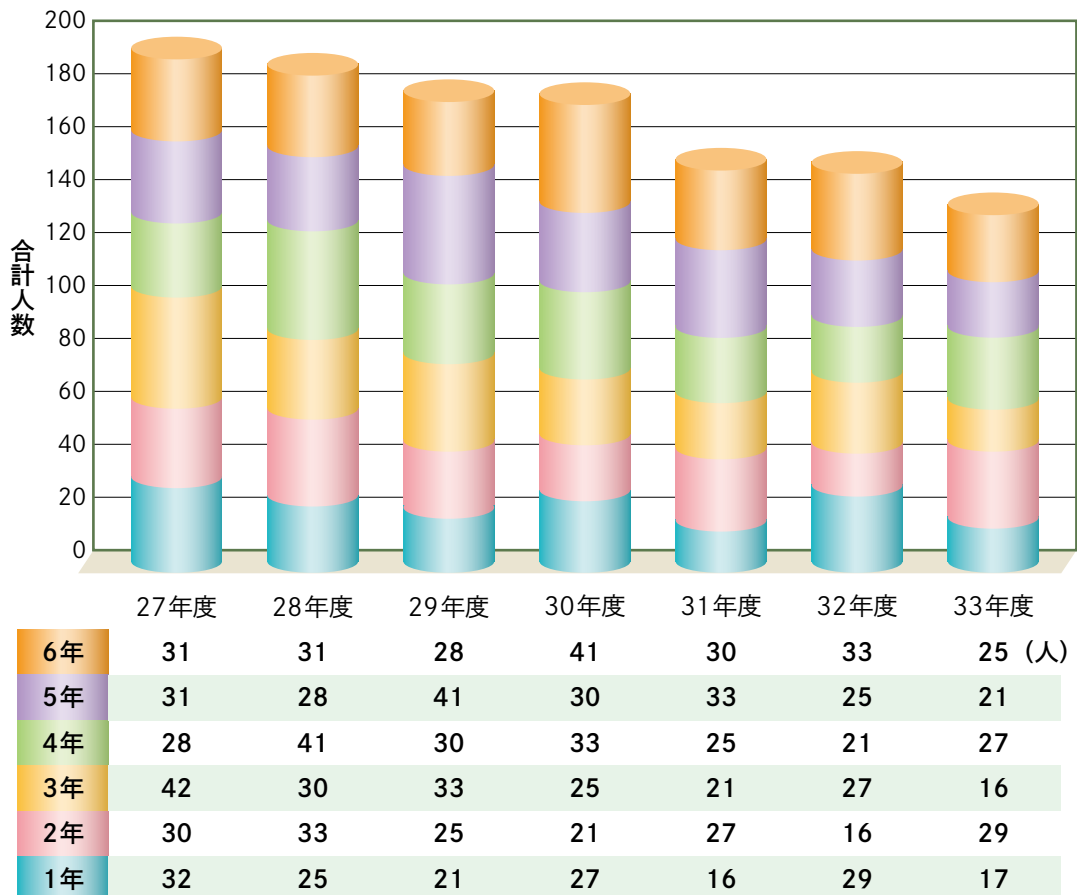


只見町の児童・生徒数の見込み(平成28年2月22日現在)

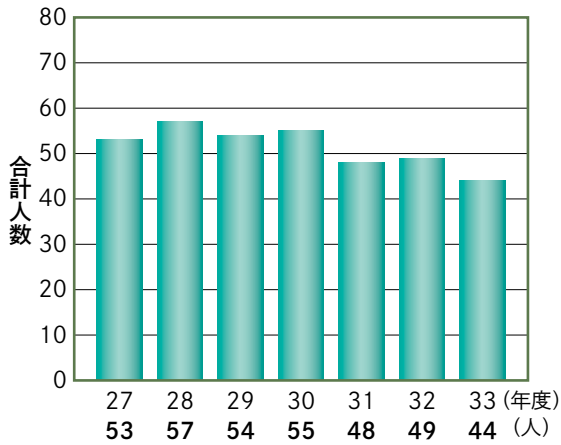
只見町全体の小学校の児童数の見込み



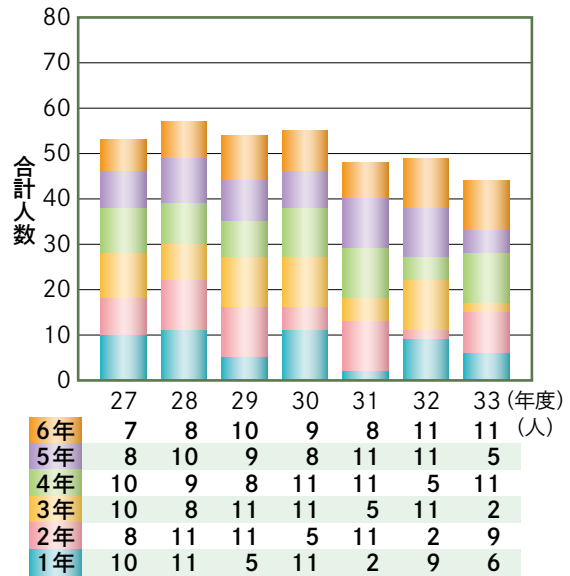
只見町全体の小学校の学年別児童数の見込み



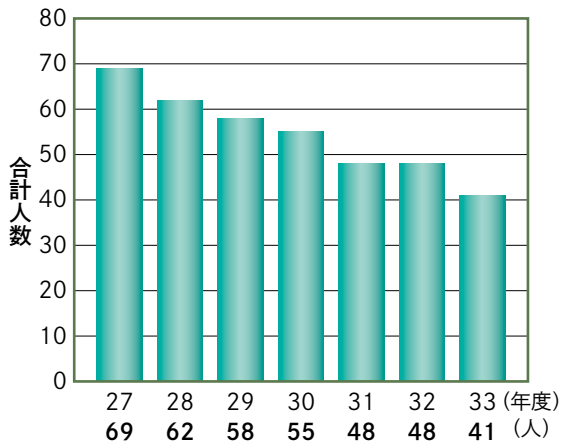
只見小学校の児童数の見込み



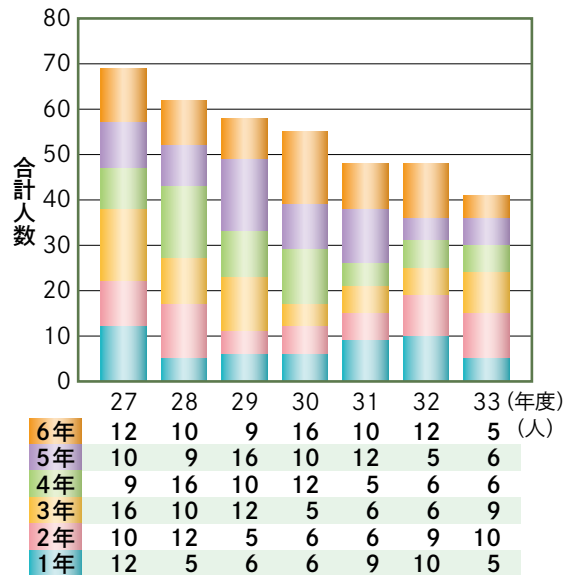
只見小学校の学年別児童数の見込み



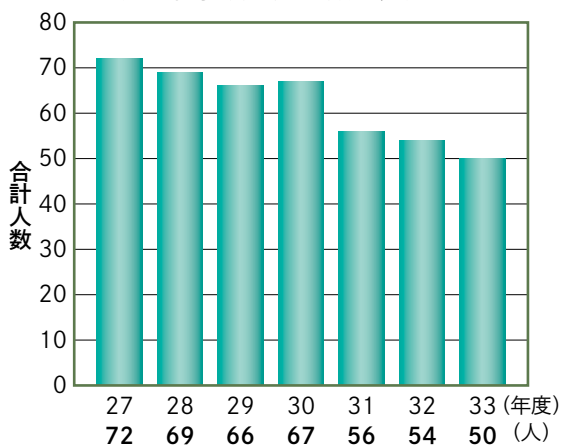
朝日小学校の児童数の見込み



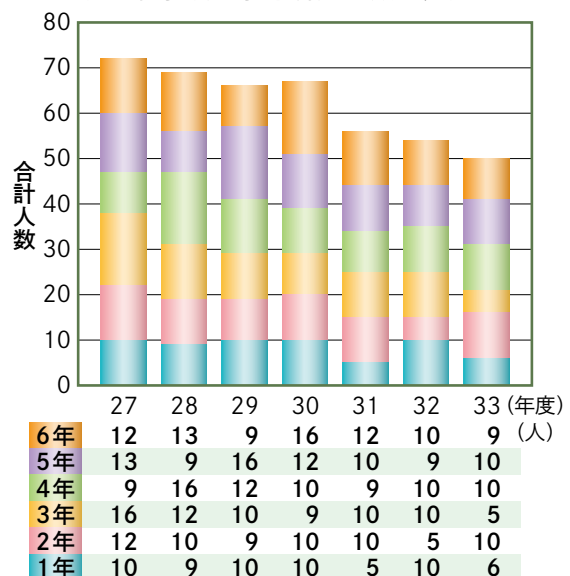
朝日小学校の学年別児童数の見込み



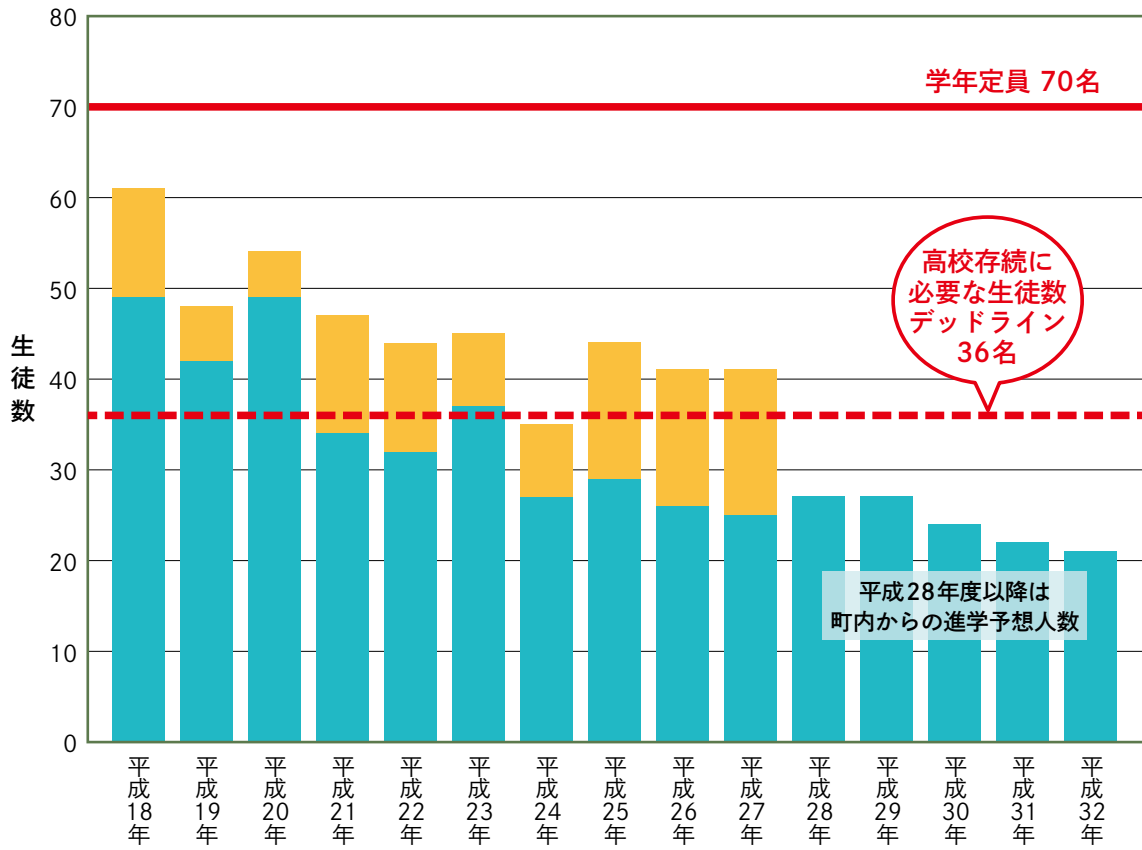
明和小学校の児童数の見込み



明和小学校の学年別児童数の見込み



只見高等学校の生徒数の推移と見込み



町内3校の小学校5、6年生が揃い毎年開催される「只見町小学校体育交歓会」



## 2. 家庭教育力・地域教育力の向上

### 現状と課題

家庭はすべての教育の出発点といわれ、基本的な生活習慣・倫理観・自制心や自立心などの人格形成は、子どもが体験する初めての社会である家庭や取り巻く地域によって培われるものです。

高度成長期以前の家庭は、兄弟数も多く三世同居が当たり前の時代で、異なった世代や異なった個性との日常的な関わりが多く見られました。その中で、子どもは家の仕事を手伝うこと、身近で働く親の背中を見ることで、働くことの意味や共同意識を無意識に学んできました。

しかし、現代社会は社会構造や産業構造の変化が進み、子どもは親の働く姿を間近に見る機会が減っています。また、少子化・核家族化が進んだことで、人命の尊さや大切さ、社会生活を送る上でのモラルやしつけを家庭で学ぶ機会が減ったことや、子どものしつけ等に対する親の意識の低下からしつけができない親が増えてきているとも言われています。その結果、少年犯罪の多様化・低年齢化、いじめや不登校がなくなればかりか、社会に出てからも就労できずに家にひきこもったり、自制心にかけた行動をとったりする大人が増えているなど、全国的に深刻な問題となっています。

このような事象は、どの子どもにも起こりうるおそれがあることから、本町でも家庭教育力の向上と子育て支援体制の見直し・充実による予防措置が急務になってきています。

現在、町では共働き世帯で祖父母に子どもを預け、養育の一端を担ってもらっている家庭も多く、祖父母も含めた家庭教育力の向上が重要となっています。家庭や地域全体が子どものしつけや実体験を通じた心の教育の大切さを認識し、同じ姿勢で子育てに当たることが大切であり、そのために大人自身が様々な生涯学習を重ね、より良い生き方を体現しながら子を導く姿勢が求められています。

### 基本方針

心身ともに健全な子どもを育成するため、福祉・教育分野が連携を取り、子育てする家庭の教育力向上を図ります。また、少子化・核家族化による家庭教育の補完機能を果たすため、地域で子どもを育てていく意識を醸成します。

#### 家庭教育力・地域教育力の向上

- (1) 子を持つ親や家庭教育力の向上
- (2) 家庭教育の補完機能を果たす地域社会の形成

### 主な施策

#### (1) 子を持つ親や家庭教育力の向上

- ① 子育てサークル・子育て教室の実施
- ② 子育て経験者と子どもを持つ親との交流機会の創出
- ③ 子育ては家庭や地域がしっかり行う意識の向上
- ④ 地域活動への積極的な参加(世代間交流、体験の場で意識改革)
- ⑤ 家庭におけるメディアや携帯・スマホのルールづくり(アウトメディアデー<sup>\*1</sup>の実施)

\*1 アウトメディアデー：メディアにふれる時間をコントロールし、メディア依存の生活を見直すことや親子の会話を増やす取り組みのこと

(2) 家庭教育の補完機能を果たす地域社会の形成

- ① 一体型の放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施
- ② 地域社会全体で親子の学びや育ちを支える環境づくり  
(保育所・学校・地域との連携、子育て相談窓口や協力体制整備)
- ③ 親や祖父母対象の子育てに関する学習機会の創出(家庭学級、講演会、セミナー等の開催)



放課後子ども教室



カルガモクラブ世代間交流

カルガモクラブの活動



カルガモクラブ運動会



みんなですくすく親子でいも掘り

### 3. 魅力ある生涯学習の推進

#### 現状と課題

近年、高度情報化・少子高齢化・過疎化等、地域社会の状況や教育を取り巻く環境が急速に変化しています。

本町においても、少子高齢化や核家族化が進み、地域コミュニティ活動が低下の傾向にあり、学校・家庭・地域の連携強化や体験活動、学習機会の拡充など社会教育の重要性は一層高まっています。

しかし、職場での勤務体制の多様化や個々の意識の変化から、これまで続けられてきた青年団活動や地域活動に参加する青年層の減少が課題となっていることから、時代に即した学習機会の拡充や本町で活躍しリーダーとなる人材の育成を早急に進める必要があります。

地域づくりの拠点である振興センターは、地域のコミュニティの場、および人間形成の場としての役割を担っており、本町の「人づくり」「地域づくり」「健康づくり」を推進するため、行政と一体となって取り組みを進めているところです。教育委員会は、多様化する住民ニーズに対応するため、学習機会・情報提供・学習施設の整備充実を図り、住民一人ひとりが学びを深め学習の成果を地域に活かすことができる仕組みづくりを構築するため、町長部局と振興センターとの連携強化が求められています。

#### 基本方針

価値観や生活スタイルの変化に伴う学習要求の多様化、高度化に対応するための情報提供や相談体制の充実を図り、総合的な生涯学習体制整備を推進します。

#### 魅力ある生涯学習の推進

- (1)生涯学習体制の充実
- (2)人材育成支援の充実
- (3)生涯学習施設の整備・充実



小学校での図書読み聞かせボランティア



## 主な施策

### (1)生涯学習体制の充実

- ①地域に学び地域を創造する生涯学習「只見学」の推進
- ②住民ニーズにあった多様な学習機会の充実
- ③自主的な生涯学習の場の提供とサークル活動の奨励(講師登録制度)
- ④世代間交流事業の実施、拡大
- ⑤町長部局や振興センターとの連携強化(地域間交流や連携による事業の充実)

### (2)人材育成支援の充実

- ①只見で活躍し各分野でリーダーとなる人材の育成の推進(地域人材育成ダイヤモンドプラン)
- ②循環型生涯学習<sup>\*1</sup>を構築するための学習活動の支援や指導者の育成

\*1 循環型生涯学習：講座受講者が次の講師に育っていく

### (3)生涯学習施設の整備・充実

- ①只見地域の自然、文化、歴史を学ぶ施設の充実
- ②高度情報化に対応した振興センター機能の整備
- ③学校教育施設の活用
- ④図書館整備や図書の実用と効果的活用

### 地域人材育成ダイヤモンドプラン事業



4期生カルタ大会(上)、7期生介護研修(下)

6期生博物館研修(上)、6期生成果発表(下)

## 4. 地域文化の振興(地域で育まれた人の技・物・食の伝承)

### 現状と課題

物質的な豊かさにも増して、心のゆとりや精神的な充実感が求められる時代となり、地域で培われた文化に対する興味や関心が高まっていますが、本町は文化施設が少ないため住民が芸術・文化に接する機会が少ない状況にあります。文化活動は、振興センター等の施設を中心に進められ、「只見町文化協会」が中心となり加盟団体の育成や地域に根ざした活動を行っています。しかし過疎化の影響で構成員の高齢化が進んだことや若者の参加が減少傾向にあり、文化団体の活動も一部を除いて停滞気味となっており、さらなる環境整備が必要となっています。

本町の文化財は、歴史的・学術的な価値を持つものが多く、郷土の文化遺産として後世に受け継ぐことが必要です。有形文化財(建造物、古文書、考古資料等)や無形文化財(年中行事や郷土芸能等)は、保護・活用していかなければなりません。後継者不足の問題が大きな課題としてあります。また、平成15年に国指定重要文化財に指定された民具については、保存と活用方法、そして収蔵展示施設の整備が急務となっています。

本町に広がるブナ林は、平成13年から15年に行われた「福島県只見地域の森林植生並びに生物多様性に関する学術調査」により、国内屈指の規模を誇ると評価され、平成26年度には「只見ユネスコエコパーク」としての登録が実現しました。この登録においては、自然環境ばかりでなく、そこから生み出された地域資源をよりどころにした私たちの暮らし・文化が世界的にも評価されたことによるものであり、理念である「人間と自然環境の共生を実現するモデル地域」として、自然環境の保護・保全、学術調査研究、人材育成、持続可能な環境資源の利用などを図りながら、地域の社会経済的な維持発展に取り組むことが必要となっています。

### 基本方針

「只見ユネスコエコパーク」の理念である、「人間と自然環境の共生を実現するモデル地域」として、自然環境の保護・保全、地域の資源を活かした地域活性化と伝統文化の継承、学術調査・研究を進め、持続可能な地域経済の発展を目指します。

#### 地域文化の振興(地域で育まれた人の技・物・食の伝承)

- (1) 地域文化の振興
- (2) 文化財の保護と伝承
- (3) 伝統文化を継承する人材の育成
- (4) 文化保存環境の整備

### 主な施策

#### (1) 地域文化の振興

- ① 文化活動の推進と奨励
- ② 文化活動推進体制の整備(文化協会への支援)
- ③ 文化行事の開催(文化祭、文化講演会等)
- ④ 芸術鑑賞の機会の充実(演劇、音楽、美術等)

**(2)文化財の保護と伝承**

- ①文化財調査、指定保護運動の推進
- ②文化遺産の保護・活用(八十里越の史跡化)
- ③民俗文化財の保存と活用
- ④天然記念物の保護

**(3)伝統文化を継承する人材の育成**

- ①食文化等の人の技・物・食の伝承
- ②郷土芸能と伝統工芸の後継者育成
- ③伝統行事の伝承

**(4)文化保存環境の整備**

- ①民俗資料等の収蔵・展示施設の整備
- ②文化施設機能の整備
- ③文化資料等のデータベース化と情報発信



伝統芸能保存推進事業



神社仏閣悉皆(しっかい)調査



家庭劇場



## 5. 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

### 現状と課題

近年の健康志向から、健康を増進し、生活習慣病などを予防する手立ての一つとして、体力・健康づくりへの関心が高まっています。町内においては、生涯スポーツとしてPTA対抗でのレクリエーションや駅伝、野球・ソフトボールなど、幅広い世代を対象とした大会が開催されており、年齢や体力、目的にかかわらず、いつでも、どこでも、誰もが楽しめる生涯スポーツを通じて、参加者が楽しみ、交流を深め、爽快感、達成感、連帯感などを得る機会が増えています。

このように、今日では生涯スポーツ・レクリエーションの推進が重要となっておりますが、その反面、スポーツの指導者不足が問題となっており、その育成・確保が求められています。

また、スポーツ関連団体や学校、地域などが果たしている重要な役割を改めて認識し、その連携・協力によりスポーツを振興・奨励することとあわせて、町内体育施設や野外活動施設の開放を推進し、住民が安心・安全にスポーツ・レクリエーション活動に参加し、健康増進を図る事業展開が求められています。

### 基本方針

健康への関心が高まる中、地域住民が気軽に楽しみ、触れあえるスポーツ・レクリエーションの普及とともに指導者の育成・確保に努めます。

#### 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

- (1)生涯スポーツ・レクリエーション活動の充実と健康増進
- (2)スポーツ推進体制・指導体制の整備
- (3)スポーツ・レクリエーション施設の充実

### 主な施策

#### (1)生涯スポーツ・レクリエーション活動の充実と健康増進

- ①生涯スポーツの振興(年代に応じたスポーツやアウトドア活動の充実・発展)
- ②老若男女が気軽に楽しめるニュースポーツ・レクリエーションの普及
- ③各種スポーツ大会の開催や参加

#### (2)スポーツ推進体制・指導体制の整備

- ①体育協会の体制見直しと各種スポーツ組織の充実
- ②スポーツ指導者の育成
- ③各種スポーツ有資格者の後継者育成
- ④総合型スポーツクラブとの連携強化
- ⑤トップアスリートから学ぶスポーツ教室の開催(心と体の育成)



### (3) スポーツ・レクリエーション施設の充実

- ①スポーツ・レクリエーション施設の良い維持・改修
- ②年間を通じてスポーツができる施設・設備の充実
- ③学校体育施設の有効活用



只見町駅伝競走大会



総合型スポーツクラブとの連携(子育てひろば事業)



町民運動会に参加した只見町山村教育留学生

## Ⅲ. 住民が主役のまちづくり

### 〈基本方針〉

1. 集落・振興センターでの住民交流を主体とした地域づくり
2. 新たな視点による地域づくり
3. 行政情報の積極的な公開と公聴機会の充実
4. 効率的な行財政運営
5. ICT（情報通信技術）の活用
6. 総合的な土地利用・公共交通体系の確立



# 1. 集落・振興センターでの住民交流を主体とした地域づくり

## 現状と課題

本町は、昭和34年に合併して以来、3地区それぞれが特色ある地域づくりを目指して、様々な事業を展開してきました。その結果、町の行事以外にも各種行事が重なることや、同様の内容の行事が各地区で開催されることもあり、参加者が分散・減少するケースが生じています。さらには、3地区がそれぞれに地域づくり活動を積極的に行うことを優先したため、住民の連帯感が醸成されにくいという側面もあります。

今後、住民が一体となって町づくりを進めていく上では、古くから集落などに受け継がれてきた歴史や風土など、それぞれの個性を活かしながら、3地区で開催されている同様の生涯学習講座や類似イベントの整理・統合、合同開催を進め、交流や情報交換の場として、住民が一体となる仕組みづくりが求められています。

集落においては、高齢化や核家族化などにより人口減少が著しい集落も増え、集落や地区ぐるみの協力体制が薄れてきています。その結果として、集落・地区そのものの活力や相互扶助意識の低下を招き、集落としての機能維持も困難な状況が生じているところもあります。今後は、集落・地区活動などへの支援を充実し、従来から地域に根付いていた相互扶助精神を高め、集落内の住民同士の交流を活性化し、活力ある地域づくりが求められています。

## 基本方針

3地区や各集落の個性を活かすとともに、住民が一体となる仕組みづくりを目指します。集落・地区活動などへの活動支援により住民同士が生活を支え合い、助け合いの精神・住民交流を活性化し、明るく活力あふれる地域づくりを目指します。

### 集落・振興センターでの住民交流を 主体とした地域づくり

- (1) 町がひとつになる仕組みづくり
- (2) 自発的・主体的な地域活動の支援
- (3) 助け合いによる集落・地域づくりの推進
- (4) 住民と行政が協働したまちづくりの推進

## 主な施策

### (1) 町がひとつになる仕組みづくり

- ① 3地区の地域づくり委員会や自治振興会の合同会議による情報連携
- ② 社会教育活動、生涯学習活動の整理と類似行事の統合検討
- ③ 地区単位で組織されている各種団体間の交流推進と統合の検討
- ④ 町内一体の社会教育団体等の相互交流機会の創出
- ⑤ 集落間の交流機会の創出



## (2) 自発的・主体的な地域活動の支援

- ①地域をみかく活動の推進(集落点検や魅力発見事業・住民同士の交流機会の増)
- ②集落計画の実践(交付金活用による課題解決・活性化)
- ③外部有識者を活用した実践活動の推進(産学官民の連携)
- ④各種ボランティア活動への支援

## (3) 助け合いによる集落・地域づくりの推進

- ①集落伝統行事等の伝承活動や集落・地区を知る運動の推進
- ②集落維持・集落交流のための交付金制度の充実
- ③集会所の積極的な活用のための環境の確立  
(施設の維持管理・集落交流の場としての支援の充実)

## (4) 住民と行政が協働したまちづくりの推進

- ①地域づくりの拠点としての振興センター権限の確立(受付・調整・実行・チェック機能等)
- ②定期的な各課と振興センターとの連携・情報共有体制の確立
- ③職員と振興センターと集落代表者等が定期的に協議できる仕組みづくり
- ④集落支援員等の活用による集落点検、集落担当窓口の一本化



明和自治振興会会議



朝日地区「ちょボラごみ拾い」



小学校伝統芸能教室

## 2. 新たな視点による地域づくり

### 現状と課題

本町は、過疎と高齢化に悩む町ですが、全国的にも高齢化による人口減少が大きな問題となっており、それにより今後様々な問題が生じると予想されています。集落においては、高齢化と人口減少により、集落・地区そのものの活力や相互扶助意識の低下から、集落としての機能維持が困難となり、耕作放棄地の拡大や放置されたままとなっている危険な空き家も増え問題となっています。

現在町内には、豊かな自然や田舎暮らしを求め、定住されている方やこれから定住したいと思っている方もおりますが、価値観の違いや山村の歴史的風習や決まり事などに戸惑いを感じていることも実態としてあります。今後は、「只見ユネスコエコパーク」に登録されたこともあり、町内に定住を希望する方や一時期を町内で過ごされる方などが増えることが予想されています。

このように、定住者等が増えることは、少子高齢化・過疎化が進む本町にとって歓迎すべきことであり、新たな視点で地域の魅力発見や空き家・耕作放棄地の対策など、集落活性化を生み出す貴重な存在になるものと期待できます。また、新たな移住者を確保する面として、国が推奨する地域おこし協力隊等の受け入れも一つの有効手段として考えられます。

今後は、新たな視点を持った定住者等の受け入れを積極的に進めるために、移住・定住者の方々が安心して生活空間を築けるための情報提供などの仕組みづくりが求められています。

### 基本方針

移住・定住者等を積極的に受け入れ、新たな視点での集落活性化や空き家・耕作放棄地の対策など地域活性化を図るため、受け入れ情報の提供などの仕組みづくりを行います。

#### 新たな視点による地域づくり

- (1) 移住者に対する情報提供等の仕組みづくり
- (2) 地域おこし協力隊・集落支援員の活用



町内外の人が多数参加した田植えイベント

## 主な施策

### (1) 移住者に対する情報提供等の仕組みづくり

- ① 定住等の相談窓口の設置(情報の一元化)
- ② 空き家等を活用したお試し住宅(定住生活体験住宅)の整備
- ③ 町の定住支援策や生活するための解説書の作成
- ④ 空き家等生活できる住居の情報提供(空き家バンク制度の実施)

### (2) 地域おこし協力隊・集落支援員の活用

- ① 集落での地域おこし協力隊の活用モデル事業への取り組み
- ② 各種課題に対しての地域おこし協力隊の活用検討
- ③ 集落支援員による集落点検と各種事業の展開

### 「おいでよ南会津ふるさと回帰センター」での移住者向け説明会





### 3. 行政情報の積極的な公開と公聴機会の充実

#### 現状と課題

本町では、行政情報をわかりやすく住民に伝えるため、月刊広報誌「広報ただみ」、週刊広報紙「おしらせばん」や「議会だより」などを各世帯に配布しているほか、ホームページやSNS\*<sup>1</sup>を活用し町内外に情報を発信しております。また、集落座談会、出前講座、町民アンケートなどの実施により、住民からのまちづくりに関する提案や意見を取り入れ、施策に反映させるよう努めてきました。

しかし、住民ニーズの多様化により、住民が行政によせる要望は広範囲に広がり、今までのような手法で多くの住民要望に応えることが非常に困難な状況となってきています。

今後は、情報公開条例に基づく情報開示をはじめ、さらに多くの情報を住民に向けて発信するとともに、行政と住民が情報を共有して、住民側からの情報を行政が入手して協働で町づくりを進めていく手法が求められています。

\*1 SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。様々な人とのコミュニケーションを取ることが目的とされているサービス。自治体においては効果的な情報発信ツールとして導入をしているケースが多い。只見町でも代表例としてFacebookを活用したりリアルタイムな情報発信を行っている。

#### 基本方針

町広報誌やSNS等を活用した積極的な情報公開や、住民ニーズを的確に把握できる仕組みづくりに努めるとともに、住民が必要とするサービスを積極的に提供できる体制を整え、情報を共有するまちづくりを進めていきます。

#### 行政情報の積極的な公開と公聴機会の充実

- (1)町広報誌等による積極的な行政情報の発信
- (2)住民の生の声が行政施策に反映される仕組みづくり

#### 主な施策

##### (1)町広報誌等による積極的な行政情報の発信

- ①ホームページ・SNS・動画配信サイトによるタイムリーな町情報発信機能の充実  
(マスメディア担当などの設置による効果的な広報宣伝活動の実施)
- ②コミュニティFMを活用した行政情報の発信
- ③町広報誌による行政情報の定期的発信
- ④行政情報の積極的な公開・提供と個人情報保護条例の徹底
- ⑤集落座談会・行政出前講座の継続実施と内容の検討

##### (2)住民の生の声が行政施策に反映される仕組みづくり

- ①計画段階から住民意見を取り入れ、反映できる仕組みづくり
- ②集落座談会など気軽に住民が政策提言できる場や雰囲気づくりの確立





区長連絡協議会定期総会



集落座談会

## 4. 効率的な行財政運営

### 現状と課題

住民ニーズが多様化・複雑化する時代を迎えて、地域づくりには住民・行政がそれぞれの役割を認識しながら施策展開されることが求められています。これからの行政は住民や地域を管理していく体制から、住民の自主性・主体性を引き出し、一緒にまちづくりを進めていく共同歩調の体制がより求められています。

地方分権の進展により、地方自治体は「自己決定・自己責任」による展開が求められていますが、国庫補助金や地方交付税の削減など、町を取り巻く財政状況は非常に厳しい状況です。

限られた財源を有効に活用し、多様化した住民ニーズに的確に対応していくため、「只見町行政改革大綱」「只見町行財政改革プログラム」の着実な推進による行政経費の削減と効果的な支出を進める一方で、自主財源の確保対策により財政の健全化、計画的な執行に努めることが求められています。

### 基本方針

多様化した住民ニーズや事務量の増大に対応するため、行政事務・行政組織体制の効率化を図るとともに、職員の人材育成と意識改革を進め、限られた財源の中、将来を見据えた効果的な財政計画を築き、適切な財政運営に努めます。

#### 効率的な行財政運営

- (1) 効率的な行政運営
- (2) 効率的な財政運営

### 主な施策

#### (1) 効率的な行政運営

- ① 効率的でスリム化が図られた行政組織機構の確立  
(住民サービス向上に繋がる縦割り行政の効率化)
- ② 職員の定員管理と適正な給与水準の維持
- ③ 行政評価制度による事業の選択(事務・事業の再編・整理、廃止・統合)
- ④ 職員の能力向上と意識改革の徹底
- ⑤ 行政が行っている業務の民間委託等の推進  
(行政経費の削減に貢献する指定管理者制度の実施等)
- ⑥ 第三セクターの経営改革の推進と情報公開

## (2) 効率的な財政運営

- ①ふるさと納税制度の積極的な活用と返礼品の充実
- ②クラウドファンディング\*1を活用した新たな事業の積極的な展開
- ③「只見町行財政改革プログラム」の推進
- ④町税や使用料等の収納率向上など財源の適正確保
- ⑤効率的な財政投資と新たな財源対策の実施
- ⑥町有財産の適正管理と遊休資産の効果的な利活用対策

\*1 クラウドファンディング (Crowdfunding)：不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

### ふるさと納税返礼品の一例



只見産コシヒカリ



泉太のどぶろく「ブナの泉」



ククサカップ



凍ん餅(凍み餅)



## 5. ICT（情報通信技術）の活用

### 現状と課題

近年の高度情報通信社会の進展に伴い、パソコン・スマートフォンの普及が進み、私たちの生活様式も大きく変化してきました。このような中、国と地方自治体を結ぶ総合行政ネットワークが整備されたことにより、各種申請や届出などがインターネット等を通じて行うことが可能となり利便性の向上が図られました。

さらに、国は2013年6月にICT成長戦略を定め、新たな付加価値の創出や社会的課題の解決をICT（情報通信技術）の活用により推進することとしており、国が提供するオープンデータやビックデータを地域の課題解決等に積極的に活用をすることが求められています。

本町は「第六次只見町振興計画」の10年間に、基盤となる光ファイバ網等の情報通信基盤の整備を積極的に行い、携帯電話エリアの拡大やブロードバンド環境の構築など地域住民の利便性向上等に大きく寄与してまいりました。

今後は、この情報通信基盤を積極的に活用した、さらなる住民の利便性向上に努めるとともに、町内の各拠点でのフリースポット開設による観光客の利便性向上や、新たな情報提供ツールとして「コミュニティ FM」の開局が求められています。

### 基本方針

住民の利便性の向上と合わせ行政のスリム化を図るための高度情報通信による行政サービスの提供に努めます。また、地域課題の解決のため積極的な国のデータ活用とあわせ、情報発信強化のためこれらの情報通信基盤を活用した各種の事業展開を図ります。

#### ICT（情報通信技術）の活用

- (1) ICTを活用した行政サービスの展開
- (2) 情報通信基盤の活用

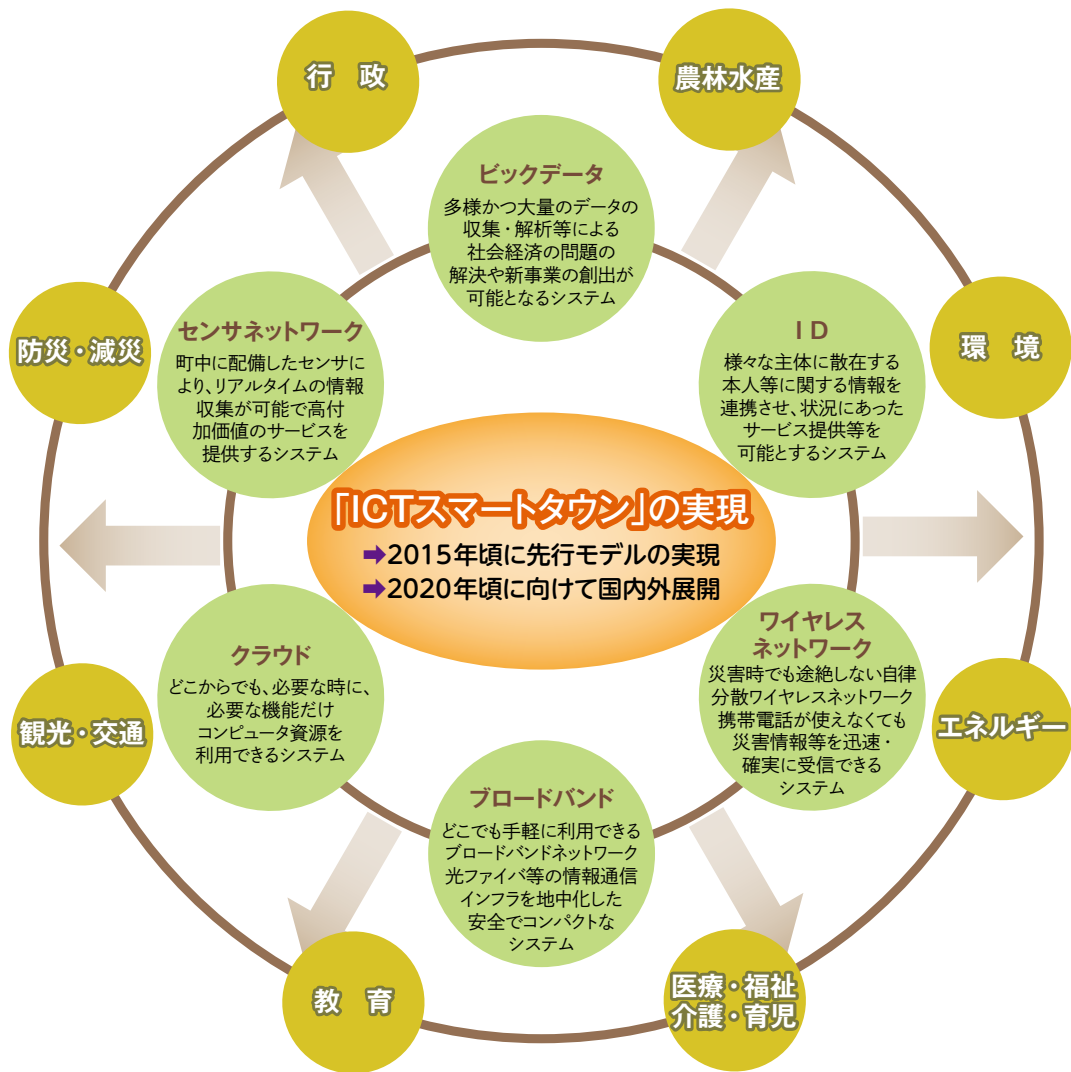
### 主な施策

#### (1) ICTを活用した行政サービスの展開

- ① ICTを活用した効率的な行政サービスの推進  
(超高齢化社会、農業、社会インフラ等での活用など)
- ② 行政総合情報システムの効率化・利便性向上に向けた調査・研究
- ③ オープンデータ、ビックデータを活用した戦略的地域課題の解決
- ④ 情報セキュリティ(保安・防犯)対策の徹底

#### (2) 情報通信基盤の活用

- ① 防災・観光情報発信ツールのコミュニティ FMの開局
- ② 各観光施設等拠点でのフリースポット化及び観光情報発信ツールの提供
- ③ 防災・犯罪防止のための通信基盤の活用と情報機器整備



ワイヤレスネットワークやクラウド等の災害に強い技術とビッグデータの利活用やセンサネットワーク等の最先端技術を組合わせたICTパッケージの実社会への適用

街と街の連携・相互補完  
グローバル展開

- 災害に強い街づくりの実現
- 地域が複合的に抱える諸課題の解決
- 国際社会への貢献・国際競争力の強化
- 経済の活性化・雇用の創出

ICT を活用した新たな街づくりのイメージ（総務省の資料より作成）

## 6. 総合的な土地利用・公共交通体系の確立

### 現状と課題

本町の総面積は、747.56km<sup>2</sup>で約95%が広葉樹等の山林となっており、一部地域は「越後三山只見国定公園」及び「只見柳津県立自然公園」であり、その四季折々に彩を醸し出す豊かな自然、自然と調和した風景は町の貴重な財産です。

このような美しい景観や環境に配慮し、長期的な展望に立ち計画的な土地利用を図るために、平成5年に策定した「只見町国土利用計画」の見直しを平成26年度に実施したところであり、この計画に基づく土地の有効利用が求められています。町土は、住民の将来にわたって続く貴重な生活財産であるため、自然特性、地域特性、景観等を十分考慮した適切な土地利用を図ることが必要です。

また、地域経済の活性化・交流拡大には、公共交通体系の整備が不可欠です。今後ますます進んでいく少子高齢化社会を見据え、住民の利便性の向上対策を含めて観光・交流に対応できるバス路線等の整備とあわせて、JR只見線の不通区間解消と観光路線としての利用環境の向上が求められています。

### 基本方針

広大で緑豊かな自然を守るとともに、景観・環境に配慮し、地域の特性にあった有効的な土地利用を進め、本町の振興に結びつけます。また生活（通学・通院・買い物）や観光客に柔軟に対応できるバス等の運行及び鉄道利用環境の向上を図り、住民の利便性の向上と地域活力を生み出します。

#### 総合的な土地利用・公共交通体系の確立

- (1)土地利用の推進
- (2)公共交通体系の確立



国土利用計画による適切な土地ゾーニング



## 主な施策

### (1) 土地利用の推進

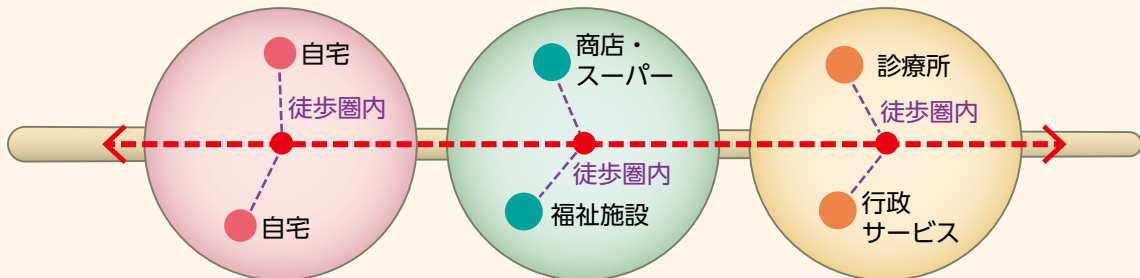
- ① 国土利用計画による土地のゾーニング
- ② 遊休土地利用の促進
- ③ 新規就農者・野菜等出荷農家拡大に向けた農地活用条件の緩和
- ④ 町開発指導要綱の適正運用

### (2) 公共交通体系の確立

- ① 団子(集落・公共施設・商店)の“くし交通網”の整備
- ② 高齢者など交通手段を持たない方に対応した新多目的交通システムの利便性向上
- ③ JR只見線の不通区間解消による早期全線開通
- ④ JR只見線の観光路線化の推進  
(SL・特別列車の運行、新型観光列車やラッピング車両の導入など)
- ⑤ 観光客に対応した町内交通システムの確立と見直し
- ⑥ 「ヒトものバス」の運行による通院や観光客の利便性向上  
(会津田島駅、国道289号を利用した三条市等を結ぶ交通体系の構築)

### 団子(集落・公共施設・商店)を繋ぐ“くし交通網”のイメージ

既存のデマンドタクシーのドア to ドア交通に加え、只見・朝日・明和地区のそれぞれの集落と中心地にある商店と公共施設が結ばれる交通網の構築により、現在よりも買い物等の利便性を高め、中心地の活性化を図る。



日常の足として使えるサービス水準



高齢者の通院利用に不可欠なJR只見線



明和地区買い物支援バス



商工会などが中心となり開催される  
「只見駅前通りウキウキわいわいフェスタ」

## IV. 住みやすいまちづくり

### 〈基本方針〉

1. 共に支え共に生きる福祉のまちづくり
2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり
3. 安心して子どもを産み育てられるまちづくり
4. 高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくり
5. 障がいの有無に関わらず共に生きるまちづくり
6. 安心して暮らせるまちづくり



※基本計画第4章Ⅳの1から6は、社会福祉法第107条に定める「地域福祉計画」を兼ねるものとします。



# 1. 共に支え共に生きる福祉のまちづくり

## 現状と課題

少子高齢化の進行とともに、地域では相互扶助精神が希薄化するなど生活上の諸課題が複雑化しており、求められる福祉サービスも多様化しています。

このような中で、地域住民やNPO、ボランティア団体等が主体的に地域課題と向き合い、行政とともに総合的な福祉政策を推進し、住民のボランティア意識の向上や住民同士の相互の支え合い意識の醸成等による地域コミュニティの活性化と関係団体のネットワーク強化による地域力の向上が必要となっています。

また、いわゆる団塊世代が高齢者となる超高齢化時代を迎え、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症などの高齢者も増加することが想定されています。このことから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくために、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療・介護・介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて構築していくことが求められています。

## 基本方針

少子高齢化時代を迎え、住民が健やかで安心した暮らしを送るために保健・医療・福祉サービス体制の充実を図ります。また、地域住民やNPOなど多様な団体が主体的に地域課題に向き合い、地域の福祉力の向上を目指します。

### 共に支え共に生きる福祉のまちづくり

- (1) 地域包括ケアシステムの構築
- (2) 地域福祉の推進
- (3) 自立した暮らしを支える体制の確立

## 主な施策

### (1) 地域包括ケアシステムの構築

- ① 地域包括支援センターの強化
- ② 地域課題の発見と潜在的ニーズの顕在化
- ③ 生活支援・福祉サービスの提供体制の強化
- ④ 不足する支援・サービスの把握と解決
- ⑤ 多様な担い手の育成・サービスの創出
- ⑥ 医師の往診及び訪問看護ステーションによる在宅医療の推進
- ⑦ 高齢者・障がい者等の通院対策の充実

### (2) 地域福祉の推進

- ① 相談支援体制の整備とサービス利用のための従事者の専門性の向上事業
- ② 多様なサービスの参入促進及び公私協働の実現
- ③ 福祉、保健、医療と生活関連分野との連携方策の検討

- ④地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援
- ⑤住民等の意識向上と主体的参加の促進
- ⑥地域福祉を推進する人材の養成

**(3) 自立した暮らしを支える体制の確立**

- ①成年後見制度の周知と利用促進の普及啓発
- ②権利擁護支援体制の確立
- ③日常生活自立支援事業の利用促進
- ④生活困窮者に対する生活支援及び就労支援の実施

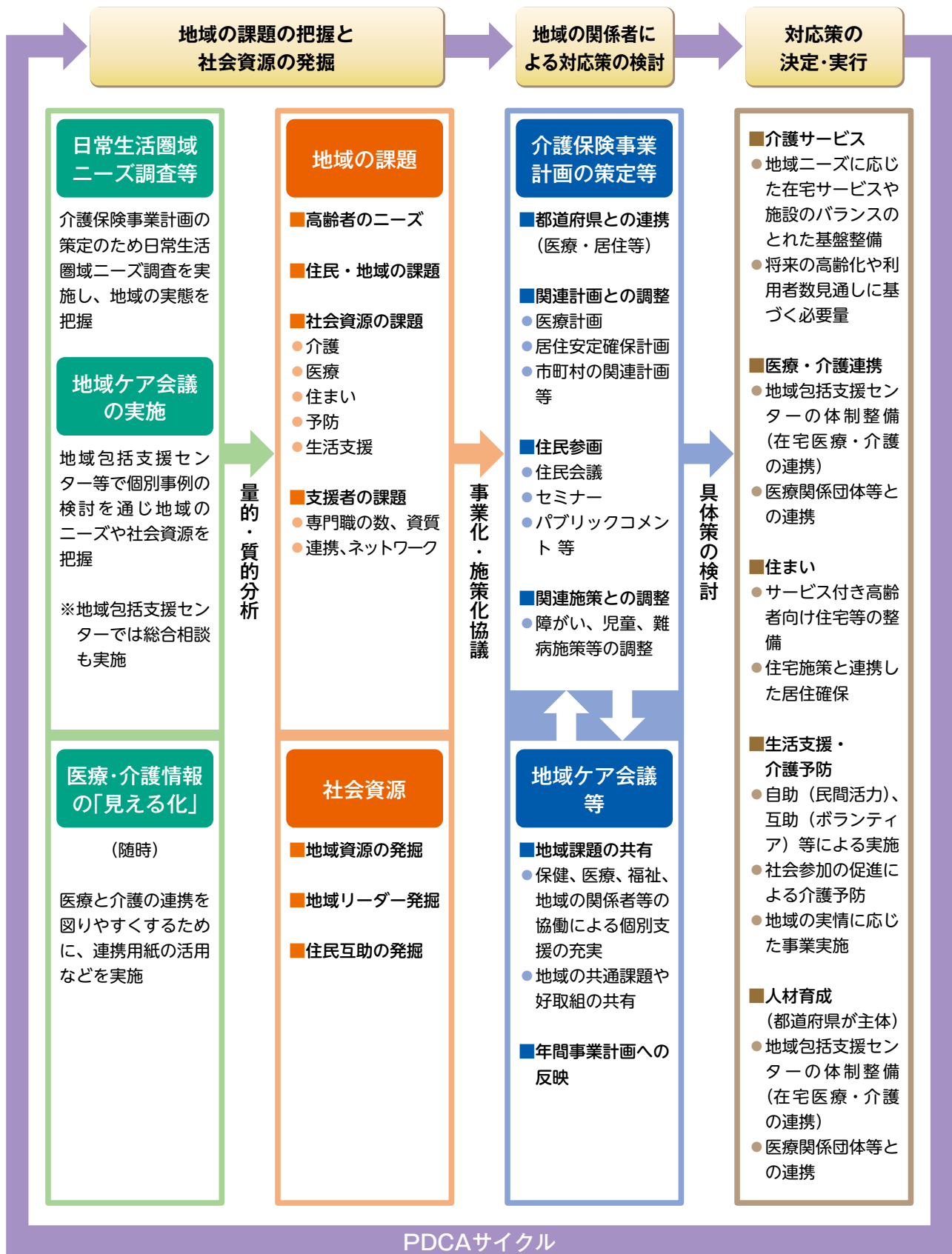


町の医療・福祉・介護の拠点となる長浜地区



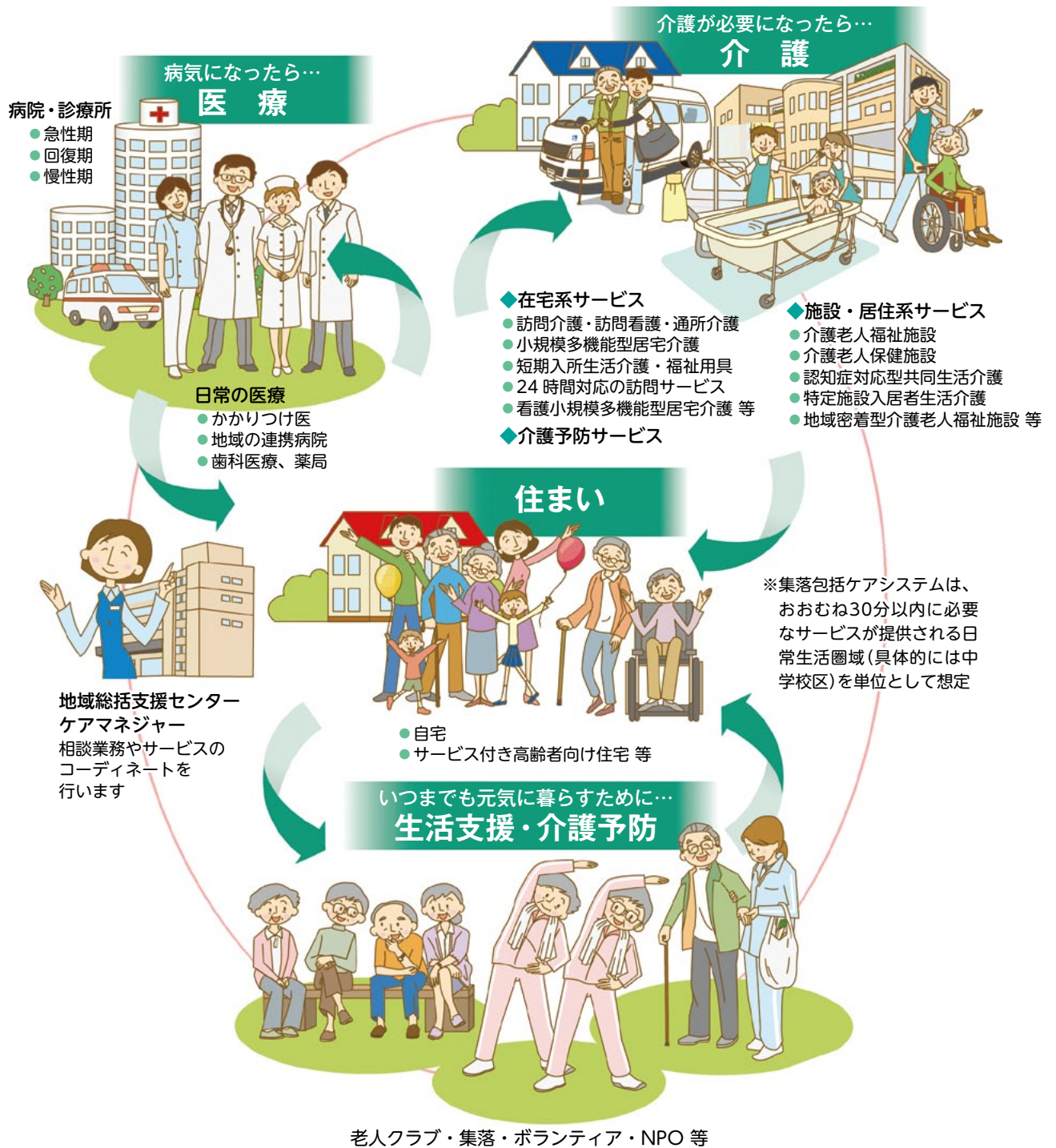
特別養護老人ホーム「只見ホーム」と隣接する  
「あさくさホーム」(只見町長浜)

## ■只見町における地域包括ケアシステム構築のプロセス





## 只見町が目指す地域包括ケアシステムの姿





## 2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

### 現状と課題

本町では深刻な少子高齢化が進む中で、総合病院や専門医療機関までの距離が遠く、医療・保健分野での専門職の不足、そして冬季間の雪による交通網の脆弱さなど、他の地域とは大きな格差の中にあります。このことから、健康を増進し、疾病の発症や重症化を防ぐために健康を保つ努力が求められています。

真の健康づくりは、他人に強制されて取り組むものではなく、自分なりの健康観を持ち、それを達成するための方法を自ら選択し、将来を見据えた健康を実現していくものです。一方で、個人を取り巻く様々な健康に関連した活動主体（組織）や行政としての町が、この個人の取り組みを支援するために必要な環境整備をすすめる、これらの相乗効果によって、「より多くの人々が、より高い生活の質（QOL）をもって、より健康で長く生きられる」ように、「健康ただみ21計画」に基づく取り組みが必要となっています。

また、健康は生きる目的ではなく、毎日の生活の資源であるというWHO（世界保健機構）が提唱するヘルスプロモーションの理念に基づき、豊かな人生すなわちQOL（生活の質）の向上のために、健康的な行動や生活状態が保たれるように教育的、環境的なサポートを効果的に組み合わせて、健康づくりを家族、集落、学校職場など地域全体で支援していくための仕組みが求められています。

### 基本方針

健康でいきいきと暮らせる「元気なまちづくり」を目指し、行政、関係機関は地区組織などと連携を深め、住民主体の健康づくりを支援する環境の整備や情報提供に積極的に取り組みます。また、健康寿命の延伸に向け、疾病の早期発見、早期治療のための各種検診の受診率向上を図りながら、日常生活習慣の改善に重点をおいた健康づくりに取り組みます。

#### 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

- (1) 健康的な公共施策づくり
- (2) 健康を支援する環境づくり
- (3) 集落・地域における健康づくり活動の強化
- (4) 健康を保つ個人技術の普及・推進
- (5) ヘルスサービスの方向転換



健康づくり教室

## 主な施策

### (1) 健康的な公共施策づくり

- ①南会津保健福祉事務所(保健所)との協力体制・連携強化
- ②健康づくり運動の推進
- ③保健師・理学療法士等の人材育成・確保
- ④医療機関との連携による健康に関する情報提供や疾病対策

### (2) 健康を支援する環境づくり

- ①健診事業の充実と受診率の向上
- ②健康相談や健康教育の実施体制の充実
- ③職場・企業・集落等での分煙の徹底・禁煙の実現
- ④健康づくり・体力向上のための施設・遊具等の整備

### (3) 集落・地域における健康づくり活動の強化

- ①身近な集会所等を活用した健康教室の開催
- ②保健協力員、食生活改善推進員等のボランティア活動の充実
- ③集落・地域の健康づくりリーダー研修会の開催

### (4) 健康を保つ個人技術の普及・推進

- ①老若男女が共にできる健康体操の普及
- ②年齢に応じた健康教室・健康教育の開催
- ③ライフステージにあった食生活(食育)の推進
- ④保健師・栄養士による効果的な健康相談・家庭訪問の実施

### (5) ヘルスサービスの方向転換

- ①保健福祉センターと医療・福祉機関の緊密な連携
- ②健康に関する提言による住民参加の健康づくり推進
- ③個人に合ったサービス利用への助言・指導



ブナりん体操(健康体操)



健診事業

### 3. 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

#### 現状と課題

全国的な人口減少や少子化の進行により、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化が顕著となっており、子育てへの不安感や孤立感を抱いている子育て家庭が増えています。

本町においても、子どもを安心して生み育てることができる環境を整備していくためには、地域社会全体で子育てを支える仕組みづくりが必要となっており、平成27年3月に「只見町子ども・子育て支援事業計画」を策定したところです。今後は、社会情勢の変化や国の新制度とあわせて、この計画に基づき住民に適切なサービス支援を展開し、子どもの健やかな育ちと、子育てを地域全体で支援する環境を整え、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりの構築が求められています。

また、子育て環境の充実とあわせて、出生率と大きく関連する、結婚し将来子どもを持ちたいと考える方に対する適切な結婚対策の充実を図ることが求められています。

#### 基本方針

少子化時代に対応し、地域ぐるみで子育てに対する理解を深め、時代のニーズに合った的確な子育て支援を推進するとともに、多様な保育サービスや子どもの健全育成のための環境整備に努めます。さらに、母子保健施策の充実を図り、子どもの健やかな発育・発達をサポートし、出生率に関連する未婚化・晩婚化対策等の施策を推進します。

#### 安心して子どもを産み育てられる まちづくり

- (1) 子どもの健やかな成長を育む環境整備
- (2) 安心して生み育てられる環境づくり
- (3) 地域で子どもを見守り大切にすまちづくりの推進
- (4) すべての家庭が安心とゆとりをもてる子育て支援の充実
- (5) 未婚化・晩婚化対策の推進

#### 主な施策

##### (1) 子どもの健やかな成長を育む環境整備

- ① 保育受け入れ態勢の確立(育休満了時の1歳到達時からの受入、0歳児保育の実施)
- ② 保育料の軽減対策の実施
- ③ 「放課後子ども総合プラン」に基づく各種事業の展開
- ④ 多様なニーズに対応する保育所の再編・整備の検討
- ⑤ 思春期保健学習の取り組み
- ⑥ 心のケア対策への取り組み

##### (2) 安心して生み育てられる環境づくり

- ① 朝日診療所での小児科医療(総合医療)の展開
- ② 延長保育の実施
- ③ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)や一時預かりサービス事業の拡充



- ④子ども医療費助成・子宝祝金支給事業の充実
- ⑤子育てガイドブックの作成、育児サークル等の子育てネットワークづくり
- ⑥各種健診、予防接種事業、不妊治療費助成事業の継続

**(3) 地域で子どもを見守り大切にするまちづくりの推進**

- ①冬季・雨天時などでも親子が共に遊べる場の整備
- ②地域における見守り活動の推進
- ③通学路等の子どもの安全確保対策の推進
- ④発達段階に応じた食育の啓発・推進
- ⑤地域と連携した食の学習機会の充実
- ⑥地産地消型給食の推進

**(4) すべての家庭が安心とゆとりをもてる子育て支援の充実**

- ①障がいのある児童の早期発見、早期治療の実施
- ②重度心身障がい児介護手当、療育児童通院交通費給付事業の継続
- ③児童虐待の発生予防と早期発見に向けた関係機関との連携強化
- ④すこやか激励金支給事業及びひとり親医療費助成事業の継続
- ⑤ひとり親家庭等の相談体制の充実

**(5) 未婚化・晩婚化対策の推進**

- ①花嫁・花婿対策事業の実施(出逢いの場の提供と相談活動の実施)
- ②独身者向けコミュニケーション、話し方セミナーなどの実施
- ③広域での異業種間交流による出逢いの場の創出
- ④後継者・親御向けセミナー



遊びの教室



食育講座

## 4. 高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくり

### 現状と課題

本町の65歳以上の高齢者の人口は、平成17年の2,095人をピークにやや減少し、その後横ばいの状態が続いています。高齢化率は、平成7年の29.2%から平成26年は全国平均の25.8%を大きく上回る43.9%と、高齢者の占める割合が住民の4割強までになっています。さらには、後期高齢者（75歳以上）が増加し、平成26年では1,261人で、総人口に占める割合は27.6%と4人に1人の割合となり、それらに対する早急な対策が求められています。

町では、高齢者がいきいきした生活を送ることができるよう、只見町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づく各種の検診事業の実施や健康相談事業に取り組み、高齢者ができる限り寝たきり等の要介護状態にならないよう保健師などによる介護予防活動を展開しています。しかし、急速な高齢化とともに高齢者だけの世帯の増加による老老介護問題や、認知症高齢者も増加傾向にあり、自宅での介護が難しいケースがあり、効果的な介護予防を図る事業の展開や地域で支える包括的なケアシステムの構築、体制強化と資質の向上が求められています。

### 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心、安全な生活環境を確立するために、各種生活支援サービスの充実を図り、誰もが人生をいきいきと潤いのあるものとするための社会参加と生きがいづくりを構築します。また、疾病（特に生活習慣病予防）と、寝たきりなどの介護状態になることへの予防を通じ、健康寿命の延伸を図ります。

#### 高齢者が健康でいきいきと暮らせる まちづくり

- (1) 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- (2) 明るく活力に満ちた高齢化社会の推進
- (3) 保健・福祉(介護)・医療の連携
- (4) 介護予防の推進と日常生活支援の充実
- (5) 在宅医療・介護連携の推進

### 主な施策

#### (1) 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり

- ① 老人クラブ活動育成事業の充実
- ② 身近な集会所等を活用した住民主体の健康づくり事業の推進(サロン支援事業の充実)
- ③ 高齢者等の身近な寄合場の提供(1集落1喫茶店の展開)
- ④ 敬老会の定期開催と敬老祝金支給事業の展開

#### (2) 明るく活力に満ちた高齢化社会の推進

- ① シルバー人材センターの設立等による高齢者の雇用機会の創出
- ② 健康診断、健康相談等の各種高齢者保健サービスの充実
- ③ 地域住民等の連携による訪問指導の充実

④高齢者食生活改善事業及び生活習慣改善事業の展開

**(3)保健・福祉(介護)・医療の連携**

- ①在宅高齢者を支援するための各種事業の充実  
(緊急通報システムの整備、除雪支援保険事業等)
- ②認知症高齢者等の権利擁護及び虐待防止にかかる相談・支援体制の充実
- ③地域全体での高齢者の支え合い、見守る体制の環境整備と意識醸成
- ④地域包括支援センターの機能強化
- ⑤高齢者住宅等の整備

**(4)介護予防の推進と日常生活支援の充実**

- ①生活支援コーディネーターの配置と協議会の設置
- ②住民主体による一般介護予防事業の推進
- ③通所型介護予防事業の実施
- ④訪問型介護予防事業の実施

**(5)在宅医療・介護連携の推進**

- ①地域の医療・介護サービスの資源の把握と情報の共有支援
- ②地域医療・介護連携の課題抽出と対応の協議
- ③地域医療・介護連携に関する相談の受付等
- ④在宅医療・介護関係者の研修と人材育成
- ⑤24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- ⑥地域住民への普及啓発
- ⑦二次医療圏内・関係自治体との連携



おたっしや教室



ゆう悠クラブ



## 5. 障がいの有無に関わらず共に生きるまちづくり

### 現状と課題

平成24年6月に制定された障害者総合支援法では、共生社会実現のため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的に、障がいのある方の範囲に難病が追加されるとともに、障害支援区分の創設など、障がいのある方に関する制度が大きく改められました。これにより、障がいのある方が地域でいきいきと生活するために、地域の理解を得て、生活の場や日中活動の場をつくる必要となってきました。

本町においては、平成25年度から地域活動支援センターを開設し、障がいの種類に関わらず、日中活動の場を提供していますが、今後、只見町障がい者福祉計画を基に福祉的就労の場の提供や一般就労への移行支援を進めていく必要があります。

障がいのある方の家族の高齢化が進んでいく中で、障がいのある方の生活の場の提供が必要となることから、町内に共同生活援助施設（グループホーム）の設置が求められています。

さらに、障がいのある方が地域において自立した生活を営むためには、相談支援体制の充実・強化が必要であり、基幹となる相談支援センターの設置など、相談支援機能の強化を図る必要があります。

また、障がいのある子どもが、乳児期、幼児期、学齢期、青年期から成年期と成長していく中で、生活環境や関わる人も変わっていくことになることから、支援を必要とする障がいのある子どもが、入学や進学、卒業などによって、支援の一貫性が途切れてしまうことがないように、保育所、学校、行政、サービス提供事業者が協力して、一貫した支援を行う体制の整備を図っていく必要があります。

### 基本方針

障がい者への理解を促進し、相談体制の充実を図りながら地域内で安心して自立した生活を送れるための福祉サービスの充実を図ります。また、在宅、施設サービス及び学校教育の充実と雇用・就業の場のための作業所や職業指導の展開を図り、社会活動への参加の促進を図ります。

障がいの有無に関わらず共に生きる  
まちづくり

(1)障がい者福祉の充実

(2)障がい者の社会活動への参加促進

### 主な施策

(1)障がい者福祉の充実

- ①障がい者の活動紹介と理解の促進(集落・地域で支える運動の展開)
- ②障がい者にやさしい公共施設の整備(バリアフリー化)
- ③障がい者への相談体制・情報提供の充実
- ④早期発見・早期治療の充実及び支援
- ⑤在宅福祉サービスの充実
- ⑥共同生活援助施設(グループホーム)の整備

(2) 障がい者の社会活動への参加促進

- ① 発達支援相談会と保育所・関係課との連携
- ② 保育・学校教育サービスの充実
- ③ 雇用の奨励と啓発
- ④ 障がい者等の集まり場の提供及び小規模作業所への展開
- ⑤ イベント等への参加促進と支援
- ⑥ ボランティアの育成

地域活動支援センター「じねんと」の活動



花壇管理



裁縫実習



調理実習

## 6. 安心して暮らせるまちづくり

### 現状と課題

高齢化の進展とともに、地域医療が果たす役割は年々重要度が増しています。とくに、朝日診療所は1次医療機関として、日常のかかりつけ医としての役割と緊急時の際に2次医療・3次医療機関である専門医・総合病院・大学病院と綿密な連携を図りながらより良い医療を提供することが必要となっています。また今後は、全線開通が予定されている国道289号を活用した新潟県三条市の医療機関との県の枠組みを超えた連携が必要な取り組みとなっています。

町内の消防団は、住民の貴重な生命と財産を守るために6つの分団で構成され、非常時には、緊密な連絡体制により被害を最小限に抑えるため消防団長の指揮の下、昼夜を問わず奉仕の精神で活動しています。しかしながら、少子化により消防団員の確保も容易でない時代を迎え、有効に機能するための実効性のある訓練の実施や消防施設や機械器具の計画的な更新を行いながら、機動力強化のための組織再編の検討や地域消防署・消防団・婦人消防隊の緊密な連携による無火災・無災害のための予防消防が必要となっています。また、大規模災害発生時に備え、「災害時における相互応援協定」を柏市や新潟県三条市・魚沼市以外にも締結を促進し、自力だけでなく相互連携により円滑な支援を受けるまたは支援を行う体制づくりも必要となっています。

さらには、日常から地域の高齢者等の要援護者への取り組みとして、「地域見守り安心カード」や「緊急通報システム」の活用とあわせて、避難行動要支援者名簿の作成、要援護者のための特別の配慮がなされた「福祉避難所」の設置など、災害発生時等に関係部署が連携して要援護者等へ必要な措置を速やかに講ずることができるように努めることが求められています。

### 基本方針

日常や緊急時における重要な役割を担う朝日診療所と他の医療機関とのより良い連携を図るとともに、将来国道289号の開通により、連携が想定される三条市の医療機関との県の枠組みを超えた取り組みを進めます。

また、地域の消防団組織の育成強化、危機管理体制・安全対策・災害防止対策の充実と「災害時における相互応援協定」に基づく大規模災害での速やかな連携を行う体制を構築します。

さらには、平成23年新潟・福島豪雨の教訓を基に、日常から地域の高齢者等の要援護者に対する災害時における速やかな対応ができるように必要な対策を推進します。

#### 安心して暮らせるまちづくり

- (1) 地域医療体制の充実
- (2) 消防団組織の育成強化と危機管理体制・災害防止・安全対策の充実
- (3) 要援護者に対する支援体制の強化

### 主な施策

#### (1) 地域医療体制の充実

- ① 救急医療体制の整備と充実
- ② 朝日診療所と2次・3次医療機関との連携強化
- ③ 来院患者の病状等を的確に医師につなぐ診察システムの確立



④国道289号の開通を見据えた三条市の医療機関との連携構築

**(2) 消防団組織の育成強化と危機管理体制・災害防止・安全対策の充実**

- ①実効性のある防災訓練の実施(火災・山岳)
- ②消防施設・消防装備の適正配置
- ③消防団員の適正配置と消防団組織の再編の検討
- ④火災予防運動の展開
- ⑤危機管理体制の充実(年次計画による災害・緊急時用物資の整備)
- ⑥情報伝達・通信体制の確立
- ⑦安全対策の充実(交通安全対策の充実・犯罪のないまちづくりの推進)

**(3) 要援護者に対する支援体制の強化**

- ①地域の高齢者等(要援護登録者)の地域見守り体制の充実
- ②緊急通報システム・地域見守り安心カードの推進
- ③要介護高齢者や障がい者などの要援護者情報の把握と災害救助法に基づく避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報の共有
- ④福祉避難所の指定促進と運営マニュアル作成と訓練の実施



消防団活動



高規格救急車両の整備



地域見守り安心カード



「遊びの教室」の子どもたち

## V. 働きがいのあるまちづくり

### 〈基本方針〉

1. 受け継ぎ託す、プライド農業の実践
2. 豊かな森林を活かした林業の振興
3. 水の郷にふさわしい水産業の振興
4. 活力と賑わいそして持続ある商工業の確立
5. 地域経済の発展を担う魅力ある観光の推進
6. 産業間連携による地域経済の発展





# 1. 受け継ぎ託す、プライド農業の実践

## 現状と課題

本町の総面積747.53km<sup>2</sup>のうち耕地面積は約650haとわずかで、一区画あたりの面積は比較的小さく、農地が分散しているため集積による作業効率化が思うように進まない現状にあります。

このような中、平成23年の東日本大震災における原子力発電所事故による風評被害の影響は、基幹産業である農業に携わる生産者の方々へ、今もなお暗い影を残しています。

稲作など土地利用型農業では、価格の低迷、資材費の高止まり、各種補助制度の縮小など、先行きに対する不安が多く存在することや、高齢化や人口減少による離農により耕作放棄地の拡大、人手不足による普請作業の重労働化が表面化しつつあります。また、トマト・花卉などの高付加価値農業への取り組みも進められていますが、より安定した市場対応型農業とするための施策が求められています。

これらのことから、安心・安全はもちろん、質の向上により消費者に認知される高品質な作物を生産するための町独自の補助事業の創設や農地の集約化などで、生産者の作付け意欲の向上と経営の安定化による、担い手の育成・確保が求められています。

また、観光との連携を図る体験型農業の推進や、農産物の地域ブランド形成を進め、高付加価値・高収益への農業展開を図る必要があります。

## 基本方針

本町の農業が受け継がれ、成り立つために高付加価値化・高収益化への展開を進め、将来にわたる担い手の確保と育成に努めます。

### 受け継ぎ託す、プライド農業の実践

- (1) 農業の公益的機能の維持
- (2) 農業の担い手の育成・確保
- (3) 高収益・高付加価値農業の展開
- (4) 効率的な農業の推進
- (5) 農業経営の安定

## 主な施策

### (1) 農業の公益的機能の維持

- ① 農地保全等、農業の公益的機能への支援策の実施
- ② 永続的農地保全に向けた組織の検討

### (2) 農業の担い手の育成・確保

- ① 認定農業者及び集落営農を行う地域農業リーダーの確保
- ② 農業法人化の推進
- ③ 新規就農者・農業後継者の育成支援
- ④ 女性農業者・高齢農業者による生産活動の推進
- ⑤ 住民への農業参入に向けた農業教育の実施と情報の発信

- ⑥新規就農者確保に向けた受入れ条件の整備・支援
- ⑦建設業等異分野業種の農業への転職等支援

### (3) 高収益・高付加価値農業の展開

- ①町産米のブランド形成に向けた品質・知名度向上対策  
(有機農業の推進・食味向上・ふるさと納税制度等を活用した積極的なPR)
- ②振興作物「トマト」「花卉」の戦略的支援
- ③山菜・薬草等の特用特産物の栽培加工等
- ④農産物の品質維持、高付加価値のための雪冷熱エネルギーの活用

### (4) 効率的な農業の推進

- ①農用地の利用集積と農作業受委託の推進
- ②生産基盤の整備(町単補助制度創設)と農村生活環境の整備
- ③農業機械購入補助金(町単)の創設
- ④資源循環型農業の推進
- ⑤農業研究機関との連携による栽培技術・省力技術の向上

### (5) 農業経営の安定

- ①農家所得向上のための各種事業の展開
- ②新たな販売ルートの発掘と産直・直売の実施とインターネットの活用
- ③(仮称)人材センターからの派遣による繁忙期等の人手不足の解消
- ④耕作放棄地解消と農用地利用集積等への支援
- ⑤有害鳥獣対策
- ⑥生産・経営情報の提供
- ⑦放射性物質に対する風評被害対策



稲の刈り取り



重点振興作物トマトの収穫

## 2. 豊かな森林を活かした林業の振興

### 現状と課題

本町は町土の94.8%を占める広大な森林面積を有していますが、うち70%は国有林であり民有林が占める割合は極めて低くなっています。林業においては、急峻な地形や多雪などの自然条件により、製品にするまでの経費がかさむことや、木材需要の大半が安価な外材という状況下で、林業経営は産業としての体をなし得ない状況となっており、高齢化等の影響もあり間伐・保育・造林が進まず、管理されない山林が多くなっています。山菜・きのこなどの特用林産物については、採取者の高齢化による数量の減少や輸入品との価格競争とあわせて原子力災害による一部品目の出荷制限があり、特用林産物を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっています。

これらの状況から、山林の適正な管理による林業の振興を目指し、新たな取り組みとして木質バイオマスの推進や地元木材を使用した住宅の建設を奨励するなど、行政の誘導策による山林の活用と保全・管理が求められています。また、特用林産物については、ゼンマイなど只見ならではの製品のブランド化による生産拡大・流通販売ルートの確立を図り、高齢者や女性の参画を促すなどの幅広い施策が求められています。

### 基本方針

広大で緑豊かな森林から生み出される木材や山菜・きのこなどの林産物は、先人から受け継いだ貴重な資源です。この良質な森林資源を十分に活用するために新たな視点を加え、林業の振興を目指します。

#### 豊かな森林を活かした林業の振興

- (1) 林業の振興
- (2) 特用林産物の活用

### 主な施策

#### (1) 林業の振興

- ① 町産材の流通と循環型利用拡大の取り組み  
(木質バイオマスの推進・町内住宅等への木材利用促進)
- ② 計画的な植林・保育・間伐による森林の保全及び公益的機能の維持(森林環境税の活用)
- ③ 林業後継者の育成と支援
- ④ 林道の整備・保全
- ⑤ 保健・レクリエーション機能等を持つ機能維持増進森林の整備推進

#### (2) 特用林産物の活用

- ① 山菜・きのこ等の伝統産品への認定等によるブランド化と商品づくり
- ② 豊富な山の幸の生産拡大と流通販売ルートの確立
- ③ わらび園等の観光山菜園の整備・充実
- ④ 森林組合の育成強化(多角経営の推進と新たな林産物の発掘)
- ⑤ 流木等森林資源の新たな活用策の検討
- ⑥ 放射性物質に対する定期的なモニタリング等の対策



### 3. 水の郷にふさわしい水産業の振興

#### 現状と課題

本町は、本州の上流河川域に位置し、豊富な雪や奥深い森林、急峻な地形から生み出される清流によってイワナの養殖やアユの放流等が行われ、多くの遊漁者が訪れることによる産業面と観光面での地域振興が図られています。

しかし、河川は災害等の防止に重きをおいた工法により、魚類や水棲生物が住みにくい環境となっていることや、カワウ・サギなどの有害鳥の捕食による個体数の減少が危惧されています。

また、田子倉ダムや只見ダムのイワナやマス釣り、伊南川のアユ釣りなどは全国的にも有名ですが、近年では外来種であるブラックバスの増殖や原子力発電所事故での一時的な出荷制限による風評被害などが問題となっており、それぞれの対策と合わせた改善策が求められています。

これらの課題を解決し、魚族資源の維持と保護による水源環境の適正化、養殖事業などによる販売事業の展開を図り、観光産業と連携した水の郷にふさわしい水産業の振興が求められています。

#### 基本方針

豊富な積雪や奥深い森林から湧き出る清流を活かし、魚族の保護と多様な活用を図りながら、水の郷にふさわしい水産業の振興を図ります。

##### 水の郷にふさわしい水産業の振興

- (1)内水面漁業の振興
- (2)生産基盤の整備

#### 主な施策

##### (1)内水面漁業の振興

- ①町内水系の資源調査
- ②内水面水産試験場を通じた技術的助言及び情報提供による振興
- ③漁協による放流事業の実施
- ④カワウ等有害鳥獣及び外来魚対策の実施

##### (2)生産基盤の整備

- ①産業間連携による加工・流通ルートの確立
- ②漁業組合・生産者の育成支援
- ③魚類や水棲生物の生息環境の整備・改善(水辺林の保護等)
- ④養魚施設の近代化





## 4. 活力と賑わいそして持続ある商工業の確立

### 現状と課題

本町の商店は、広い町内に集落が点在しているため商業集積地はできにくい環境にあり、旧村単位に商業圏を構え、それぞれが地域の消費を賄っておりますが、家族従業員による小規模店が多く、後継者不足の問題などで厳しい現状となっております。また、町内の商店での消費は日常の買い物程度であることや、人口減少に伴う地域全体の消費の縮小から絶対量が少ないため、幅広い品揃えに対応できず、車社会の到来により日用品以外の相当部分は近郊都市の大型店舗に流出している状況にあります。

しかし、高齢化が進行する中で、身近な地元商店は高齢者にとって生活の維持やコミュニティの場として重要な役割を担っており、デマンドタクシーなどの買い物弱者に対応したサービス体制の充実を図るとともに、事業者においては地域に根差した経営努力が求められています。

一方で「自然首都・只見」を訪れる多くの観光客をターゲットとした観光面での消費拡大に向け、既存の物産販売所の充実や「道の駅」の整備など、拠点施設の整備や魅力ある商品の開発・販売を行うことにより、地域内の賑わいを創出し、消費拡大を行うための施策が求められています。

また、若者が定住し活力ある豊かな地域社会を構築するためには、安定した就労機会の拡大が本町の工業分野における最大の課題です。多雪などの自然条件や交通基盤が脆弱な状況である本町は、これまで目標としてきた大規模な企業誘致は困難な状況にあります。人材育成や新たな分野への事業展開を積極的に取り組む既存企業に対する支援策の充実を図ることや、起業家などへの支援制度の創出を図るなど、時代に即応した様々な対応を行い、安定的な雇用を創出することが必要となっています。

### 基本方針

人口減少、高齢化社会に対応した地域内の消費を維持するためのサービス強化を支援するとともに、観光客による地域内消費を高めるための商品開発、販売所の整備などの支援を行います。また若い世代の安定した就労機会拡大のため、時代に即応した新たな視点に立った既存産業の育成支援と企業誘致を行います。

#### 活力と賑わいそして持続ある 商工業の振興

- (1) 地元根差す商業の展開
- (2) 観光商業への対応
- (3) 工業基盤の整備
- (4) 時代に即応した既存企業の育成・支援



水の郷うまいもんまつり

## 主な施策

### (1) 地元に根差す商業の展開

- ① 三地区の中心地に休憩所などのコミュニティ施設の整備と支援
- ② 新規開業を支援するトレーラーハウス等による、まちなかへのチャレンジショップの設置
- ③ 事業者主体による商業イベントの充実
- ④ 消費者を意識した店舗・品揃えの充実
- ⑤ 複合施設等商業機能施設の整備検討
- ⑥ 商工会による的確な指導と商業振興策の提案
- ⑦ 地元消費拡大のための行政の誘導策の検討

### (2) 観光商業への対応

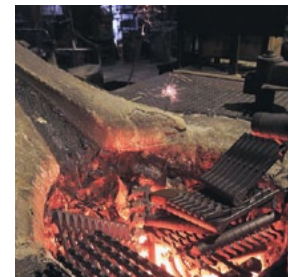
- ① 国道289号八十里越開通を見据えた中心市街地の整備  
(JR只見駅、役場新庁舎を中心とした中心市街地の整備とひと・ものの流れの連携)
- ② 地域資源を活かした魅力ある特産品の展開と販売  
(町内産品のブランド化、ふるさと納税返礼品利用)
- ③ 宿泊・飲食事業者に対する持続化・創業支援
- ④ 観光客の立ち寄り拠点「道の駅」等の整備
- ⑤ インターネットでの少量多品種の「通販パック」の販売
- ⑥ 郷土料理や只見の地場産品を活かした商業の活性化
- ⑦ 空き店舗・公共建築物等の有効活用



産品のブランド化商品

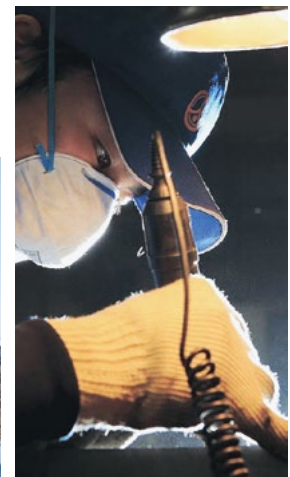
### (3) 工業基盤の整備

- ① 制度資金を活用した経営安定化支援
- ② 技術力向上・人材確保のための各種支援制度の充実  
(新潟県三条市のものづくり学校との戦略的な連携)
- ③ 企業誘致のための用地確保と魅力ある優遇措置の創出



### (4) 時代に即応した既存企業の育成・支援

- ① 雇用確保のための奨励金・優遇措置の創出
- ② 新分野進出のための支援策の実施
- ③ 起業家に対する支援制度の創出
- ④ 知識・技術習得制度の活用
- ⑤ 地元高校卒業者が町内企業へ就業できる支援制度の創出



高い技術力を誇る町内企業

## 5. 地域経済の発展を担う魅力ある観光の推進

### 現状と課題

日本の自然の中心は只見町として「自然首都・只見」をPRする本町には、世界に誇れる豊かな自然とそこに暮らす私たちの生活・文化があり、その価値が世界に認められたことから「只見ユネスコエコパーク」に登録となりました。これらの自然、生活、文化すべてが魅力ある観光をつくる素材として、紹介・活用を図ることでより多くの観光客を呼びこむ大きな可能性を持っています。これまで町では「田子倉ダム」を中心とした見る観光から、自然資源（森林、湖、川等）・文化・歴史を織り交ぜた体験型観光（エコツーリズム）への切り替えを進めてきました。今後も、持続可能な地域として発展し継続するためには、地域の生き残りをかけた観光による戦略的な施策が求められています。

そのうえで、宿泊業や飲食業、観光施設等においては施設の充実と地域の独自性や魅力あるサービスを提供することが必要となっています。また、本町の魅力を観光客に伝えるためのガイド養成なども急務となっています。さらには、広い範囲に観光資源が分散し、公共交通に恵まれていないことから、自家用車以外の方の周遊性の確保が難しいため、観光施設等を周遊するための2次交通対策の改善が必要とされています。

今後は、これらの課題を解決しながら、三条市やふるさと交流都市の柏市、只見川沿線町村、只見線沿線市町村などの連携強化と地域間交流などを進めることと併せ、自家用車以外の方が町内にある観光施設を周遊できる魅力的なプランの構築や、唯一の公共交通機関であるJR只見線を外国人観光客などの新たな客層の誘客に結び付け、交流人口の拡大を目指していくことが求められています。

### 基本方針

「只見ユネスコエコパーク」となった世界に誇れる豊かな自然・生活・文化を活かし、戦略的な観光振興策を進めます。また、観光振興に関わる機能・拠点の再編整備等による連携の仕組みを構築し、ふるさと交流都市や近隣市町村との連携を図り、効果的な情報発信とあわせて、JR只見線を活用した新たな客層の誘客に結び付けます。

#### 地域経済の発展を担う魅力ある 観光の推進

- (1) 魅力ある観光地づくり
- (2) 観光客の誘客促進
- (3) ふるさと交流都市・近隣市町村・諸団体等との積極的な交流
- (4) JR只見線を活用した新たな誘客の促進

### 主な施策

#### (1) 魅力ある観光地づくり

- ① まちづくり会社「(仮称)株式会社 自然首都・只見」の設立
- ② 地域マネジメント組織の立ち上げ(日本型DMOによる観光地域づくり)
- ③ 分かりやすく見やすい多言語に対応した町内統一案内板の整備
- ④ 青少年旅行村オートキャンプ場を拠点としたアウトドア観光の充実
- ⑤ 誰でも町内観光施設を周遊できるプランの提案(観光デマンドの構築・レンタカーの整備)



- ⑥エコツーリズム(自然体験・農業体験等)のガイドインストラクターの充実
- ⑦只見町ブナセンターによる「ユネスコエコパーク」の情報発信
- ⑧既存観光施設の展示内容の再整備と魅力アップづくり
- ⑨イベント開催時の観光施設への周遊誘導策の実施
- ⑩観光スポット等(遊歩道・登山道・ビューポイントなど)の維持・管理・修繕

## (2) 観光客の誘客促進

- ①フリースポット拠点の整備と充実
- ②ホームページ・SNS・動画配信等による情報宣伝の強化・充実
- ③六十里越、八十里越等の観光路線の活用推進(新潟県魚沼市、三条市との連携)
- ④環境教育、教育旅行の積極的な推進(着地型旅行商品の企画・開発)
- ⑤国際化に対応した多言語情報(看板・パンフレットなど)の提供と人材育成
- ⑥ゆるキャラ「ブナりん」のイベント等での積極的な活用
- ⑦魅力あるパンフレット・ポスター等の作成による町のPR
- ⑧広域市町村との連携強化による周遊情報発信
- ⑨道の駅・川の駅などの交流拠点の整備と充実

## (3) ふるさと交流都市・近隣市町村・諸団体等との積極的な交流

- ①国道289号八十里越開通を見据えた三条市との交流  
(「(仮称)三条市・只見町連携戦略会議」による多様な交流推進)
- ②ふるさと交流都市(柏市)との多様な交流の推進(住民交流の推進)
- ③只見川沿線市町村・新潟県魚沼市との多様な交流関係の構築
- ④新たな地域団体等との交流機会の発掘
- ⑤交流希望団体等の町内への短期宿泊制度・施設の拡充

## (4) JR只見線を活用した新たな誘客の推進

- ①不通区間の解消に向けた利用促進事業の実施
- ②「只見線に手をふろう条例」の普及啓発、只見線応援団の加入促進
- ③ラッピング車両の運行によるJR只見線PRと誘客促進
- ④インバウンド観光推進のためのPRと旅行企画造成
- ⑤「風っこ会津只見号」「SL会津只見号」などの特別列車の定期運行
- ⑥只見線を活用した旅行企画・周遊プラン等の提案



農家民泊による都会の子どもの農業体験



只見線ラッピング車両による利用促進



## 6. 産業間連携による地域経済の発展

### 現状と課題

人口減少時代と過疎高齢化が進むことで、町内における消費は今後ますます減少することとなります。また、平成23年新潟・福島豪雨災害により一時的に公共事業が増大しておりますが、これらも今後は減少に転じることが想定され、産業全般における状況は厳しさを増していくと予想されます。

このことから、地域内の資源を有効に活用して産業を振興させることが極めて重要な取り組みです。加工所の整備等による生産加工品の創出、直売所、都市への産直販売、インターネット販売など新たな流通・販売網の構築などを進め、各産業間が連携を図り、付加価値を高めることで、個々の産業の活性化とともに新たな就労の場の確保や起業の拡大を目指します。

産業間連携を進めるための取り組みとして、地域で生み出されたものを地域で消費する「地産地消」を進めることが求められています。地域自然環境や地域資源をよりどころにした人々の暮らしと文化を再認識し「自然首都・只見」を地域ブランドとした市場開拓を戦略的に進める必要があり、農林水産業・観光サービス業・商工業が一体となり、地域内外の消費を高め持続可能な地域経済を発展させることが求められています。

### 基本方針

農林水産業・観光サービス業・商工業等の産業が連携を図り、生産から消費までの経済活動が効果的に組み込まれ、地域内外での消費が高められる仕組みづくりを目指します。

#### 産業間連携による地域経済の発展

- (1) 産業間連携の推進
- (2) 新商品開発の推進
- (3) 地産地消の推進

### 主な施策

#### (1) 産業間連携の推進

- ① (仮称)只見町経済同友会の設立(町内異業種メンバーによる情報交換機会の創出)
- ② 人材育成プログラムの創出
- ③ 異業種連携・参入に対する支援策の充実
- ④ 異業種連携による体験交流事業・特産品づくりの支援・推進
- ⑤ 建設業からの農林業等の労働者不足への支援・連携

#### (2) 新商品開発の推進

- ① 伝承産品等の地域ブランド化による商品の造成・販売の推進
- ② 起業に対する支援策の充実と情報提供
- ③ 有識者・研究機関を活用した特産品等の開発・研究(産学官民の連携)
- ④ 新商品開発のための機器導入支援の創出
- ⑤ 農産物の加工所の整備・支援

### (3) 地産地消の推進

- ①農林水産物の地産地消運動の推進(地域ブランドメニューの創設、伝統料理の提供)
- ②直売所・農家レストラン・農家民宿の整備促進による地産地消の展開
- ③地元木材を利用した住宅建築の推進
- ④地産地消運動を推進する仕組みづくりの構築
- ⑤地域内消費を高めるための各種事業の展開



「自然首都・只見」伝承産品ブランド化支援事業



民宿などでも提供される  
只見町伝統料理「お平」



地元の野菜を販売する直売所「歳時記会館」



恵まれた自然環境を活かしたエコツーリズム  
の推進 布沢「恵みの森」



## 第6章

# 主な施策の着手時期の区分

### 主な施策の着手時期の区分について

次ページからの表は、基本計画に掲げた主な施策の着手時期を示したものです。着手時期欄の「前期」とは3年以内、「中期」とは6年以内、「後期」とは10年以内に着手することを目標としています。事業実施にあたっては、社会情勢の変化、施策を行う上での受け皿、住民の合意形成や財政的な検討を加えながら進めていくことになります。事業主体は各施策ごとや施策の進捗状況によって異なりますが、「住民」「集落」「振興センター」「団体等（企業・各種団体・NPO等土地などに限定されない組織）」「行政」などが役割を分担しながら協働で実施していくことになります。

# I. 自然と共生するまちづくり

## 1. 自然保護意識の醸成

### (1) 自然環境の保全

	着手時期		
	前期	中期	後期
①自然環境の基礎調査の実施	●		
②「自然首都・只見」学術調査事業の実施	●		
③生物多様性保護(野生動植物保護)条例の制定	●		
④高層湿原・湖沼、巨樹・巨木、希少動植物の保護・保全	●		
⑤生態系のモニタリングと外来種の駆除	●		

### (2) 自然の利活用

①只見の自然を身近に体験し、理解できる「ただみ自然観察の森」の整備推進と積極的な活用	●		
②安心・安全な水辺環境の整備と川や湖に親しむ機会の創出		●	
③町公認自然ガイドの育成	●		
④「只見町プラセンター」を中心とした環境教育、実習、各種研修の実施	●		
⑤八十里越の史跡化とロングトレイルの整備		●	
⑥自然資源を活かした新エネルギーの推進(小水力発電・地中熱・太陽光など)	●		

## 2. 雪と共存するまちづくり

### (1) 雪を活かし楽しむ地域づくり

①「只見ふるさとの雪まつり」など雪を楽しむ観光の促進	●		
②雪の特性を活かし活用する仕組みづくりの検討	●		
③雪の恵みを学ぶ「環境教育」の実施	●		
④雪かきなど雪国体験機会創出による交流人口の拡大	●		
⑤雪国文化の継承と産業振興への活用	●		

### (2) 雪に負けない地域づくり

①道路除雪機械の計画的整備と充実、除雪オペレーターの育成	●		
②通学路の点検と安全対策の充実	●		
③高齢者世帯等の除排雪支援体制の充実	●		
④雪国に適した道路整備の推進	●		
⑤克雪住宅への改築費等に対する助成制度の充実	●		
⑥危険な屋根からの落雪に配慮した町並みづくりの推進		●	
⑦地域社会で雪害を防ぐ相互扶助意識の確立	●		
⑧効率的な除排雪体制と消融雪設備の調査・研究	●		

## 3. 道路網の整備と定住環境の整備

### (1) 国道・県道の整備促進

①国道289号(八十里越)の早期開通の要請と住民運動の実施	●		
②国道289号(八十里越)の開通を見据えた只見地内と入叶津地内のトンネル化の推進(緊急車両の新潟県域への搬送時間短縮と中心市街地への誘導策)		●	
③国道252号(六十里越)のゴールデンウイーク前開通の活動	●		
④農村景観イメージを損なわない、除雪に配慮した拡幅工事等の推進		●	
⑤県道布沢横田線のトンネル化の要請	●		
⑥県道小林・館の川線の早期拡幅・通年通行の要請	●		
⑦災害に対応した路線の複合化整備(代替えルートの整備促進)			●

### (2) 町道の計画的整備

①町道整備計画に基づく着実な整備	●		
②冬季孤立住宅解消のための一軒家対策の推進	●		

(3) 定住環境の整備	着手時期		
	前期	中期	後期
①町営住宅の老朽化対策と定住住宅の整備促進	●		
②空き家活用のための情報管理と支援制度の充実 (空き家バンク制度の創設、空き家改修補助事業の拡充等)	●		
③空き家を未然に防ぐための新たなモデル事業の創設	●		
④只見産材を利用したモデル住宅の普及啓発と支援制度の充実(県産材補助制度の周知・広報)	●		
⑤地域に合った在来工法の伝承・研究活動の実施	●		

#### 4. 自然と調和し地域イメージに合った景観づくり

##### (1) 自然と調和した町並み景観の創出

①景観条例「うつくしい只見町の風景を守り育てる条例」の普及・啓発	●		
②只見町地域住宅計画(ホープ計画)の普及・啓発と支援制度の創設		●	
③街並み景観形成協定の創設と助成制度の検討	●		
④ポケットパーク及び散歩コース等へのベンチの設置			●
⑤美観ポイントへの案内看板・ベンチの設置		●	
⑥景観維持のための危険空き家の除去と公共空間での活用	●		

##### (2) うつくしい山なみ景観づくりの推進

①道路等公共空間への花木植栽による景観づくり	●		
②人工林を含む道路沿線除草による景観づくりの実施	●		
③景観づくりを推進するための集落・地域交付金制度の創設	●		

#### 5. 水環境の保全と上下水道の整備

##### (1) 上水道の整備

①簡易水道施設の計画的な管理・運営	●		
②集落営給水施設の改善事業の実施		●	
③水質の安全・安定供給体制の維持・推進	●		

##### (2) 下水道の整備

①農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業の計画的な管理・運営	●		
②合併処理浄化槽の定期検査等の適正管理の推進	●		
③コンポストの利用促進	●		
④水環境維持のための啓発活動の充実	●		

#### 6. 環境衛生の充実

##### (1) ごみの減量化と資源化の推進(もったいない運動の推進)

①環境衛生教育の推進(普及啓発と学習会の開催)	●		
②ごみの分別収集の徹底	●		
③高齢化社会に向けたごみ回収システムの確立			●
④ごみの減量化に向けた生ごみの肥料化の推進		●	
⑤ごみにしない運動の推進(もったいない運動)	●		

##### (2) 不法投棄等の防止対策

①不法投棄防止のための地域住民による見回り・監視の充実	●		
②飼養動物愛護精神とマナーの徹底	●		



## II. 文化に根づく人づくりと学び続けるまちづくり

### 1. 将来の只見を担う子どもたちの教育の充実

	着手時期		
	前期	中期	後期
(1) たくましく自立できる力の基礎となる教育内容の充実			
① 持続可能な社会を構築する担い手を育むESD（持続可能な開発のための教育）の推進（ユネスコスクール推進と系統的指導）	●		
② 総合的な学習「只見学」の推進と「只見愛」の育成	●		
③ 基礎的な学力（アクティブラーニング等）と体力の向上	●		
④ 外国語教育の充実	●		
⑤ 防災教育、放射線教育の充実	●		
⑥ 心を育てる読書活動の推進	●		
⑦ 道徳教育の充実とコミュニケーション能力の育成	●		
⑧ 情報教育の充実と情報活用能力の育成（情報通信技術を活用した教育活動の展開）	●		
⑨ 起業家精神の育成		●	
⑩ 保小中高連携教育の推進（レインボープランの継続強化）	●		
⑪ コミュニティスクールの推進	●		
⑫ インクルーシブ教育の推進	●		

#### (2) 教育環境、教育施設・設備の改善・充実

① 教育相談機関の充実（相談窓口、カウンセラー、SSWの設置）	●		
② 奨学金制度の充実	●		
③ 校舎、体育館等の改善・修繕による教育環境の整備	●		
④ 学区内及び校地・校舎内の事故防止、安全確保のための点検・整備	●		
⑤ スクールバスの計画的な運行・整備	●		
⑥ 給食センターの充実	●		
⑦ 教員住宅の修繕等整備	●		
⑧ 学童児童減少に伴う小学校の在り方の検討	●		
⑨ 奥会津学習センター施設の充実	●		

#### (3) 地域の発展と人財の育成を担う県立只見高等学校への支援

① 県立只見高等学校振興対策の充実	●		
② 地域課題解決型など特色あるコース等の創設	●		
③ 奥会津学習センターの生徒支援機能の充実	●		
④ 地域や企業等との連携した取り組みの強化	●		
⑤ 地域課題解決に向けた教育活動実現のための支援	●		

### 2. 家庭教育力・地域教育力の向上

#### (1) 子を持つ親や家庭教育力の向上

① 子育てサークル・子育て教室の実施	●		
② 子育て経験者と子どもを持つ親との交流機会の創出	●		
③ 子育ては家庭や地域がしっかり行う意識の向上	●		
④ 地域活動への積極的な参加（世代間交流、体験の場で意識改革）	●		
⑤ 家庭におけるメディアや携帯・スマホのルールづくり（アウトメディアデー等の実施）	●		

#### (2) 家庭教育の補完機能を果たす地域社会の形成

① 一体型の放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施	●		
② 地域社会全体で親子の学びや育ちを支える環境づくり（保育所・学校・地域との連携、子育て相談窓口や協力体制整備）	●		
③ 親や祖父母対象の子育てに関する学習機会の創出（家庭学級、講演会、セミナー等の開催）	●		

### 3. 魅力ある生涯学習の推進

	着手時期		
	前期	中期	後期
(1)生涯学習体制の充実			
①地域に学び地域を創造する生涯学習「只見学」の推進	●		
②町民ニーズにあった多様な学習機会の充実	●		
③自主的な生涯学習の場の提供とサークル活動の奨励(講師登録制度)	●		
④世代間交流事業の実施、拡大	●		
⑤町長部局や振興センターとの連携強化(地域間交流や連携による事業の充実)	●		
(2)人材育成支援の充実			
①只見で活躍し各分野でリーダーとなる人材の育成の推進(地域人材育成ダイヤモンドプラン)	●		
②循環型生涯学習を構築するための学習活動の支援や指導者の育成	●		
(3)生涯学習施設の整備・充実			
①只見地域の自然、文化、歴史を学ぶ施設の充実	●		
②高度情報化に対応した振興センター機能の整備		●	
③学校教育施設の活用		●	
④図書館整備や図書の実と効果的活用			●

### 4. 地域文化の振興(地域で育まれた人の技・物・食の伝承)

(1)地域文化の振興			
①文化活動の振興と奨励	●		
②文化活動推進体制の整備(文化協会への支援)	●		
③文化行事の開催(文化祭、文化講演会等)	●		
④芸術鑑賞の機会の充実(演劇、音楽、美術等)	●		
(2)文化財の保護と伝承			
①文化財調査、指定保護運動の推進	●		
②文化遺産の保護・活用(八十里越の史跡化)	●		
③民俗文化財の保存と活用	●		
④天然記念物の保護	●		
(3)伝統文化を継承する人材の育成			
①食文化等の人の技・物・食の伝承	●		
②郷土芸能と伝統工芸の後継者育成	●		
③伝統行事の伝承	●		
(4)文化保存環境の整備			
①民俗資料等の収蔵・展示施設の整備	●		
②文化施設機能の整備			●
③文化資料等のデータベース化と情報発信		●	

### 5. 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

(1)生涯スポーツ・レクリエーション活動の充実と健康増進			
①生涯スポーツの振興(年代に応じたスポーツやアウトドア活動の充実・発展)	●		
②老若男女が気軽に楽しめるニュースポーツ・レクリエーションの普及	●		
③各種スポーツ大会の開催や参加	●		
(2)スポーツ推進体制・指導体制の整備			
①体育協会の体制見直しと各種スポーツ組織の充実	●		
②スポーツ指導者の育成	●		
③各種スポーツ有資格者の後継者育成	●		
④総合型スポーツクラブとの連携強化	●		
⑤トップアスリートから学ぶスポーツ教室の開催(心と体の育成)	●		

(3) スポーツ・レクリエーション施設の充実	着手時期		
	前期	中期	後期
①スポーツ・レクリエーション施設の良い維持・改修	●		
②年間を通じてスポーツができる施設・設備の充実			●
③学校体育施設の有効活用	●		

### Ⅲ. 住民が主役のまちづくり

#### 1. 集落・振興センターでの住民交流を主体とした地域づくり

(1) 町がひとつになる仕組みづくり	着手時期		
	前期	中期	後期
①3地区の地域づくり委員会や自治振興会の合同会議による情報連携	●		
②社会教育活動、生涯学習活動の整理と類似行事の統合検討		●	
③地区単位で組織されている各種団体間の交流推進と統合の検討			●
④町内一体の社会教育団体等の相互交流機会の創出		●	
⑤集落間の交流機会の創出	●		

#### (2) 自発的・主体的な地域活動の支援

①地域をみかく活動の推進(集落点検や魅力発見事業・住民同士の交流機会の増)	●		
②集落計画の実践(交付金活用による課題解決・活性化)	●		
③外部有識者を活用した実践活動の推進(産学官民の連携)	●		
④各種ボランティア活動への支援		●	

#### (3) 助け合いによる集落・地域づくりの推進

①集落伝統行事等の伝承活動や集落・地区を知る運動の推進	●		
②集落維持・集落交流のための交付金制度の充実	●		
③集会所の積極的な活用のための環境の確立(施設の維持管理・集落交流の場としての支援の充実)		●	

#### (4) 住民と行政が協働したまちづくりの推進

①地域づくりの拠点としての振興センター権限の確立(受付・調整・実行・チェック機能等)	●		
②定期的な各課と振興センターとの連携・情報共有体制の確立	●		
③職員と振興センターと集落代表者等が定期的に協議できる仕組みづくり	●		
④集落支援員等の活用による集落点検、集落担当窓口の一本化	●		

#### 2. 新たな視点による地域づくり

##### (1) 移住者に対する情報提供等の仕組みづくり

①定住等の相談窓口の設置(情報の一元化)	●		
②空き家等を活用したお試し住宅(定住生活体験住宅)の整備	●		
③町の定住支援策や生活するための解説書の作成	●		
④空き家等生活できる住居の情報提供(空き家バンク制度の実施)	●		

##### (2) 地域おこし協力隊・集落支援員の活用

①集落での地域おこし協力隊の活用モデル事業への取り組み	●		
②各種課題に対しての地域おこし協力隊の活用検討	●		
③集落支援員による集落点検と各種事業の展開	●		

#### 3. 行政情報の積極的な公開と公聴機会の充実

##### (1) 町広報誌等による積極的な行政情報の発信

①ホームページ・SNS・動画配信サイトによるタイムリーな町情報発信機能の充実(マスメディア担当などの設置による効果的な広報宣伝活動の実施)	●		
②コミュニティ FMを活用した行政情報の発信	●		
③町広報誌による行政情報の定期的発信	●		
④行政情報の積極的な公開・提供と個人情報保護条例の徹底	●		
⑤集落座談会・行政出前講座の継続実施と内容の検討	●		

	着手時期		
	前期	中期	後期
(2) 町民の生の声が行政施策に反映される仕組みづくり			
① 計画段階から住民意見を取り入れ、反映できる仕組みづくり	●		
② 集落座談会など気軽に町民が政策提言できる場や雰囲気づくりの確立	●		

#### 4. 効率的な行財政運営

##### (1) 効率的な行政運営

① 効率的でスリム化が図られた行政組織機構の確立(住民サービス向上に繋がる縦割り行政の効率化)	●		
② 職員の定員管理と適正な給与水準の維持	●		
③ 行政評価制度による事業の選択(事務・事業の再編・整理、廃止・統合)	●		
④ 職員の能力向上と意識改革の徹底	●		
⑤ 行政が行っている業務の民間委託等の推進(行政経費の削減に貢献する指定管理者制度の実施等)	●		
⑥ 第三セクターの経営改革の推進と情報公開	●		

##### (2) 効率的な財政運営

① ふるさと納税制度の積極的な活用と返礼品の充実	●		
② クラウドファンディングを活用した新たな事業の積極的な展開		●	
③ 「只見町行財政改革プログラム」の推進	●		
④ 町税や使用料等の収納率向上など財源の適正確保	●		
⑤ 効率的な財政投資と新たな財源対策の実施	●		
⑥ 町有財産の適正管理と遊休資産の効果的な利活用対策	●		

#### 5. ICT（情報通信技術）の活用

##### (1) ICTを活用した行政サービスの展開

① ICTを活用した効率的な行政サービスの推進 (超高齢化社会、農業、社会インフラ等での活用など)	●		
② 行政総合情報システムの効率化・利便性向上に向けた調査・研究	●		
③ オープンデータ、ビックデータを活用した戦略的地域課題の解決	●		
④ 情報セキュリティ(保安・防犯)対策の徹底	●		

##### (2) 情報通信基盤の活用

① 防災・観光情報発信ツールのコミュニティ FMの開局	●		
② 各観光施設等拠点でのフリースポット化及び観光情報発信ツールの提供	●		
③ 防災・犯罪防止のための通信基盤の活用と情報機器整備		●	

#### 6. 総合的な土地利用・公共交通体系の確立

##### (1) 土地利用の推進

① 国土利用計画による土地のゾーニング	●		
② 遊休土地利用の促進	●		
③ 新規就農者・野菜等出荷農家拡大に向けた農地活用条件の緩和		●	
④ 町開発指導要綱の適正運用	●		

##### (2) 公共交通体系の確立

① 団子(集落・公共施設・商店)の“くし交通網”の整備	●		
② 高齢者など交通手段を持たない方に対応した新多目的交通システムの利便性向上	●		
③ JR只見線の不通区間解消による早期全線開通	●		
④ JR只見線の観光路線化の推進(SL・特別列車の運行、新型観光列車やラッピング車両の導入など)		●	
⑤ 観光客に対応した町内交通システムの確立と見直し		●	
⑥ 「ヒトものバス」の運行による通院や観光客の利便性向上 (会津田島駅、国道289号を利用した三条市等を結ぶ交通体系の構築)		●	



## IV. 住みやすいまちづくり

### 1. 共に支え共に生きる福祉のまちづくり

	着手時期		
	前期	中期	後期
(1) 地域包括ケアシステムの構築			
① 地域包括支援センターの強化	●		
② 地域課題の発見と潜在的ニーズの顕在化		●	
③ 生活支援福祉サービスの提供体制の強化		●	
④ 不足する支援・サービスの把握と解決	●		
⑤ 多様な担い手の育成・サービスの創出	●		
⑥ 医師の往診及び訪問看護ステーションによる在宅医療の推進		●	
⑦ 高齢者・障がい者等の通院対策の充実		●	
(2) 地域福祉の推進			
① 相談支援体制の整備とサービス利用のための従事者の専門性の向上事業		●	
② 多様なサービスの参入促進及び公私協働の実現			●
③ 福祉、保健、医療と生活関連分野との連携方策の検討	●		
④ 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援	●		
⑤ 住民等の意識向上と主体的参加の促進	●		
⑥ 地域福祉を推進する人材の養成		●	
(3) 自立した暮らしを支える体制の確立			
① 成年後見制度の周知と利用促進の普及啓発		●	
② 権利擁護支援体制の確立		●	
③ 日常生活自立支援事業の利用促進	●		
④ 生活困窮者に対する生活支援及び就労支援の実施	●		

### 2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

(1) 健康的な公共施策づくり			
① 南会津保健福祉事務所(保健所)との協力体制・連携強化	●		
② 健康づくり運動の推進	●		
③ 保健師・理学療法士等の人材育成・確保		●	
④ 医療機関との連携による健康に関する情報提供や疾病対策	●		
(2) 健康を支援する環境づくり			
① 健診事業の充実と受診率の向上	●		
② 健康相談や健康教育の実施体制の充実	●		
③ 職場・企業・集落等での分煙の徹底・禁煙の実現	●		
④ 健康づくり・体力向上のための施設・遊具等の整備		●	
(3) 集落・地域における健康づくり活動の強化			
① 身近な集会所等を活用した健康教室の開催	●		
② 保健協力員、食生活改善推進員等のボランティア活動の充実	●		
③ 集落・地域の健康づくりリーダー研修会の開催		●	
(4) 健康を保つ個人技術の普及・推進			
① 老若男女が共にできる健康体操の普及	●		
② 年齢に応じた健康教室・健康教育の開催	●		
③ ライフステージにあった食生活(食育)の推進	●		
④ 保健師・栄養士による効果的な健康相談・家庭訪問の実施	●		
(5) ヘルスサービスの方向転換			
① 保健福祉センターと医療・福祉機関の緊密な連携	●		
② 健康に関する提言による住民参加の健康づくり推進	●		
③ 個人に合ったサービス利用への助言・指導	●		

### 3. 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

	着手時期		
	前期	中期	後期
(1) 子どもの健やかな成長を育む環境整備			
① 保育受け入れ態勢の確立(育休満了時の1歳到達時からの受入、0歳児保育の実施)	●		
② 保育料の軽減対策の実施	●		
③ 「放課後子ども総合プラン」に基づく各種事業の展開	●		
④ 多様なニーズに対応する保育所の再編・整備の検討		●	
⑤ 思春期保健学習の取り組み	●		
⑥ 心のケア対策への取り組み	●		

#### (2) 安心して生み育てられる環境づくり

① 朝日診療所での小児科医療(総合医療)の展開		●	
② 延長保育の実施	●		
③ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)や一時預かりサービス事業の拡充	●		
④ 子ども医療費助成・子宝祝金支給事業の充実	●		
⑤ 子育てガイドブックの作成、育児サークル等の子育てネットワークづくり	●		
⑥ 各種検診、予防接種事業、不妊治療費助成事業の継続	●		

#### (3) 地域で子どもを見守り大切にすまちづくりの推進

① 冬季・雨天時などでも親子が共に遊べる場の整備			●
② 地域における見守り活動の推進	●		
③ 通学路等の子どもの安全確保対策の推進	●		
④ 発達段階に応じた食育の啓発・推進	●		
⑤ 地域と連携した食の学習機会の充実	●		
⑥ 地産地消型給食の推進	●		

#### (4) すべての家庭が安心とゆとりをもてる子育て支援の充実

① 障がいのある児童の早期発見、早期治療の実施	●		
② 重度心身障がい児介護手当、療育児童通院交通費給付事業の継続	●		
③ 児童虐待の発生予防と早期発見に向けた関係機関との連携強化	●		
④ すこやか激励金支給事業及びひとり親医療費助成事業の継続	●		
⑤ ひとり親家庭等の相談体制の充実	●		

#### (5) 未婚化・晩婚化対策の推進

① 花嫁・花婿対策事業の実施(出逢いの場の提供と相談活動の実施)	●		
② 独身者向けコミュニケーション、話し方セミナーなどの実施	●		
③ 広域での異業種間交流による出逢いの場の創出	●		
④ 後継者・親御向けセミナー	●		

### 4. 高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくり

#### (1) 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり

① 老人クラブ活動育成事業の充実	●		
② 身近な集会所等を活用した住民主体の健康づくり事業の推進(サロン支援事業の充実)	●		
③ 高齢者等の身近な寄合場の提供(1集落1喫茶店の展開)		●	
④ 敬老会の定期開催と敬老祝金支給事業の展開	●		

#### (2) 明るく活力に満ちた高齢化社会の推進

① シルバー人材センターの設立等による高齢者の雇用機会の創出	●		
② 健康診断、健康相談等の各種高齢者保健サービスの充実	●		
③ 地域住民等の連携による訪問指導の充実			●
④ 高齢者食生活改善事業及び生活習慣改善事業の展開	●		

(3) 保健・福祉(介護)・医療の連携	着手時期		
	前期	中期	後期
①在宅高齢者を支援するための各種事業の充実(緊急通報システムの整備、除雪支援保険事業等)	●		
②認知症高齢者等の権利擁護及び虐待防止にかかる相談・支援体制の充実		●	
③地域全体での高齢者の支え合い、見守る体制の環境整備と意識醸成	●		
④地域包括支援センターの機能強化	●		
⑤高齢者住宅等の整備			●

(4) 介護予防の推進と日常生活支援の充実

①生活支援コーディネーターの配置と協議会の設置		●	
②住民主体による一般介護予防事業の推進			●
③通所型介護予防事業の実施	●		
④訪問型介護予防事業の実施	●		

(5) 在宅医療・介護連携の推進

①地域の医療・介護サービスの資源の把握と情報の共有支援	●		
②地域医療・介護連携の課題抽出と対応の協議	●		
③地域医療・介護連携に関する相談の受付等	●		
④在宅医療・介護関係者の研修と人材育成		●	
⑤24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築			●
⑥地域住民への普及啓発	●		
⑦二次医療圏内・関係自治体との連携	●		

## 5. 障がいの有無に関わらず共に生きるまちづくり

(1) 障がい者福祉の充実

①障がい者の活動紹介と理解の促進(集落・地域で支える運動の展開)	●		
②障がい者にやさしい公共施設の整備(バリアフリー化)	●		
③障がい者への相談体制・情報提供の充実	●		
④早期発見・早期治療の充実及び支援	●		
⑤在宅福祉サービスの充実		●	
⑥共同生活援助施設(グループホーム)の整備	●		

(2) 障がい者の社会活動への参加促進

①発達支援相談会と保育所・関係課との連携		●	
②保育・学校教育サービスの充実	●		
③雇用の奨励と啓発	●		
④障がい者等の集まり場の提供及び小規模作業所への展開	●		
⑤イベント等への参加促進と支援			●
⑥ボランティアの育成	●		

## 6. 安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域医療体制の充実

①救急医療体制の整備と充実	●		
②朝日診療所と2次・3次医療機関との連携強化	●		
③来院患者の病状等を的確に医師につなぐ診察システムの確立	●		
④国道289号の開通を見据えた三条市の医療機関との連携構築		●	

	着手時期		
	前期	中期	後期
(2) 消防団組織の育成強化と危機管理体制・災害防止・安全対策の充実			
①実効性のある防災訓練の実施(火災・山岳)	●		
②消防施設・消防装備の適正配置	●		
③消防団員の適正配置と消防団組織の再編の検討	●		
④火災予防運動の展開	●		
⑤危機管理体制の充実(年次計画による災害・緊急時用物資の整備)	●		
⑥情報伝達・通信体制の確立	●		
⑦安全対策の充実(交通安全対策の充実・犯罪のないまちづくりの推進)	●		

(3) 要援護者に対する支援体制の強化

①地域の高齢者等(要援護登録者)の地域見守り体制の充実	●		
②緊急通報システム・地域見守り安心カードの推進	●		
③要介護高齢者や障がい者などの要援護者情報の把握と災害救助法に基づく避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報の共有	●		
④福祉避難所の指定促進と運営マニュアル作成と訓練の実施		●	

## V. 働きがいのあるまちづくり

### 1. 受け継ぎ託す、プライド農業の実践

	着手時期		
	前期	中期	後期
(1) 農業の公益的機能の維持			
①農地保全等、農業の公益的機能への支援策の実施	●		
②永続的農地保全に向けた組織の検討	●		

(2) 農業の担い手の育成・確保

①認定農業者及び集落営農を行う地域農業リーダーの確保	●		
②農業法人化の推進	●		
③新規就農者・農業後継者の育成支援	●		
④女性農業者・高齢農業者による生産活動の推進	●		
⑤住民への農業参入に向けた農業教育の実施と情報の発信	●		
⑥新規就農者確保に向けた受入れ条件の整備・支援	●		
⑦建設業等異分野業種の農業への転職等支援	●		

(3) 高収益・高付加価値農業の展開

①町産米のブランド形成に向けた品質・知名度向上対策 (有機農業の推進・食味向上・ふるさと納税制度等を活用した積極的なPR)	●		
②振興作物「トマト」「花卉」の戦略的支援	●		
③山菜・薬草等の特用特産物の栽培加工等		●	
④農産物の品質維持、高付加価値のための雪冷熱エネルギーの活用	●		

(4) 効率的な農業の推進

①農用地の利用集積と農作業受委託の推進	●		
②生産基盤の整備(町単補助制度創設)と農村生活環境の整備	●		
③農業機械購入補助金(町単)の創設	●		
④資源循環型農業の推進	●		
⑤農業研究機関との連携による栽培技術・省力技術の向上	●		



(5) 農業経営の安定	着手時期		
	前期	中期	後期
①農家所得向上のための各種事業の展開	●		
②新たな販売ルートの発掘と産直・直売の実施とインターネットの活用	●		
③(仮称)人材センターからの派遣による繁忙期等の人手不足の解消	●		
④耕作放棄地解消と農用地利用集積等への支援	●		
⑤有害鳥獣対策	●		
⑥生産・経営情報の提供	●		
⑦放射性物質に対する風評被害対策	●		

## 2. 豊かな森林を活かした林業の振興

### (1) 林業の振興

①町産材の流通と循環型利用拡大の取組み (木質バイオマスの推進・町内住宅等への木材利用促進)	●		
②計画的な植林・保育・間伐による森林の保全及び公益的機能の維持(森林環境税の活用)	●		
③林業後継者の育成と支援		●	
④林道の整備・保全	●		
⑤保健・レクリエーション機能等を持つ機能維持増進森林の整備推進		●	

### (2) 特用林産物の活用

①山菜・きのこの等の伝統産品への認定等によるブランド化と商品づくり		●	
②豊富な山の幸の生産拡大と流通販売ルートの確立		●	
③わらび園等の観光山菜園の整備・充実	●		
④森林組合の育成強化(多角経営の推進と新たな林産物の発掘)	●		
⑤流木等森林資源の新たな活用策の検討	●		
⑥放射性物質に対する定期的なモニタリング等の対策	●		

## 3. 水の郷にふさわしい水産業の振興

### (1) 内水面漁業の振興

①町内水系の資源調査	●		
②内水面水産試験場を通じた技術的助言及び情報提供による振興	●		
③漁協による放流事業の実施	●		
④カワウ等有害鳥獣及び外来魚対策の実施	●		

### (2) 生産基盤の整備

①産業間連携による加工・流通ルートの確立			●
②漁業組合・生産者の育成支援	●		
③魚類や水棲生物の生息環境の整備・改善(水辺林の保護等)	●		
④養魚施設の近代化			●

## 4. 活力と賑わいそして持続ある商工業の確立

### (1) 地元で根差す商業の展開

①三地区の中心地に休憩所などのコミュニティ施設の整備と支援		●	
②新規開業を支援するトレーラーハウス等による、まちなかへのチャレンジショップの設置	●		
③事業者主体による商業イベントの充実	●		
④消費者を意識した店舗・品揃えの充実	●		
⑤複合施設等商業機能施設の整備検討		●	
⑥商工会による的確な指導と商業振興策の提案	●		
⑦地元消費拡大のための行政の誘導策の検討	●		

(2) 観光商業への対応	着手時期		
	前期	中期	後期
①国道289号八十里越開通を見据えた中心市街地の整備 (JR只見駅、役場新庁舎を中心とした中心市街地の整備とひと・ものの流れの連携)	●		
②地域資源を活かした魅力ある特産品の展開と販売 (町内産品のブランド化、ふるさと納税返礼品利用)	●		
③宿泊・飲食事業者に対する持続化・創業支援	●		
④観光客の立ち寄り拠点「道の駅」等の整備		●	
⑤インターネットでの少量多品種の「通販パック」の販売		●	
⑥郷土料理や只見の地場産品を活かした商業の活性化		●	
⑦空き店舗・公共建築物等の有効活用		●	

(3) 工業基盤の整備	前期	中期	後期
①制度資金を活用した経営安定化支援	●		
②技術力向上・人材確保のための各種支援制度の充実 (新潟県三条市のものづくり学校との戦略的な連携)	●		
③企業誘致のための用地確保と魅力ある優遇措置の創出	●		

(4) 時代に即応した既存企業の育成・支援	前期	中期	後期
①雇用確保のための奨励金・優遇措置の創出	●		
②新分野進出のための支援策の実施	●		
③起業家に対する支援制度の創出	●		
④知識・技術習得制度の活用	●		
⑤地元高校卒業者が町内企業へ就業できる支援制度の創出		●	

## 5. 地域経済の発展を担う魅力ある観光の推進

### (1) 魅力ある観光地づくり

①まちづくり会社「(仮称)株式会社 自然首都・只見」の設立	●		
②地域マネジメント組織の立ち上げ(日本型DMOによる観光地域づくり)	●		
③分かりやすく見やすい多言語に対応した町内統一案内板の整備	●		
④青少年旅行村オートキャンプ場を拠点としたアウトドア観光の充実	●		
⑤誰でも町内観光施設を周遊できるプランの提案(観光デマンドの構築・レンタカーの整備)		●	
⑥エコツーリズム(自然体験・農業体験等)のガイドインストラクターの充実	●		
⑦只見町ブナセンターによる「ユネスコエコパーク」の情報発信	●		
⑧既存観光施設の展示内容の再整備と魅力アップづくり			●
⑨イベント開催時の観光施設への周遊誘導策の実施		●	
⑩観光スポット等(遊歩道・登山道・ビューポイントなど)の維持・管理・修繕	●		

### (2) 観光客の誘客促進

①フリースポット拠点の整備と充実	●		
②ホームページ・SNS・動画配信等による情報宣伝の強化・充実	●		
③六十里越、八十里越等の観光路線の活用推進(新潟県魚沼市、三条市との連携)		●	
④環境教育、教育旅行の積極的な推進(着地型旅行商品の企画・開発)	●		
⑤国際化に対応した多言語情報(看板・パンフレットなど)の提供と人材育成		●	
⑥ゆるキャラ「ブナりん」のイベント等での積極的な活用	●		
⑦魅力あるパンフレット・ポスター等の作成による町のPR	●		
⑧広域市町村との連携強化による周遊情報発信	●		
⑨道の駅・川の駅などの交流拠点の整備と充実		●	

	着手時期		
	前期	中期	後期
(3) ふるさと交流都市・近隣市町村・諸団体等との積極的な交流			
①国道289号八十里越開通を見据えた三条市との交流 〔(仮称)三条市・只見町連携戦略会議〕による多様な交流推進	●		
②ふるさと交流都市(柏市)との多様な交流の推進(住民交流の推進)	●		
③只見川沿線市町村・新潟県魚沼市との多様な交流関係の構築	●		
④新たな地域団体等との交流機会の発掘		●	
⑤交流希望団体等の町内への短期宿泊制度・施設の拡充		●	

(4) JR只見線を活用した新たな誘客の促進

①不通区間の解消に向けた利用促進事業の実施	●		
②「只見線に手をふろう条例」の普及啓発、只見線応援団の加入促進	●		
③ラッピング車両の運行によるJR只見線PRと誘客促進	●		
④インバウンド観光推進のためのPRと旅行企画造成	●		
⑤「風っこ会津只見号」「SL会津只見号」などの特別列車の定期運行	●		
⑥只見線を活用した旅行企画・周遊プラン等の提案	●		

## 6. 産業間連携による地域経済の発展

(1) 産業間連携の推進

①(仮称)只見町経済同友会の設立(町内異業種メンバーによる情報交換機会の創出)	●		
②人材育成プログラムの創出	●		
③異業種連携・参入に対する支援策の充実		●	
④異業種連携による体験交流事業・特産品づくりの支援・推進		●	
⑤建設業からの農林業等の労働者不足への支援・連携	●		

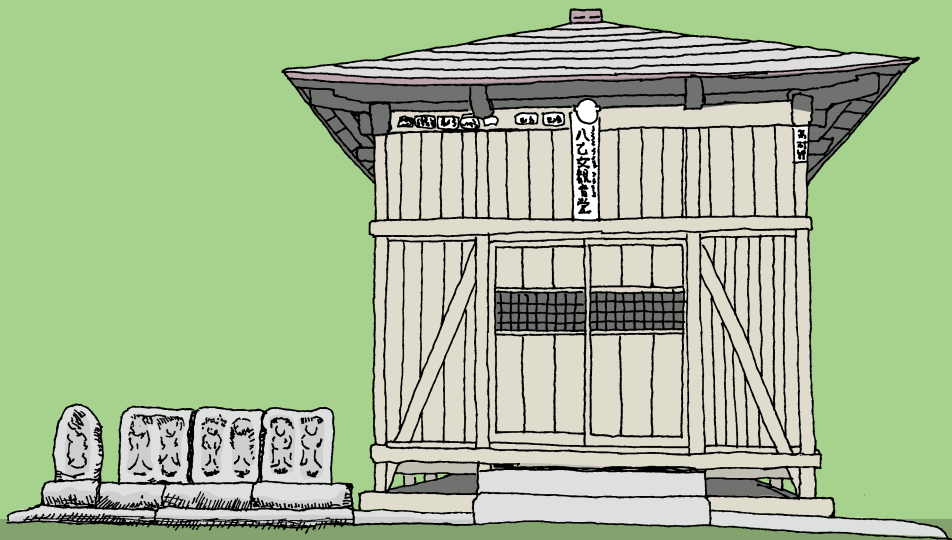
(2) 新商品開発の推進

①伝承産品等の地域ブランド化による商品の造成・販売の推進	●		
②起業に対する支援策の充実と情報提供	●		
③有識者・研究機関を活用した特産品等の開発・研究(産学官民の連携)	●		
④新商品開発のための機器導入支援の創出		●	
⑤農産物の加工所の整備・支援		●	

(3) 地産地消の推進

①農林水産物の地産地消運動の推進(地域ブランドメニューの創設、伝統料理の提供)	●		
②直売所・農家レストラン・農家民宿の整備促進による地産地消の展開	●		
③地元木材を利用した住宅建築の推進	●		
④地産地消運動を推進する仕組みづくりの構築		●	
⑤地域内消費を高めるための各種事業の展開			●

# 資料編



八乙女堂(只見町塩ノ岐)  
御蔵入三十三観音第二番札所

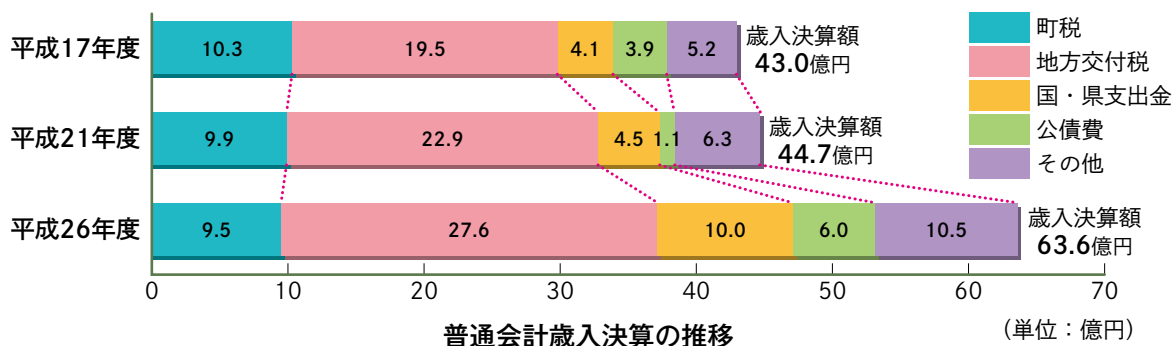


# 1. 町財政の状況

## ◆歳入の推移

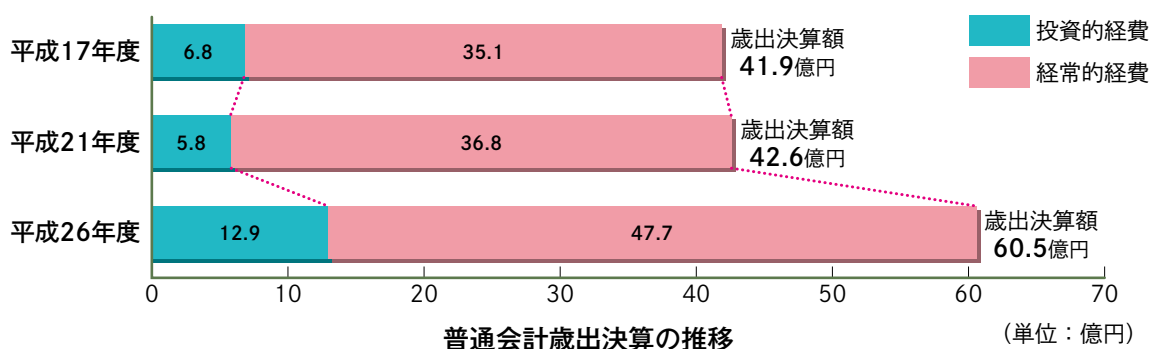
平成26年度決算は、過去の決算と比較して、平成23年の豪雨災害の補助金等があり歳入は大幅に増加しています。また、地方交付税も過去の推移からは、増加傾向にありますが、災害等の一時的なものもあり、国の厳しい財政状況が変わらないため、交付税の大幅な見直しによる地方交付税の減額も見込まれ、厳しい財政状況となることが予想されます。

町税については発電所施設等の大規模償却資産に係る固定資産税額の変動に大きく影響され、年々減少を続けており、さらなる財政悪化が懸念されます。



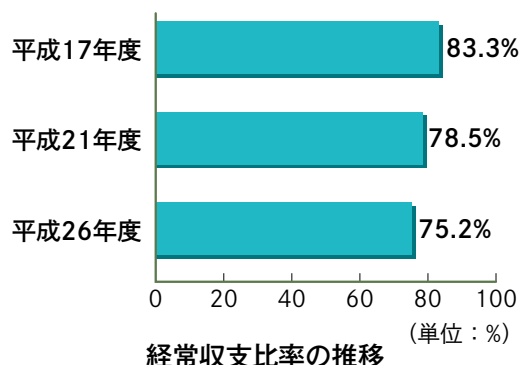
## ◆歳出の推移

平成26年度決算は、歳入額の増加に伴い過去の決算額と比較して増加しています。とくに、災害による投資的経費（事業実施などの経費）が増加しております。今後は、役場本庁舎など公共施設に係る改築費や生活基盤整備の更新時期に伴う改修費用等が見込まれていることから、経常的経費（人件費・物件費・維持修繕費・扶助費・補助費・公債費等の固定経費）の抑制に努めるとともに、事業の取捨選択と重点化を実施し、様々な用途のために積み立ててきた基金を効果的に大切に活用しながら、健全な財政運営を維持することが求められます。



## ◆経常収支比率

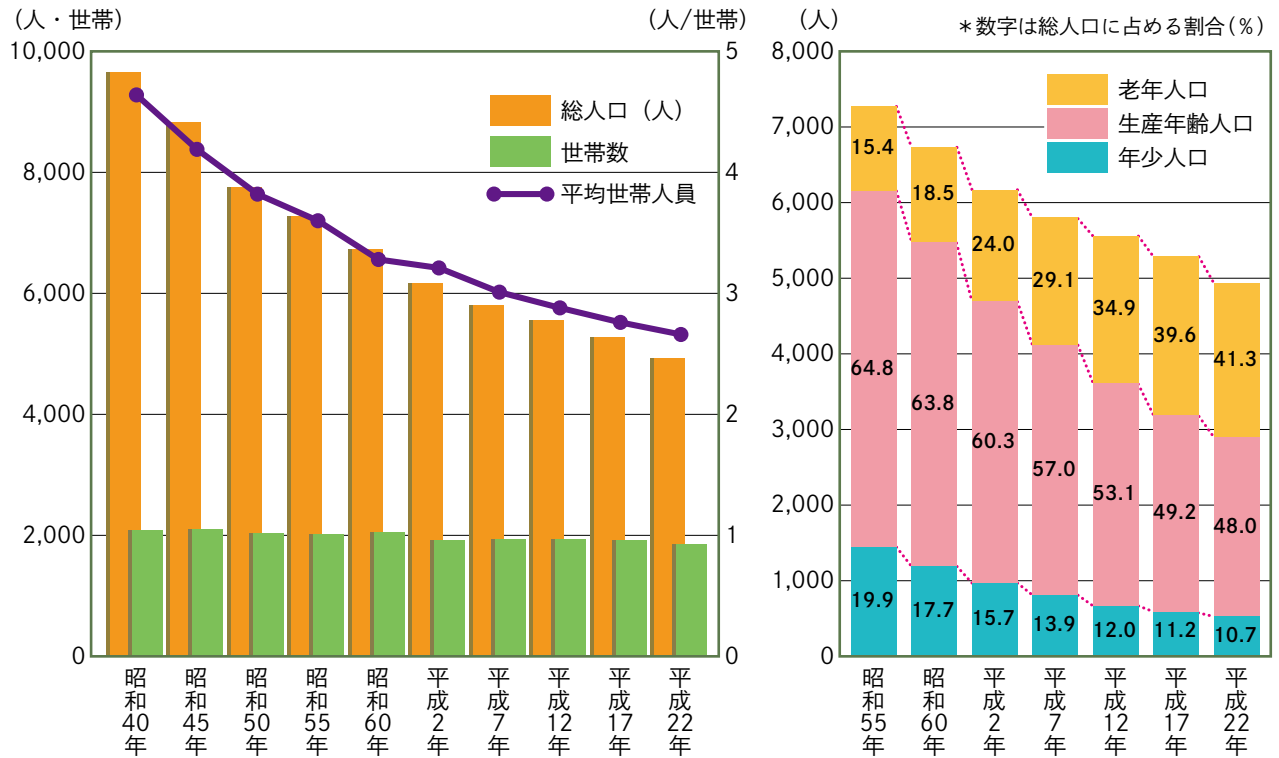
「経常収支比率」とは、経常的な歳出の経常的な歳入に対する割合で、財政構造の弾力性を表す指標です。この比率が高いほど財政構造が硬直化していることを表します。只見町では、平成18年度に要注意ラインとされる80%を下回り、それ以降は70%台を維持しております。今後は行政改革大綱及び行財政改革プログラムを推進し、健全な財政運営を目指します。



## 2. 人口の現状と将来の人口分析(只見町人口ビジョン抜粋)

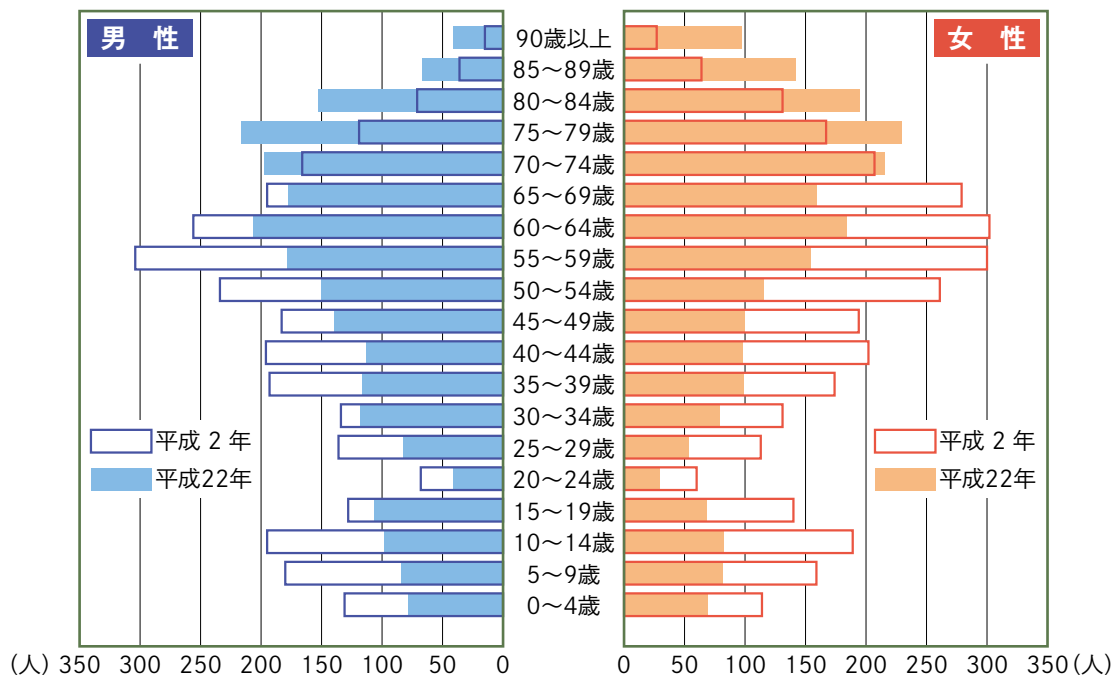
### ◆人口の現状(基礎分析)

本町の人口は昭和40年(1965年)以降、一貫して減少しており、昭和40年から平成22年にかけて半減しています。また、年少人口(15歳未満)は30年間で約6割減少しているため、少子化・人口減少傾向が今後も続くと思込まれます。



人口と世帯の推移(国勢調査)

年齢三区分別人口比率の推移(国勢調査)



人口ピラミッドの推移(平成2年と平成22年の比較)(国勢調査)

## ◆将来の人口分析

### ①町内総人口

只見町人口ビジョン（平成26年10月策定）による将来人口の推計の結果、町内総人口は減少を続けますが徐々に減少幅は小さくなると想定されています。

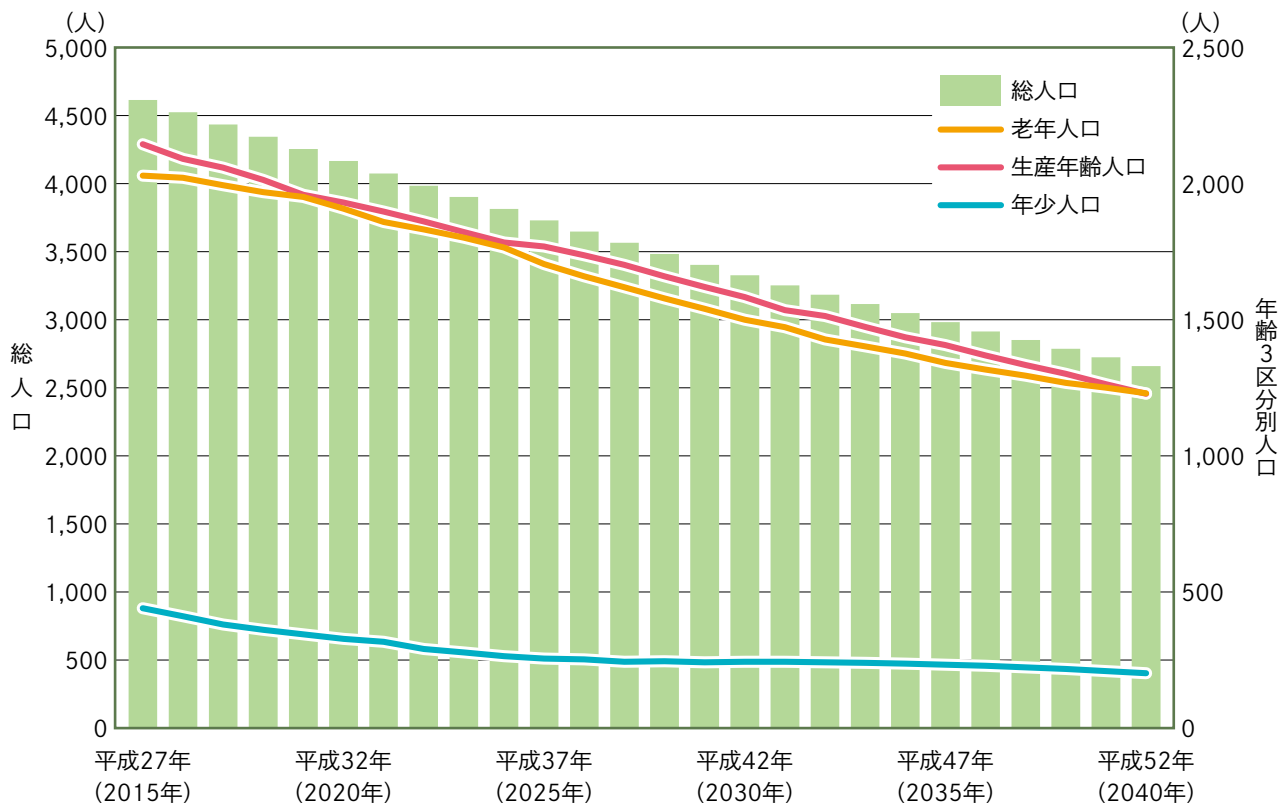
年齢三区分別に見ると、年少人口は減少幅が徐々に小さくなるものの、平成52年には202人と、平成27年と比べて半数以下になることが見込まれます。生産年齢人口と老年人口はともに減少を続け、平成52年には、それぞれ1,228人、1,229人とほぼ同数になることが見込まれ、老年人口1人を生産年齢人口1人で支えることになる見通しです。

現在のまま、推移をした場合この「第七次只見町振興計画」の計画期間が満了となる平成37年（2025年）には、只見町の人口は3,729人まで減少すると想定されています。さらに、10年後となる平成47年（2035年）には3,000人を割り込むことが想定され、平成52年（2040年）には2,660人まで人口が減少することが想定されています。

しかし、この想定は只見町人口ビジョンにおける現在までの数値を基礎とした、将来人口の推計の結果であることから、第7次只見町振興計画と只見町総合戦略において積極的に事業を展開し、人口減少に歯止めをかけることを目指します。

総人口及び年齢3区分別人口の推計

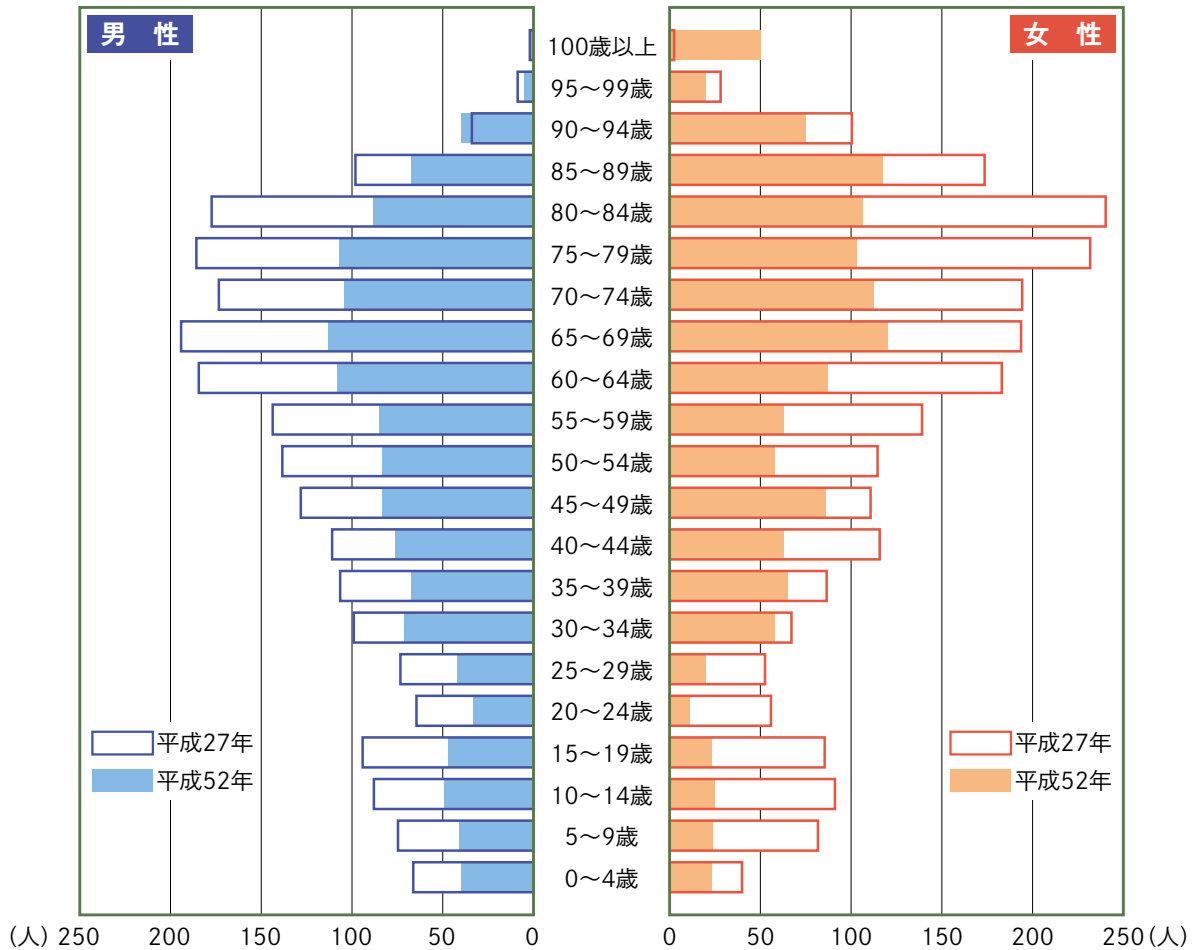
	実数値	推 計 値				
	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)
総人口(パターン③)	4,614	4,166	3,729	3,327	2,982	2,660
年少人口(0～14歳)	440	328	256	244	233	202
生産年齢人口(15～64歳)	2,145	1,930	1,769	1,583	1,407	1,228
老年人口(65歳以上)	2,029	1,908	1,704	1,499	1,342	1,229



## ②男女別年齢別人口（人口ピラミッド）

前述の結果を男女別年齢別に見ると、平成27年の時点ですでに、男女ともに65歳以上の年代が一番多い人口構成であるため、人口ピラミッドの形状は逆三角形型です。平成52年はこの傾向が続くものの、全体的に人口規模が大きく縮小し、特に20歳代の男女が著しく減少すると予測されます。

この年代の減少が顕著な場合、結婚や出産をする人数が少なくなり、合計特殊出生率が改善されたとしても、子どもの数は大幅に増えることがなく、引き続き人口減少が続くことになります。



人口ピラミッドの推移予想(平成27年と平成52年の比較)〈国勢調査〉



### 3. 只見町人口ビジョン及び只見町総合戦略

「只見町人口ビジョン」は、少子高齢社会の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたり活力ある持続可能な地域社会を構築していくため、本町における人口の現状と将来の展望を示す計画を策定したものです。

人口ビジョンは、本町における人口及びそれに関連する産業・経済等の現状を分析し、今後取り組むべき将来の方向性及び人口の将来展望を示すもので、対象期間は、国の「まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン」に基づき、平成52年（2040年）までとしています。

「只見町総合戦略」は、人口の現状と将来の展望を定める「只見町人口ビジョン」及び地域の実情に応じて、今後5ヵ年の施策の方向性を示したものです。

総合戦略は、中長期的な視点に立ったまちづくりの基礎となる只見町振興計画（以下、振興計画）との整合を図って策定し、戦略的に事業を展開するものです。

総合戦略における施策の主な取り組みは、この「第七次只見町振興計画」にて中・長期的に目指す取り組みのうち、とくに人口減少の緩和に貢献しうるものや、短期に集中的に取り組むことが人口の維持、増加に効果的であると考えられるものを整理、抽出して、取りまとめられています。

この戦略に基づき、国からの地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開を受けながら、集中的に事業に取り組むこととしています。

### 4. 人口ビジョンの基礎分析による総合戦略での取り組みの方向性と人口目標

「只見町人口ビジョン」の基礎分析を踏まえた現状と課題から、本町の人口に関して目指すべき取り組みの方向性を整理します。

#### (1) 現状と課題

項目	現状	課題、取り組みの方向性
人口の全体的な動向	総人口は昭和40年以降減少傾向にあり、老年人口も平成22年以降減少しているため、本格的な人口減少が始まると見込まれます。	以下に示すとおり多様な課題が山積しているため、総合的かつ戦略的な対策が必要です。
	年少人口は30年間で約6割減少し、急激な少子化が今後も進むと見込まれます。また生産年齢人口も30年間で約5割減少しており、人口ピラミッドを見ると、20歳代が他の年代と比較してとくに少ないことがわかります。	子どもを増やすため、出産や子育てに対する支援などを充実させるとともに、出産適齢の女性が町内にとどまる（戻ってくる）ことができる対策が必要です。人口減少に伴い、空き家や空き店舗が急速に増加することが予測されるため、これらの社会的なストックの集約や活用方法の検討が必要です。

項目	現状	課題、取り組みの方向性
自然動態	出生数はある程度一定ですが、死亡数が増加しているため、全体として自然動態は減少傾向にあります。	子どもを産む中心世代の20歳代の人口が極端に少なく、今後は出生数も減少することが予測されるため、子どもを増やすための対策が必要です。
	年代別未婚率を見ると、とくに20歳代の男性の割合は県平均よりも高く、結婚していない人が多いことがわかります。	出逢いの機会などを創出し、若い世代の結婚に対する希望がかなうようにすることが重要です。
社会動態	基本的には転出超過傾向にあります。年代別に見ると、高校や大学進学の際の転出と20歳代後半での転入（Uターン含む）が目立ちますが、後者は年々減少しています。	町外に進学、就職した若者世代の結婚などをきっかけとした転入促進策や、若者世代の転出抑制策など、人の流れを活発にする対策が必要です。
産 業	特化係数を見ると、林業、鉱業、農業、建設業、宿泊業・飲食サービス業などが全国的に見ても大きく、本町の基幹産業です。	人口減少に伴い、今後はこうした基幹産業においても人手不足が生じることが予測されるため、生産性や付加価値の向上、人材マッチングなどの対策が必要です。
	工業、商業ともに事業所数は減少傾向にあります。	企業誘致のほかに、地域のニーズや企業の特徴を踏まえた起業や第二創業などを支援する、新たな仕事(雇用)づくりが必要です。
福 祉	一般診療所はあるものの、病院は町内にありません。	救急、産婦人科、小児科など専門的な診療を受けるための町外の医療機関との連携や体制整備が必要です。
教 育	小学校、中学校ともに児童・生徒数は減少傾向にあり、中学校は平成19年に統廃合されました。	人口減少、とくに年少人口の急減は今後も続くことが予測されるため、学校運営の効率化を図るだけでなく、児童・生徒を確保するための特徴的な教育内容や環境の整備が必要です。
交 流	JR只見駅の乗車人員は平成23年の新潟・福島豪雨の影響により、大幅に減少しています。	只見線不通区間の代行バスの利用は伸びているため、さらなる利用率の向上に向けた対策が必要です。
	観光入込客数は平成19年以降減少傾向にありましたが、平成24年に豪雨災害以前の水準には達していないものの増加に転じ、平成25年に豪雨災害以前の水準まで回復しました。	平成26年6月の「只見ユネスコエコパーク」登録を呼び水に、「自然首都・只見」として魅力ある観光地、居住地として、町内外に発信していくことで交流人口を増加させることが必要です。

## (2) 目指すべき取り組みの方向性

只見町人口ビジョンでの現状と課題を踏まえ、将来に向け取り組むべき方向性として以下の4点を設定しました。また、取り組むべき事業は、「第七次只見町振興計画」の事業から整理、抽出し、人口減少を克服するために「只見町総合戦略」の計画期間である5年間に取り組む事業としてまとめたところです。

方向性1	安定した雇用を創出する
方向性2	新しいひとの流れをつくる
方向性3	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
方向性4	時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

## (3) 「只見町総合戦略」における将来人口(2040年)の目標

「只見町総合戦略」における取り組みによる本町の将来人口の目標は、合計特殊出生率2.3を達成しながら、転出の多い若者の定住(転入)を促進することを目指し、平成52年(2040年)に3,000人を目指すこととしています。

### ■ 人口の目標値 (\* : 只見町総合戦略における目標数値)

**平成52年(2040年) : 3,000人**

- \* 合計特殊出生率：平成42年(2030年)に2.03、平成52年(2040年)に2.3を目指す
- \* 転入促進：Uターンの促進・定着(25歳～30歳、5年毎に男女2人ずつ増)
- \* 転出抑制：子育て世帯(3人家族を想定し、毎年2世帯の転出抑制)

### 合計特殊出生率の目標値

	実数値	目標値				
	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)
合計特殊出生率(パターン⑤)	1.66	1.79	1.91	2.03	2.17	2.30

### 総人口及び年齢3区分別人口の目標値

	実数値	目標値				
	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)
総人口	4,614	4,216	3,856	3,538	3,276	3,035
年少人口(0～14歳)	440	339	297	325	344	331
生産年齢人口(15～64歳)	2,145	1,970	1,855	1,712	1,590	1,475
老年人口(65歳以上)	2,029	1,908	1,704	1,499	1,342	1,229

## 5. 只見町振興計画審議会条例

(昭和43年2月5日条例第1号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、只見町振興計画審議会(以下「審議会」という)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ町の振興計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が任命する。

(1)学識経験者

(2)関係団体の役職員

(3)その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策課で処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年7月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年7月1日から適用する。

附 則(昭和53年6月23日条例第20号)

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則(平成6年9月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年8月29日条例第16号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年7月1日条例第14号)

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第1号抄)

(施行期日)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



## 6. 只見町振興計画審議会委員名簿

平成27年6月17日任命

任命区分	役職名	氏名	備考
学識経験者	元「自然首都・只見」ブランド確立のための 検討委員会委員長	有田博之	
	新潟大学農学部教授	崎尾均	
	只見町教育委員会委員長	角田行雄	
関係団体の役職員	JA会津みなみ只見支店長	酒井邦広	
	只見町商工会長	目黒長一郎	○副会長
	只見町観光まちづくり協会副会長	目黒千代作	
	只見町農業委員会会長	渡部旦明	
	只見町森林組合長	鈴木章一	
	只見町建設業協会会長	三瓶吉夫	
	只見町区長連絡協議会長	菅家二千六	◎会長
	只見町民生児童委員協議会長	横山圭子	
	只見町消防団長	鈴木好行	
	只見町老人クラブ連合会長	鈴木慎介	
	明和婦人会長(只見町婦人団体代表)	矢沢千代	
	明和青年団長(只見町青年団体代表)	大竹隆二	
	只見地区地域づくり委員会会長	五十嵐辰男	
	朝日地区地域づくり委員会会長	目黒俊行	
明和自治振興会副会長	矢沢達也		
町長が必要と認める者	NPO法人ただみコミュニティクラブ ゼネラルマネージャー	平山康夫	
	只見の自然に学ぶ会代表	新国勇	

※役職名は任命時現在

## 7. 諮問文

27総政第184号  
平成27年7月2日

只見町振興計画審議会長 様

只見町長 目黒吉久

只見町振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、次の通り諮問します。

### 【諮問】

平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とする「第七次只見町振興計画(案)」について調査・審議を求めます。

## 8. 答申文

平成28年3月10日

只見町長 目黒吉久様

只見町振興計画審議会  
会長 菅家二千六

### 第七次只見町振興計画(案)について(答申)

これまで住民と町職員を構成員とする振興計画策定本部専門部会において、短期間に精力的に会議を重ねられ、「第七次只見町振興計画(案)」がまとめられたことに深く敬意を表します。

当審議会は、平成27年7月2日付け27総政第184号で「第七次只見町振興計画(案)」についての諮問を受けて以来、只見町振興計画審議会条例第2条の規程に基づき、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、適当であると認めましたので、ここに答申いたします。

なお、本計画の施策の執行にあたっては、審議の過程において提案した意見を十分に考慮し、国・県等関係機関との連携を深め、住民の理解と協力を得ながら、効率的な執行体制と積極的姿勢で実効性のあるものとなるよう推進を図るとともに、次の諸点について特段の配慮を払われるよう要望します。

#### 記

1. この答申に基づき、速やかに「第七次只見町振興計画」を定め、計画を着実に推進し10年後の目標である「自然・文化・歴史「只見らしさ」に誇りと愛着を持つまちづくり」の実現に努められたい。
2. 「只見ユネスコエコパーク」の登録を実現した当町において、第七次只見町振興計画では、ユネスコエコパークの理念に基づく地域づくりを行い、目標に向けて住民と共に歩むように努められたい。
3. 計画を実現する手法について、計画(Plan)行動(Do)評価(Check)改善(Act)を言及しているが、別にアクションプランを定めて実行を図り、高い効果・成果を求めることに努められたい。
4. 計画実現には、住民協働によるまちづくりが重要となっているため、その過程である住民との対話に常に心がけ、住民参加によるまちづくりの推進に努められたい。
5. 本計画の執行にあたっては、住民の理解と協力を得るため、分かりやすい概要版を全戸配布するとともに、広報公聴活動に努められたい。

以上

## 9. 只見町振興計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 只見町振興計画を策定するため、只見町振興計画策定推進本部(以下本部)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)基礎調査に関すること。
- (2)基本構想素案作成に関すること。
- (3)基本計画素案作成に関すること。
- (4)実施計画案作成に関すること。
- (5)その他振興計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

(本部長)

第4条 本部長は町長の職をもって充てる。

(副本部長)

第5条 副本部長は、副町長及び教育長の職をもって充てる。副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときはその職務を代理する。

(部員)

第6条 部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(情報収集)

第7条 本部は、振興計画策定にあたり、町民一人ひとりが町づくりに参画し、その主体的な発想と創造力を活かすため、幅広く住民、関係団体及び関係職員から情報を収集しなければならない。

(専門部会)

第8条 本部に、専門的事項に関する調査・協議を分掌させるため、専門部会を設けることができる。

2 専門部会の構成は次の通りとする。

- (1)地域振興部会
- (2)医療・福祉・保健部会
- (3)農林・観光・商工部会
- (4)環境・生活基盤部会
- (5)教育・文化部会

3 各専門部会の所掌事務は別表2の通りとする。

4 各専門部会は、相互に連携協力して本部所掌事務を遂行するものとする。

(専門部会員)

第9条 専門部会員は、本部長が指名する者をもって組織し、本部において指示する事項について検討協議を行い、その結果を本部に報告する。

2 各専門部会に部会長を置く。部会長は本部長の命を受け、部会の事務を総括する。

3 部会長が事故あるときは、部会長があらかじめ指名する部会員が職務を代理する。

(合同会議)

第10条 本部長は、必要と認める事項の審議については、随時本部会及び専門部会の合同会議を開くことができる。

(事務局)

第11条 本部及び専門部会の事務局は、総合政策課において処理する。



(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が決める。

附則

この要綱は、平成27年2月28日から施行する。

別表1（第6条関係）

部 員	総合政策課長、総務課長、町民生活課長、保健福祉課長、農林振興課長、観光商工課長、環境整備課長、会計室長、只見振興センター長、朝日振興センター長、明和振興センター長、教育次長、議会事務局長、環境整備課主幹兼副課長、朝日診療所事務長
-----	--

別表2（第8条第2項関係）

部 会 名	所 掌 事 項
地 域 振 興 部 会	地域づくり、自然保護、ユネスコエコパーク、公共交通、財政、広報広聴、情報共有、情報通信、消防、防災、住民サービス、広域連携等（総合政策課、総務課、町民生活課、振興センター所掌事務）
医 療 ・ 福 祉 ・ 保 健 部 会	少子高齢化、高齢者福祉、介護保険、児童福祉、母子父子福祉、障害者福祉、地域福祉、医療、健康づくり、国民健康保険、後期高齢者、保育所等（保健福祉課、朝日診療所、保育所所掌事務）
農 林 ・ 観 光 ・ 商 工 部 会	農業振興、農地保全、水産業振興、産業の六次化、林業振興、有害鳥獣、観光振興、都市交流、商工業振興、雇用対策、企業誘致等（農林振興課・観光商工課所掌事務）
環 境 ・ 生 活 基 盤 部 会	生活環境対策、ごみ処理、上下水道、道路、河川、公園緑地、住宅、空家対策、雪対策、景観対策等（環境整備課所掌事務）
教 育 ・ 文 化 部 会	小・中学校教育、高校振興対策、生涯学習、社会教育、社会体育、芸術文化、文化財等（教育委員会所掌事務）

## 10. 振興計画策定本部 専門部員 名簿

(委嘱年月日)平成27年6月18日

部 会 名	所 属	氏 名	備 考
地域振興部会	明和自治振興会	高 木 正 貴	◎部会長
	只見町観光まちづくり協会	菅 家 忠	○副部会長
	只見地区地域づくり委員会	大 竹 健 一	
	只見地区地域づくり委員会	三 瓶 彰 治	
	朝日地区地域づくり委員会	山 中 美 明	
	明和自治振興会	舟 木 晋 太 郎	
	只見の自然に学ぶ会	渡 部 和 子	
	生涯学習推進員	大 東 由 佳	
	総務課副課長	渡 部 高 博	
	町民生活課	梁 取 茂 弘	
	明和振興センター	三 瓶 さ お り	
医療・福祉・ 保健部会	只見ホーム	矢 沢 明 伸	◎部会長
	只見町地域活動支援センターじねえんと	星 忠	○副部会長
	只見指定居宅介護支援事業所	渡 部 み さ え	
	桜の丘みらい	矢 沢 広 子	
	只見町民生児童委員協議会	藤 田 希 恵 子	
	朝日老人クラブ	星 素 行	
	朝日婦人会	渡 部 ヨ リ 子	
	保健福祉課副課長	増 田 栄 助	
	保健福祉課係長	吉 津 瑞 穂	
	朝日保育所	木 津 弘 典	
農林・観光・ 商工部会	JA 会津みなみ只見支店	山 内 孝 志	◎部会長
	只見町商工会青年部	菅 家 大 和	○副部会長
	只見町商工会	渡 部 憲 司	
	只見町観光まちづくり協会	酒 井 治 子	
	エコパークやってみっ会	佐 藤 順 子	
	ヤマイシ	渡 部 民 夫	
	農業者	佐 藤 泉 太	
	農業者	山 内 喜 伸	
	女性農業者	目 黒 美 樹	
	観光商工課副主幹	岩 渕 秀 一	
農林振興課副課長	目 黒 祐 紀		
環境・生活基 盤部会	住まいづくり・まちづくり研究会	菅 家 英 祐	◎部会長
	只見地区地域づくり委員会	五 十 嵐 和 弘	○副部会長
	福島県建築士会山口支部	酒 井 敏	
	朝日地区地域づくり委員会	馬 場 幸 弥	
	明和自治振興会	酒 井 秋 子	
	只見婦人会	鈴 木 小 枝 子	
	環境整備課副課長	渡 部 信 安	
環境整備課	目 黒 健 太		

部 会 名	所 属	氏 名	備 考
教育・文化部会	元学校長	吉 津 和 子	◎部会長
	只見町文化協会	山 内 幸 三	○副部会長
	朝日小学校	橋 本 淳	
	只見高等学校	滝 沢 日 佐 人	
	朝日地区地域づくり委員会	渡 部 文 彦	
	只見町小・中学校PTA連絡協議会	吉 津 邦 弘	
	只見高校PTA	目 黒 夏 樹	
	只見コミュニティクラブ	渡 部 一 昭	
	只見町ブナセンター	河 原 崎 里 子	
	教育委員会副主幹	横 山 伸 成	
教育委員会生涯学習係長	吉 津 な お み		

※所属については、委嘱時現在のものです。

## 11. 専門部会での策定経過

### (地域振興部会)

- 第1回 平成27年 7月 7日(火) 19時00分～21時00分
- 第2回 平成27年 7月29日(水) 19時00分～21時00分
- 第3回 平成27年 8月25日(火) 19時00分～21時00分
- 第4回 平成28年 2月17日(水) 19時00分～21時00分

### (医療・福祉・保健部会)

- 第1回 平成27年 7月 7日(火) 19時00分～21時00分
- 第2回 平成27年 8月 5日(水) 19時00分～21時00分
- 第3回 平成28年 2月17日(水) 19時00分～21時00分

### (農林・観光・商工部会)

- 第1回 平成27年 7月 7日(火) 19時00分～21時00分
- 第2回 平成27年 7月16日(木) 19時00分～21時30分
- 第3回 平成27年 8月 7日(金) 19時00分～21時30分
- 第4回 平成28年 2月17日(水) 19時00分～21時00分

### (環境・生活基盤部会)

- 第1回 平成27年 7月 7日(火) 19時00分～21時00分
- 第2回 平成27年 7月27日(月) 19時00分～21時00分
- 第3回 平成27年 8月24日(月) 19時00分～21時00分
- 第4回 平成28年 2月17日(水) 19時00分～21時00分

### (教育・文化部会)

- 第1回 平成27年 7月 7日(火) 19時00分～21時00分
- 第2回 平成27年 7月28日(火) 19時00分～21時00分
- 第3回 平成27年 8月26日(水) 19時00分～21時00分
- 第4回 平成28年 2月17日(水) 19時00分～21時00分

## 12. 第七次只見町振興計画の策定経過

年 月 日	会 議 等	内 容
平成27年 3月 2日	第1回 策定本部会議	策定基本方針の決定
7月 2日	第1回 振興計画審議会	振興計画を諮問、策定基本方針説明
7月 7日	第1回 専門部会合同会議	策定基本方針確認、部会協議内容確認
7月16日	第2回 農林・観光・商工部会	各部会ごとに協議
7月27日	第2回 環境・生活基盤部会	〃
7月28日	第2回 教育・文化部会	〃
7月29日	第2回 地域振興部会	〃
8月 5日	第2回 医療・福祉・保健部会	〃
8月 7日	第3回 農林・観光・商工部会	〃
8月24日	第3回 環境・生活基盤部会	〃
8月25日	第3回 地域振興部会	〃
8月26日	第3回 教育・文化部会	〃
平成28年 1月20日	総務厚生常任委員会	振興計画(素案)説明
1月20日	経済文教常任委員会	〃
1月27日	総務厚生常任委員会	〃
2月 9日	経済文教常任委員会	〃
2月15日	第2回 策定本部会議	振興計画(案)を審議会に提出決定
2月17日	第2回 専門合同部会	振興計画(案)として承認、部会協議終了
2月19日	議会全員協議会	振興計画(案)の説明
2月22日	第2回 振興計画審議会	振興計画(案)の審議
3月 4日	第3回 振興計画審議会	振興計画(案)の審議
3月 7日	議会全員協議会	振興計画(案)の説明
3月10日	振興計画審議会答申	振興計画審議会議長から町長へ答申
3月14日	第3回 策定本部会議	振興計画の答申についての説明

## 13. 振興計画策定にかかる関連調査等

1. 平成25年度 町民アンケート(只見町まちづくり調査)
2. 平成26年度 町民アンケート(只見町が目指すべきこれからのまちづくり)
3. 平成26年度 只見町統計要覧
4. 只見町人口ビジョン(平成27年10月策定)
5. 只見町総合戦略(平成27年10月策定)



## 14. 只見町の10年後の将来像「夢」

●町の人がいりいなことにやる気を持って、チャレンジできているまち

●只見愛や地域を学び、只見を支える人材が育つまち

●若い人が学んだことを活かせる仕事があるまち

●若者が定着し、活気ある活動をしているまち

●他の地域からお嫁さんが来てくれるまち

●子供から大人まで、生まれた育った只見町が一番だと思えるまち

●道路整備や道路除雪が行き届いているまち

●雪と上手につき合え、安心して暮らせるまち

●安心して病院に通えるシステムがあるまち

### 只見町の10年後の将来像

# 夢



●医療機関が充実して安心感のあるまち

●心身ともにたくましい子どもが育つまち

●只見のことを発信できる子どもが育つまち

●次世代の子どもたちに町の良さを伝えられるまち

●オリンピック選手が輩出されるまち

●家庭と地域と学校がつながっている、子育てができるまち

●何事にも柔軟に対応できる人が育つまち

●子どもたちが笑顔で勉強できるまち

●3地区が特色を活かしつつ、まとまりのあるまち

●今の場所で将来も自分が生活できているまち

●移住者が増え、子どもも増えているまち

●長生きができるまち

●現在の人口を維持しているか、または人口が増えているまち

●都会の人がうらやましいと思うまち



●互いに支え合いと助け合いができるまち

●高齢者の方の暮らしを支えるまち

●孫と三世代で同居しているまち

●おじいちゃん、おばあちゃんが孫の面倒を見ているまち

●人材センターができ、高齢者が健康で元気に活躍できるまち

●一人ひとりが地域を考えている気運のあるまち

●子どもや若い世代が安心して暮らせるまち

●子どもたちが残って農業をしたいと思えるまち

●農業に従事するU・Iターン者が増えるまち



●遊休農地が減っているまち

●観光客や外国人観光客が増え、賑わいのあるまち

●所得が今よりも倍になっているまち

●FMコミュニティラジオが運営され活気のあるまち



●冬期間も安定して仕事ができるまち

●国道289号が新潟県側に開通し、シャクヤクの花があふれるまち

●冬山の案内人などがいて、雪を有効利用した観光客の呼べるまち



## 只見町民憲章

美しい山なみと豊かな流れ　そして雪のふるさと  
ここに生きる私たちは　先人の努力をたたえ  
その忍耐と創造の　歴史を受け継ぎ  
活気あふれる住みよい　町づくりをめざして  
この憲章を定めます

- 一、ゆたかな緑ときれいな水をまもり  
美しい町をつくりましょう
- 一、互いに助け合い親切をつくし  
楽しい町をつくりましょう
- 一、産業をおこしみんなで働ける  
豊かな町をつくりましょう
- 一、教養を深め心と体をきたえ  
文化の町をつくりましょう
- 一、きまりを守り良い風習を育て  
住みよい町をつくりましょう

只見町のまちづくりの根底をなすものは、昭和54年5月3日に制定された只見町民憲章です。  
わたしたちは、只見町民としての自覚と誇りをもって、第七次只見町振興計画においても、  
この町民憲章を生活目標として掲げ、まちづくりを推進します。



高い技術力を誇る町内企業



ヒロロ細工の伝統工芸

## 第七次只見町振興計画

発行：只見町役場（総合政策課地域振興係）

〒968-0498 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地 電話0241-82-5050